平成２３年度版

清掃事業の概要

～　平成２２年度実績　～

～『循環型都市　やまと』の実現を目指して～

大　和　市

目　　次

Ⅰ 総説

1　人口の推移 …… 1
2　事業の沿革 …… 2
3　組織 …… 5
（1） 機構図 …… 5
（2） 事務分掌 …… 5
（3） 職員配置表 …… 9
（4） 勤務体制表 …… 9
4　予算･決算 …… 10
5　平成22年度廃棄物(ごみ･資源物)処理経費 …… 13
6　平成22年度物件費の事務事業別内訳 …… 13
7　平成22年度廃棄物(ごみ･資源物)処理単価 …… 14

Ⅱ ごみ

1　ごみ処理の概要 …… 15
（1） ごみの収集･運搬 …… 16
（2） ごみの処理･処分 …… 21
（3） 施設の概要 …… 24
2　年度別廃棄物搬入量 …… 26
3　市民1人当たりのごみ･資源物排出量 …… 27

Ⅲ ごみの減量化･資源化

1　ごみの減量化･資源化 …… 29
（1） 資源分別回収事業 …… 29
2　生ごみ処理容器等設置費補助金制度 …… 36
3　資源循環型生ごみ処理機設置事業 …… 37
4　家具類の再使用 …… 40

Ⅳ 美化思想の普及･公衆衛生

1　大和市クリーンキャンペーン …… 41
（1）「清掃の日」 …… 41
（2）「例月まち並み清掃」 …… 41
（3）「環境フェア月間クリーンキャンペーン」 …… 42
（4）「不法投棄監視ウィーク」 …… 43
2　大和市環境ポスターコンクール …… 44
3　環境事業推進員 …… 44
4　大和市環境フェア2010 …… 45
5　ポイ捨て等の防止に関する条例の施行 …… 45

６　公衆衛生 ・・・

大和市証紙条例 ・・・

Ⅰ　総　　説

１　　人口の推移 ・・・

１　人口の推移

（各年10月1日現在）

年　度	世　帯　数(世帯)	人　　口　(人)	1世帯当りの人　員(人)
昭和30(1955)年	5，729	24，981	4．36
40(1965)年	17，300	64，991	3．76
50(1975)年	43，990	145，881	3．32
60(1985)年	59，528	177，669	2．98
平成 7(1995)年	77，383	203，933	2．64
17(2005)年	91，072	221，220	2．43
18(2006)年	92，543	222，368	2．40
19(2007)年	93，689	222，917	2．38
20(2008)年	95，056	224，231	2．36
21(2009)年	96，373	225，650	2．34
22(2010)年	97，244	228，186	2．35

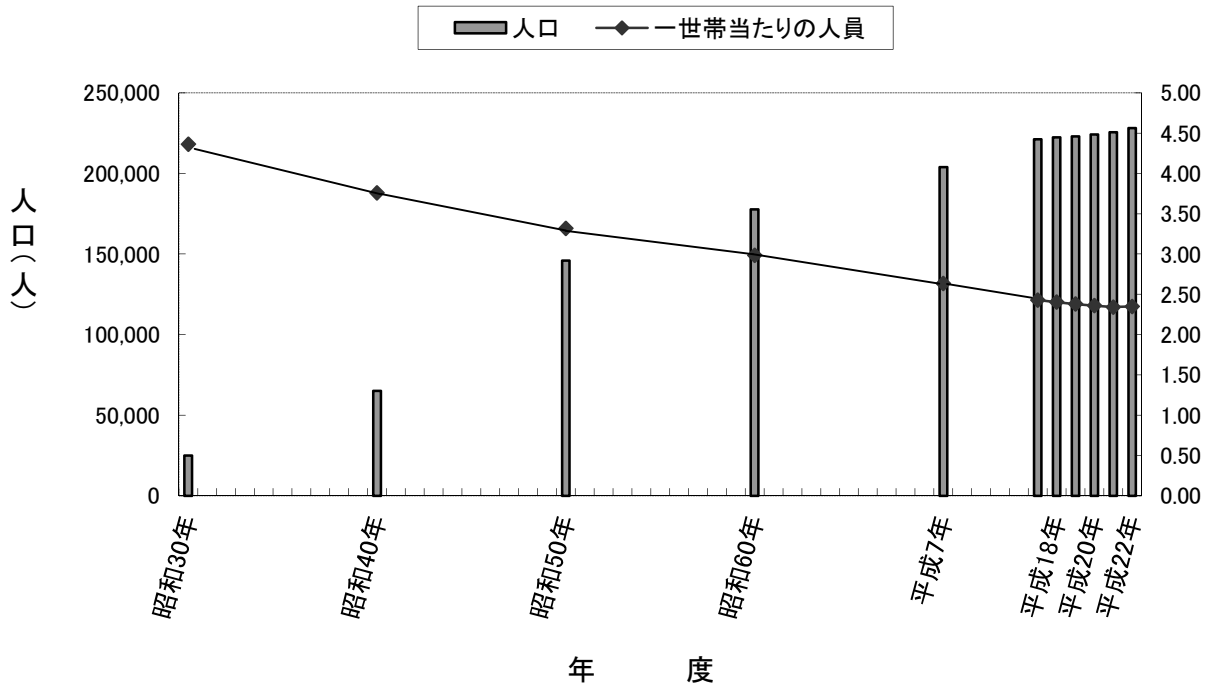

２　事業の沿革

		S29	S40	S50	S60
取組	ごみ		・大和市清掃公社設立。塵芥収集開始(S42.4) ・大和市清掃公社解散し、業務を市に移管(S49.4)		・不燃ごみ収集を委託化(S60.4)
	リサイクル			・自治会活動による集団資源回収奨励金制度開始(S52)	
	し尿		・し尿収集運搬委託化(S40)		
施設整備		・大和市第１衛生作業所(上草柳570) ・20t／8h固定炉着工(S35.12)竣工(S36.3)廃止(S46.5) ・30t／8h固定炉着工(S40.11)竣工(S41.3) → 廃止(S53.7) ・廃棄物処理センター(福田4925-1)	・廃棄物処理センター分場に名称変更(S46.5) ・環境管理センターに名称変更(S52.6)(草柳3-12-1) ・90t／24h機械炉着工(S45.1)竣工(S46.5) ・粗大ごみ破砕処理施設、廃水処理施設着工(S47.9)竣工(S48.3) ・120t／24h機械炉着工(S50.10)竣工(S52.6) ・120t／24h 2号炉着工(S54.10)竣工(S55.9) ・有害ガス除去装置着工(S54.10)竣工(S55.3) ・不燃物リサイクル施設着工(S60.6) 竣工(S61.6)		
関係法令等	市	・大和町清掃条例施行(S29)	・大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(S47.3) （清掃条例全部の改正）		
	国	・清掃法制定(S29.4)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定(S45.12)（以下「廃掃法」という）		
社会情勢	市	・市政施行(S34.2)	・第13次住居表示実施(S40～41) ・人口5万人(S38) ・人口10万人(S45) ・人口15万人(S51)	・第49次住居表示実施(S54～59) ・東急線つきみ野駅開通(S51.11) ・東急中央林間駅開通(S59.4)	
	国		・4大公害問題をはじめとして大規模な公害問題が深刻化(S30～40) ・高度経済成長(S40～) ・オイルショック(S49)	・ごみ焼却施設からのダイオキシン類 排出問題発生(S58)	

H元　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13

・家庭用生ごみ処理容器設置費補助金制度開始(H2.5)
・ごみ排出袋の透明及び半透明化(H9.4)
・粗大ごみ収集有料化(H5.7)
・市公共施設等のごみ処理費用の適正化(H11.6)
・不燃ごみ収集を週1回から月2回へ(H7.4)
・ごみ収集車BGMを「赤とんぼ」から「市歌」に変更(H9.10)
・土曜日及び祝日における環境管理センターへの家庭ごみの持込み受付開始(H9.10)
・資源選別所資源分別持込み受付開始(H10.4)
・ごみ処理基本計画策定(H6)
・ごみ処理基本計画改訂(H12.3)

・資源分別回収(紙、布、缶、びん、非鉄金属)開始 3モデル自治会(H3.9) 19モデル自治会(H4.4) 63モデル自治会(H5.4)
→ ・資源分別回収を全市域に拡大(H6.6)
・市役所本庁舎での不燃性資源回収開始(H7.4)
・牛乳パック回収を市役所・各文化会館で開始(H3.2)
・ペットボトル、紙パックの回収テスト開始500世帯(H9.10)
→ ・全市域実施(H11.4)
・白色トレイを回収品目に追加(H13.4)

・し尿収集運搬委託を3社から1社へ統合(H8.4)

・資源選別所(上草柳563-11)着工(H5.10)竣工(H5.12) ―

→ 廃止(H2.8)
→ 廃止(H6.3)
→ 廃止(H6.3)
→ 廃止(H6.3)
→ 廃止(H6.3)
→ 廃止(H3.3)仮設で対応
・150t／24h 機械炉3炉着工(H2.7)
→ ・ダイオキシン対策設計変更(H3.12) 竣工(H6.3) ―
・粗大ごみ処理施設着工(H3.12) 竣工(H6.3) ―
・管理棟着工(H4.9) →竣工(H6.3) ―
・上草柳最終処分場(管理型最終処分場(上草柳46-1))竣工(H3.3) ―
・不燃物処理・資源化施設着工(H11.3)竣工(H11.9) ―

・大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行(H4.12)(廃棄物処理及び清掃条例全部の改正)
・大和市環境を守り育てる基本条例施行(H9.12)
・大和市環境基本計画策定(H11.3)
・大和市環境配慮指針策定(H12.3)

・新廃掃法施行(H4.7)
・改正新廃掃法施行、排ガス中ダイオキシン濃度基準値設定(H9.12、H12.6)
・リサイクル法施行(H3.10)
・容器包装リサイクル法(H7.12)施行(H9.4)
・食品リサイクル法(H12.6)施行(H17.6)
・環境基本法施行(H5.11)
・家電リサイクル法(H10.12)施行(H13.4)
・建設リサイクル法(H12.6)施行(H14.6)
・ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(H2.12)
・新ダイオキシンガイドライン(H9.1)
・PRTR法(H12.3)
・ダイオキシン類対策特別措置法施行(H12.1)
・循環型社会形成推進基本法(H12.6)
・グリーン購入法(H13.1)

・相鉄線大和駅地下化(H5.8)
・特例市に移行(H12.11)
・人口20万人(H4)
・人口21万人(H10)

・COP3京都議定書採択(H9.12)
・パソコンの回収・再資源化スタート(H13.4)

		H14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
取組	ごみ	・資源選別所資源分別持込み土・日・受付開始(H14.4) ・ごみ半減化計画策定(H14.4) ・家庭用電動式生ごみ処理機、ガーデンシュレッダー購入補助制度開始(H14.5) ・ごみ減量化推進協議会(H15.4～H21.10) ・大規模事業者の「減量化等計画書」の提出義務化(H15.11) ・ごみ処理手数料改定(H15.11) ・事業系有料指定ごみ袋収集の導入(H15.11) ・「環境立市　大和」宣言(H16.4) ・家庭系有料指定ごみ袋の導入(H18.7) ・燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集開始(H18.7) ・使用済み紙おむつの無料収集開始(H19.8) ・大和高座ﾌﾞﾛｯｸごみ処理広域化実施計画策定(H20.3) ・袋価格改定(H21.4) ・燃やせるごみ収集の一部委託開始(H21.4) ・大和市ごみ処理基本計画改訂(H21.8) ・大和高座地域循環型社会形成推進地域計画策定(H22.12)
	リサイクル	・紙製容器包装を回収品目に追加(H14.4) ・拠点回収を2ヶ所で開始(H16.2) ・拠点回収場所を4ヶ所に拡大(H17.4) ・拠点回収場所を6ヶ所に拡大(H18.4) ・その他プラスチック製容器包装を回収品目に追加(H18.7) ・資源をA、B資源に分け、毎週同一曜日の回収に変更(H18.7) ・その他プラスチック製容器包装の一部再商品化開始 (H20.4～) ・拠点回収場所を8ヶ所に拡大(H21.4)
	し尿	
施設整備		→稼働中 ・リサイクル未来館着工（H17.11）竣工(H18.3) ・家庭系直接持込み施設着工(H18.10) 竣工(H19.3) ・その他プラ容器包装搬出施設着工(H19.11）竣工(H20.3) →稼働中 →稼働中 →稼働中 →稼働中 →稼働中
関係法令等	市	・大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱(H14.4) ・大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例一部改正（H15.11、H17.9、H20.3、H20.9、H21.3、H23.9） ・大和市柳橋ふれあいプラザ条例一部改正(H16.4、H18.4) ・大和市環境基本計画改訂(H20.3) ・大和市環境配慮指針改訂(H21.3) ・大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行(H22.10)
	国	・廃掃法一部改正(H15.6、H16.4、H17.5、H22.5) ・自動車リサイクル法公布(H14.7)　・自動車リサイクル法本格施行(H17.1) ・環境影響評価法一部改正(H16.4) ・グリーン購入法一部改正(H16.5) ・環境基本法一部改正(H16.6) ・容器包装リサイクル法一部改正(H18.6)
社会情勢	市	・やまと みどりの学校プログラム開始(H16.4) ・人口22万人(H16.5) ・環境マネジメントシステム「ISO14001」取得(H14.3) ・環境マネジメントシステム“やまとEMS”開始(H21.4)
	国	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(H15.10) ・二輪車リサイクルシステム開始(H16.10)

３　組織（平成２３年４月現在）

(1)機構図

※臨時的任用職員、非常勤職員、再任用職員を除く。

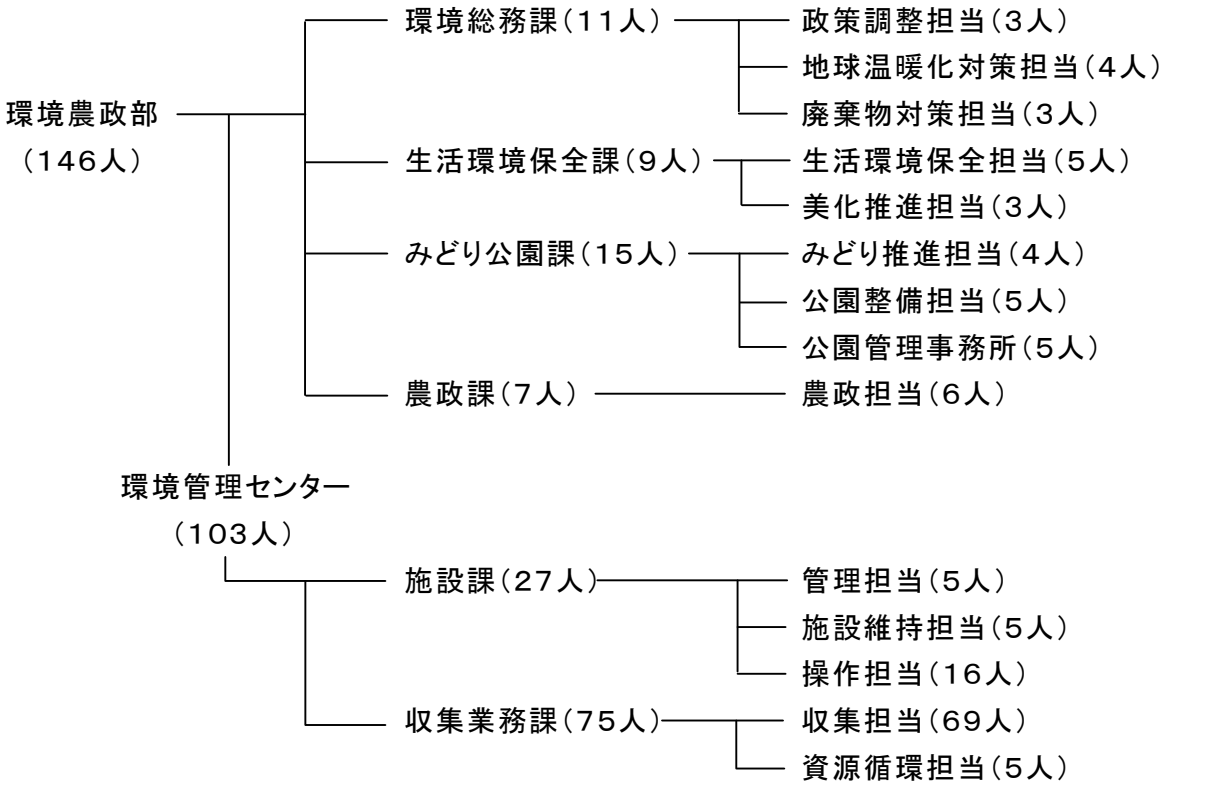

(2)事務分掌

環境農政部

環境総務課

政策調整担当　地球温暖化対策担当　廃棄物対策担当

① 部内の庶務(環境管理センターに係る庶務を除く。)及び人事に関すること。
② 部内の予算執行(環境管理センターに係る予算執行を除く。)及び事務事業の調整に関すること。
③ 部内の施策の総合調整に関すること。
④ 部内会議に関すること。
⑤ 環境審議会に関すること。
⑥ 環境政策(他部に属するものを除く。)の企画及び調整に関すること。
⑦ 環境保全思想の普及及び啓発に関すること。
⑧ 環境基本計画の推進及び進行管理に関すること。
⑨ 地球環境の保全に関すること。
⑩ 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
⑪ 地球温暖化対策の推進に関すること。

⑫　地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく実行計画の進行管理に関すること。
⑬　エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)に基づく省エネルギー対策の推進に関すること。
⑭　一般廃棄物処理計画に関すること。
⑮　ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。
⑯　一般廃棄物処理施設等の整備計画に関すること。
⑰　ごみ処理広域化計画に関すること。

生活環境保全課

生活環境保全担当　美化推進担当

①　水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく事務に関すること。
②　騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく事務に関すること。
③　振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく事務に関すること。
④　悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく事務に関すること。
⑤　土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づく事務に関すること。
⑥　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)に基づく事務に関すること。
⑦　事務処理の特例に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 41 号）の規定により本市が処理することとされた神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）に基づく事務に関すること。
⑧　公害対策に関する企画及び公害防止計画に関すること。
⑨　公害の未然防止及び啓発に関すること。
⑩　大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭に係る調査に関すること。
⑪　有害化学物質等による環境汚染対策に関すること。
⑫　公害に関する苦情の相談に関すること。
⑬　公害に係る関係機関との連絡調整に関すること。
⑭　その他公害対策に関すること。
⑮　合併処理浄化槽設置の補助に関すること。
⑯　スズメバチの巣の駆除に関すること。
⑰　不法投棄防止対策に関すること。
⑱　美化運動の推進に関すること。
⑲　環境フェア等の運営に関すること。
⑳　路上喫煙の防止に関すること。

みどり公園課

みどり推進担当　公園整備担当　公園管理事務所

①　公園等の調査、計画、調整、設計及び工事の監督に関すること。
②　公園等の用地の新規借受け及び更新に関すること。

③　都市公園台帳の作成に関すること。
④　緑地の調査、計画、調整、設計及び工事の監督に関すること。
⑤　緑化の推進、普及及び啓発並びに緑の保全等に関すること。
⑥　保全緑地等の維持管理に関すること。
⑦　緑地の使用及び占用の許可に関すること。
⑧　緑化団体の育成及び指導に関すること。
⑨　財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団(平成 3 年 1 月 28 日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)との連絡調整のうち、緑化推進活動に関すること。
⑩　市の木及び市の花の普及に関すること。
⑪　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく許可及び立入検査に関すること。
⑫　大和市みどり基金に関すること。
⑬　泉の森特別緑地保全地区に係る都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 17 条第 1 項に基づく経由等の事務に関すること。
⑭　公園等(次号に掲げるものを除く。)の維持管理に関すること。
⑮　つきみ野 1 号公園、引地台公園、宮久保公園、多胡記念公園及び引地川公園ゆとりの森に関すること。
⑯　公園等管理団体の育成に関すること。
⑰　都市公園台帳の管理に関すること。
⑱　公園の使用及び占用の許可に関すること。
⑲　公園等樹木の病害虫防除に関すること。
⑳　公園の電気工作物の日常保守管理に関すること。
㉑　所管に属する車両及び物品の維持管理に関すること。
㉒　引地台温水プール立体駐車場に関すること。

農政課

農政担当

①　農業の振興に関すること。
②　土地改良事業に関すること。
③　主要食糧の需給調査に関すること。
④　生鮮食糧の流通対策に関すること。
⑤　農業関係諸団体の指導育成に関すること。
⑥　家畜伝染病予防に関すること。
⑦　土壌及び農作物病害虫防除に関すること。
⑧　農業委員会との連絡調整に関すること。
⑨　神奈川県農業共済組合との連絡調整に関すること。
⑩　生産緑地の運用に関すること。
⑪　土地改良事業に係る国有地管理者の承認に関すること。

環境管理センター施設課（以下「施設課」という。）

管理担当　施設維持担当　操作担当

① 所管に属する予算執行及び庶務に関すること。
② 所管に属する車両及び物品の維持管理に関すること。
③ 一般廃棄物収集運搬業等の許可及び指導に関すること。
④ 柳橋ふれあいプラザに関すること。
⑤ 一般廃棄物処理施設、管理棟等の維持管理に関すること。
⑥ 搬入物の計量に関すること。
⑦ 一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
⑧ 熱利用及び供給設備に関すること。
⑨ 大和市環境管理センター発電所の電力供給区域内の電気工作物の保安に関すること。
⑩ ボイラー、タービン設備等の保安及び運転指導に関すること。
⑪ 一般廃棄物の分析及び調査研究に関すること。
⑫ 一般廃棄物の処理及び処分に関すること。
⑬ 一般廃棄物処理施設の運転計画及び運転業務に関すること。

環境管理センター収集業務課（以下「収集業務課」という。）

収集担当　資源循環担当

① 可燃物及び不燃物の収集運搬に関すること。
② 粗大ごみの収集運搬に関すること。
③ し尿の収集運搬に関すること。
④ 雑排水の収集運搬に関すること。
⑤ 動物の死体（路上にあるものに限る。）の収集運搬に関すること。
⑥ 所管に属する車両の維持管理及び安全運転の指導に関すること。
⑦ 粗大ごみ家具類の再生に関すること。
⑧ ごみ収集場及びリサイクルステーションに関すること。
⑨ 資源分別回収及び資源選別に関すること。
⑩ 生ごみ処理容器等設置補助に関すること。
⑪ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する減量化、資源化等の指導に関すること。
⑫ 環境事業推進員に関すること。

(3)職員配置表

（人）

課名等	事務職	技術職				技能職	合計
		土木	機械	電気	化学		
部長	1						1
環境総務課	6	1	2	1	1		11
生活環境保全課	5		1		3		9
みどり公園課	5	6		1	1	2	15
農政課	7						7
環境管理センター所長			1				1
施設課	6		3	6	1	11	27
収集業務課	8			2		65	75
合計	38	7	7	10	6	78	146

※ 臨時的任用職員、非常勤職員及び再任用職員を除いた職員の内訳です。

(4)勤務体制表

区分	正規の勤務時間の割振り	週休日
環境農政部長、環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課及び農政課に勤務する職員	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで 1日につき7時間45分	土曜日及び日曜日
環境管理センター所長及び施設課に勤務する職員	月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで 1日につき7時間45分	土曜日及び日曜日
収集業務課に勤務する職員	月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時45分まで 1日につき7時間45分	日曜日及び任命権者が別に定める日

４　予算・決算

平成23年度の清掃費予算は、総額で約34．0億円であり、清掃総務費では、家庭系ごみ排出抑制推進事業や資源分別回収推進支援事業などの削減により約0．7億円の減額（前年度比4．1%減）、塵芥処理費では、塵芥収集事業や焼却灰等有効利用事業などの増加により約0．5億円の増額（前年度比3．0%増）となっています。

平成22年度の清掃費決算額は、総額で約32．6億円となり、清掃総務費では、家庭系ごみ排出抑制推進事業などの削減により約1．2億円の減額（前年度比6．5%減）、塵芥処理経費については前年度とほぼ同額でした。

○平成23年度　一般会計当初歳出予算（637．9億円）

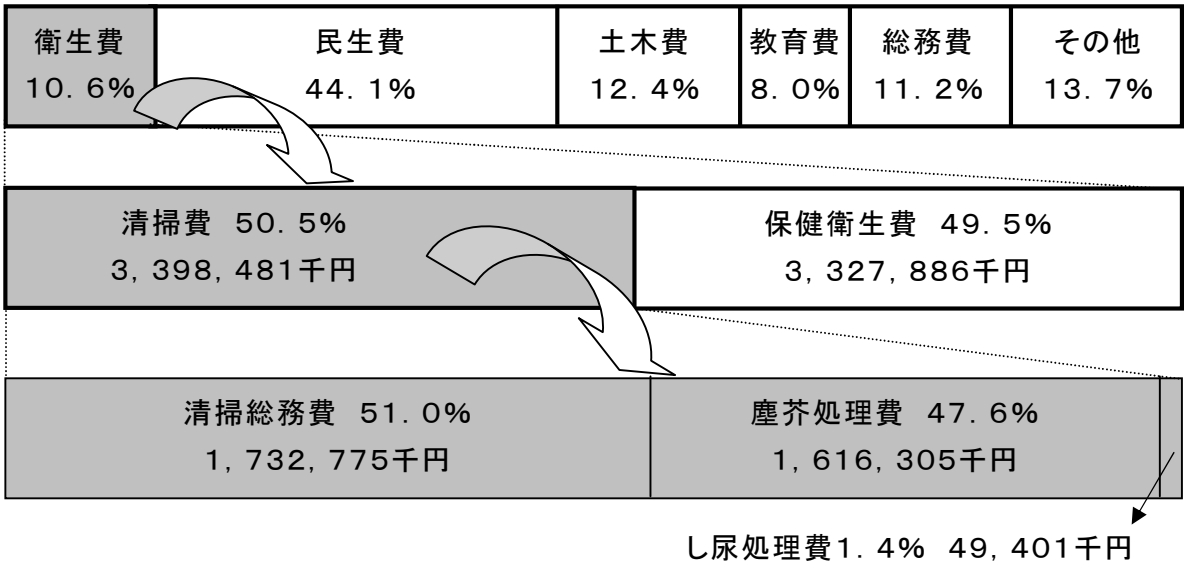

○平成22年度　清掃費当初歳出予算（3，428，871千円）

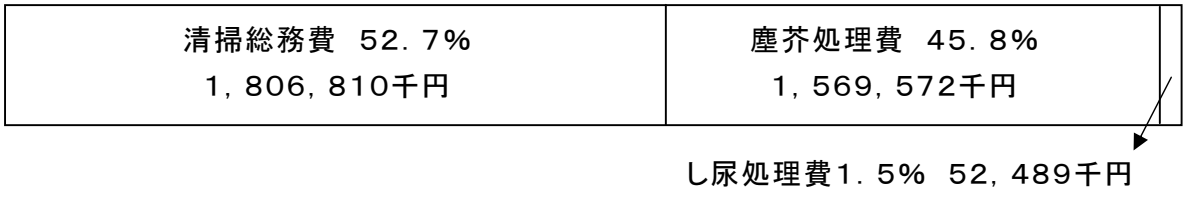

○平成22年度　清掃費決算（3，257，949千円）

○平成22年度事業別決算内訳(環境農政部所管事業)

科　　目	決算額(千円)	備　　考
4款 衛生費　1項 保健衛生費	3,229,610	
5 環境衛生費	104,942	
01 スズメバチ駆除対策事業	1,110	スズメバチの巣の駆除
6 環境対策費	66,081	
01 環境基本計画推進事業	2,926	環境基本計画の目標達成状況の点検等
02 環境意識啓発事業	1,271	小中学校の「総合的な学習の時間」での活動の支援等
03 環境マネジメントシステム運用管理事務	1,743	EMS内部環境監査の実施、内部環境監査員の研修等
04 ごみ処理広域化事業	12	ごみ処理広域化に向けた研究、検討等
05 太陽光発電等推進事業	15,608	住宅用太陽光発電システムの設置及び売電に対する補助等
06 公共施設省エネ推進施設整備事業	26,776	再生可能エネルギーの活用などによる公共施設の省エネ推進
07 大和市グリーンニューディール基金管理事務	174	大和市グリーンニューディール基金の管理事務
08 生活環境保全課内庶務事務	347	
09 公害対策調査事業	14,925	河川水質調査・地下水質調査・ダイオキシン類調査・騒音調査等
10 公害防止啓発・指導事業	293	公害関連施設等の届出審査、事業所への立入調査・指導等
11 合併処理浄化槽設置支援事業	1,078	合併処理浄化槽設置者への補助
12 環境フェア等運営事業	542	大和市環境フェアの開催、環境ポスター等の募集
13 公害測定機器整備事業	186	各種測定機器等の再整備
14 環境保全団体支援事業	200	本市の環境を保全する活動を行っている団体への支援
2項 清掃費	3,257,949	
1 清掃総務費	1,713,452	
01 職員給与費	1,096,763	
02 環境農政部内庶務事務	2,168	
03 環境総務課内庶務事務	470	
04 ごみ減量化推進事業	816	ごみ量の公表、市民意識啓発等
05 路上喫煙防止対策事業	24,505	路上喫煙防止のための普及啓発活動や巡視・指導
06 資源循環型生ごみ処理機維持管理事業	3,124	業務用電動生ごみ処理機の保守点検、協力農家への支援
07 大和市クリーンキャンペーン事業	4,193	例月まち並み清掃、清掃の日、クリーンキャンペーン等実施
08 不法投棄物未然防止事業	7,595	不法投棄・ポイ捨て監視パトロール、調査、不法投棄物の回収等
09 公衆便所管理運営事業	2,752	つきみ野駅前公衆便所、小田急大和駅前公衆便所の維持・管理等
10 家庭系ごみ排出抑制推進事業	78,724	ごみ袋の製造・保管・配送、手数料徴収事務委託等

科　　目	決算額（千円）	備　　考
11 環境事業推進員事業	1,777	環境事業推進員の報酬
12 生ごみ処理容器等設置支援事業	4,558	コンポスト、電動式生ごみ処理機等の購入者への補助
13 資源分別回収推進支援事業	474,967	資源分別回収業務の委託、自治会への報奨金等
14 事業系ごみ処理適正負担事業	11,040	適正処理推進のためのパトロール実施、ごみ袋の製造・保管・配送等
2 塵芥処理費	1,492,910	
01 最終処分場築造事業	36	最終処分場築造に係る事務費
02 最終処分場周辺環境整備事業	3	最終処分場の周辺環境の整備に係る協議等
03 資源化施設整備事業	24	資源選別所の整備のための経費
04 施設課内庶務事務	4,672	
05 直接搬入ごみ受入施設等運営事業	8,025	環境管理センターに市民が直接搬入する、ごみ・資源物の受入施設の運営
06 焼却灰等有効利用事業	56,941	エコセメント化等による焼却灰の再利用
07 柳橋ふれあいプラザ管理運営事業	16,945	指定管理者制度によるプラザの管理・運営
08 ごみ処理啓発事業	346	施設見学の受入れ、施設見学者用の副読本の作成
09 搬入物管理事務	171	環境管理センターへ搬入される一般廃棄物の処理手数料の徴収等
10 環境管理センター安全衛生推進事業	1,284	ダイオキシン・粉塵等の測定、安全衛生委員会の開催
11 環境管理センター建物設備等維持管理事務	106,278	環境管理センターの建物及び建築設備等の維持・管理
12 環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	549,894	可燃、不燃及び粗大ごみ処理施設の維持・補修
13 環境管理センターごみ処理施設維持管理事務	161,506	可燃、不燃及び粗大ごみ処理施設の保守・点検
14 一般廃棄物運搬処分事業	42,410	焼却灰等の運搬及び処分
15 可燃ごみ焼却処理事業	248,071	可燃ごみの焼却処理
16 不燃・粗大ごみ処理事業	63,214	不燃ごみ及び粗大ごみの中の資源を選別した後、破砕処理
17 最終処分場施設維持管理運営事業	19,751	最終処分場の維持・管理
18 収集業務課内庶務事務	24	
19 家具類再生展示施設運営事業	8,496	家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営等
20 塵芥収集事業	167,884	可燃、不燃、粗大ごみの収集運搬
21 犬猫死体収集運搬事業	3,708	路上等の動物の死体の収集、運搬及び処理
22 塵芥収集車両等維持管理事務	33,227	塵芥収集車両の維持・管理
3 し尿処理費	51,587	
01 し尿処理運搬事業	38,685	し尿の収集及び運搬
02 家庭汚水等収集運搬事業	5,070	家庭汚水及びし尿浄化槽放流水の収集及び運搬

5　平成22年度廃棄物(ごみ・資源物)処理経費

単位：円

項目		合計	収集部門	焼却部門	破砕部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化
人件費		872,814,114	539,407,904	61,376,848	51,616,270	3,167,978	110,795,985	106,449,129
物件費		2,082,342,064	204,842,161	876,685,973	136,487,107	61,960,526	147,598,610	654,767,687
減価償却費		1,051,449,189	30,296,294	858,606,559	148,483,601	2,160,000	9,178,306	2,724,429
公債利子		3,735,708	0	0	0	0	3,735,708	0
合計	利子含む	4,010,341,075	774,546,359	1,796,669,380	336,586,978	67,288,504	271,308,609	763,941,245
	利子除く	4,006,605,367	774,546,359	1,796,669,380	336,586,978	67,288,504	267,572,901	763,941,245

※ 清掃総務費・塵芥処理費のうち、し尿処理、公衆便所管理運営及び路上喫煙防止対策に係る経費については除いています。

6　平成22年度物件費の事務事業別内訳

単位：円

予算科目	事務事業名	合計	収集部門	焼却部門	破砕部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化
清掃総務費	02環境農政部内庶務事務	2,167,468						2,167,468
	03環境総務課内庶務事務	469,899						469,899
	04ごみ減量化推進事業	815,463						815,463
	06資源循環型生ごみ処理機維持管理事業	3,124,197						3,124,197
	07大和市クリーンキャンペーン事業	4,192,644						4,192,644
	08不法投棄物未然防止事業	7,595,190						7,595,190
	10家庭系ごみ排出抑制推進事業	78,723,589						78,723,589
	11環境事業推進員事業	1,777,436						1,777,436
	12生ごみ処理容器等設置支援事業	4,558,083						4,558,083
	13資源分別回収推進支援事業	474,967,395						474,967,395
	14事業系ごみ処理適正負担事業	11,040,455						11,040,455
塵芥処理費	01最終処分場築造事業	36,202					36,202	
	02最終処分場周辺環境整備事業	3,000					3,000	
	03資源化施設整備事業	23,562						23,562
	04施設課内庶務事務	4,672,135					4,672,135	
	05直接搬入ごみ受入施設等運営事業	8,024,800					8,024,800	
	06焼却灰等有効利用事業	56,941,216					125,060	56,816,156
	07柳橋ふれあいプラザ管理運営事業	16,945,175					16,945,175	
	08ごみ処理啓発事業	346,500					346,500	
	09搬入物管理事務	170,722					170,722	
	10環境管理センター安全衛生推進事業	1,284,490					1,284,490	
	11環境管理センター建物設備等維持管理事務	106,278,405		1,247,400			105,031,005	
	12環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	549,894,208		481,783,858	62,426,700		5,683,650	
	13環境管理センターごみ処理施設維持管理事務	161,505,950		148,871,760	9,187,500		3,446,690	
	14一般廃棄物運搬処分事業	42,409,955				42,213,435	196,520	
	15可燃ごみ焼却処理事業	248,071,349		244,782,955	1,736,129		1,552,265	
	16不燃・粗大ごみ処理事業	63,213,694			63,136,778		76,916	
	17最終処分場施設維持管理運営事業	19,750,571				19,747,091	3,480	
	18収集業務課内庶務事務	23,537	23,537					
	19家具類再生展示施設運営事業	8,496,150						8,496,150
	20塵芥収集事業	167,883,603	167,883,603					
	21犬猫死体収集運搬事業	3,707,694	3,707,694					
	22塵芥収集車両等維持管理事務	33,227,327	33,227,327					
計		2,082,342,064	204,842,161	876,685,973	136,487,107	61,960,526	147,598,610	654,767,687

7　平成２２年度廃棄物（ごみ・資源物）処理単価

トン当り単価	収集量・処理量（t）	71,058	1人当り単価	人　口（人）	228,186	1世帯当り単価	世　帯　数	97,244
	全　体（円）	**56,438**		全　体（円）	**17,575**		全　体（円）	**41,240**
	公債利子を除く(円)	56,385		公債利子を除く(円)	17,559		公債利子を除く(円)	41,202

※　人口、世帯数ともに平成22年10月1日現在の数値です。

部門別単価

項目		収集部門	焼却部門	破砕部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化
トン当り単価	収集量・処理量（t）	37,045	56,310	3,448	5,579	54,749	17,601
	全　体（円）	20,908	31,907	97,618	12,061	4,955	43,403
	公債利子を除く(円)	20,908	31,907	97,618	12,061	4,887	43,403
一人当り単価	全　体（円）	3,394	7,874	1,475	295	1,189	3,348
	公債利子を除く(円)	3,394	7,874	1,475	295	1,173	3,348
世帯当り単価	全　体（円）	7,965	18,476	3,461	692	2,790	7,856
	公債利子を除く(円)	7,965	18,476	3,461	692	2,752	7,856

※1　廃棄物処理に伴う収入金（有価物売り払い代金、塵芥処理手数料）は含みません。

※2　原単位の収集量・処理量（t）は、各部門で扱った廃棄物の量です。

Ⅱ ごみ

１　ごみ処理の概要 ・・・

１　ごみ処理の概要

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指して、市民の日常生活の営み又は事業所の事業活動により発生するごみ及び資源物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等に努めています。

しかし、地球温暖化等の地球環境問題、石油等天然資源の埋蔵量の減少などから廃棄物処理業務を取り巻く環境や市民の認識とニーズは変化しており、ごみの減量化・資源化のより一層の推進、清掃行政の効率化、市民へのきめ細かな対応等を図っていく必要があります。

これらの諸課題に対し、本市では、法制度及び社会情勢の変化とともに本市域内で排出されるごみ及び資源物の現状を捉え、安全で効率的な処理体制の確立を目指して、次の内容をもとに事業を展開しています。

● 収集・運搬

排出されたごみは、生活環境の保全上支障がないように計画的に収集し、中間処理施設へ運搬します。ごみの収集は、市内全域を対象とし、平成１８年６月までは、燃やせるごみ及び燃やせないごみはステーション収集方式、粗大ごみは戸別収集方式を採用していました。

平成１８年７月からは、家庭系有料指定ごみ袋制度の導入に併せ、燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集方法を戸別収集方式に変更しました。

● 中間処理

最終処分に先立つ中間処理として、燃やせるごみ（破砕後の可燃物を含む）は全量を焼却し、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、破砕前後にその中に含まれる資源（有価物）を回収した後、焼却しています。この中間処理工程における物理的、化学的手段によって、ごみを生活環境保全上支障の少ないものにするとともに、徹底したごみの減量化・資源化に努めています。なお、乾電池、蛍光管、水銀体温計等の有害ごみについては、戸別収集し一時保管後、専門業者による委託処理を行っています。

現在、中間処理施設として稼動しているごみ焼却処理施設（４５０t/日：１５０t/２４h×３基）・粗大ごみ処理施設（８０t/5h）は、平成６年３月に完成し、周辺環境との調和はもとより公害対策に万全を期すとともに、ごみの増加及びごみ質（ごみの組成）の変化に対応できる機能を備えています。また、この施設では、焼却炉から出る熱エネルギーを有効かつ効率的に利用するために、発生した蒸気を環境管理センター場内と隣接する引地台温水プールに熱源として供給しています。更に、蒸気タービン発電機（最大出力３，１００kw）で発電した電力を、環境管理センター場内、引地台温水プール、引地台公園及び引地台野球場へ供給し、余剰電力は東京電力へ売電しています。

● 最終処分

燃やせるごみ及び破砕残渣は焼却していますが、その焼却灰は、無害化・安定化させて、上草柳最終処分場及び県外の最終処分場（※１）に埋めています。

なお、焼却灰の一部については有効利用を図るため、エコセメント（※2）化のほか、焙焼炉で灰を高温焼成したものや、更に高温で溶融したものを上層路盤材として活用するなど資源化を行っています。

※1　本市では、廃棄物の最終処分として焼却灰・不燃物破砕残渣等を埋めていますが、最終処分場はそれらを埋める場所をいいます。

※2　下水汚泥、廃棄物焼却灰等を主原料（原料中の50%以上）として含むセメントのことをいいます。

● 減量化・資源化

ごみの減量化・資源化については、市民、事業者及び行政が一体となった取組が必要です。本市では、自治会を中心とした「資源分別回収の徹底」、容器包装リサイクル法を受けた「回収品目の拡大」、排出前段階での減量化・資源化を図るための「一般家庭、事業所、自治会等に対する生ごみ処理容器等の購入費に対する補助」を行い、排出後では「中間処理施設での有価物の回収」、「焼却灰の一部資源化」などを行っています。

更に、平成18年7月からは「家庭系有料指定ごみ袋の導入」、「その他プラスチック製容器包装の資源分別回収の実施」により、一層のごみの減量化・資源化を図っています。

（1）ごみの収集・運搬

昭和30年代初めは、ごみを集める業者が7社ほどあり、有料で個別にリヤカーで回り、商店街及び住宅街のごみを収集していました。昭和34年ごろになると、三輪車による収集へと変わっていきました。

昭和40年代に入ると、人口の増加に伴ってごみ量も増えてきました。このため、昭和42年「きれいな街は我らの手で！」をスローガンに清掃公社が設立され、大和市のごみ収集業務が従業員38人、回収車10台でスタートしました。ごみは、市内全域で燃やせるごみと燃せないごみに分けて収集しました。収集・運搬には平型のダンプ車及びオート三輪車が使われ、運転手及び助手の2人で作業を行いました。燃やせないごみは、収集後に分別作業をしていました。収集車には、ごみを荷台まで持ち上げるときに飛散したごみを収集するために、竹箕又はマンノウが常備されていました。昭和46年には現在のような機械車を2台導入し、作業の能率を向上させました。これと同時に、ごみの出し方は、以前のポリバケツ、ダンボール箱等からビニール袋で出す方法に変更しました。

清掃公社は昭和49年に解散し、ごみの収集業務は市に移管されました。その後、機械車を随時導入し、昭和51年には燃やせないごみも機械車で収集するようになりました。しかし、燃やせないごみの収集を機械車に変更したことにより、ごみ停留所に出された粗大ごみを収集することができなくなりました。このため、平型ダンプで一般収集の合間に粗大ごみを収集することにしました。現在は電話での申込みにより戸別収集しています。

昭和60年4月から、燃やせないごみの収集は、業者に委託しました。

平成5年7月から粗大ごみの収集は、1個につき500円の有料制となりました。

平成7年4月、収集職員の週休2日制（日曜日のほか、水曜日、土曜日にそれぞれ職員の半数を休ませる体制）を実施するため、水・土曜日収集地区を縮小し、月・木曜日

及び火・金曜日収集地区を5～6地区拡大する区域変更を行いました。これと同時に、燃やせないごみに混入されている資源を更に資源分別回収へ移行させるため、市内を10分割し、燃やせないごみの収集回数を週1回から月2回に減らし、資源分別回収と同一曜日の1週おきに収集する方式への変更も併せて行いました。

平成9年4月からは、ごみの分別を徹底し、減量化・資源化を進めるとともに、収集作業の安全を確保するために、ごみの排出袋を透明又は半透明の袋にしました。

平成13年7月からは、65歳以上の方や身体障害者（1・2級）、介護保険法の要支援者・要介護認定者で他の協力が得られない方を対象に、市の収集員が屋内に入り粗大ごみを収集する「ふれあい収集」を始めました。

平成14年4月からは、一部地域の収集曜日を変更し、平成14年8月からはごみ排出時間の3段階制、「8時、9時30分、13時」（定時収集）を実施しました。これは収集ルート別に収集開始時間を決め、これにあわせ停留所への排出時間を定めることにより、ごみ停留所におけるごみの滞留時間を短縮して歩道の確保、カラス対策、まちの美観向上等を目指したものです。

平成15年11月から、粗大ごみの処理手数料を改正して、大型粗大ごみ（一辺150センチメートルを超える大型家具等）は、1個につき1,000円で収集することとしました。

平成16年11月からは、平成16年10月にオートバイのリサイクルシステムが実施されたことに伴い、原動機付自転車を回収しないこととしました。

平成18年7月からは、家庭系有料指定ごみ袋の導入及び戸別収集の実施に併せて資源とごみの収集地区、収集曜日及び収集時間の見直しを行いました。

平成21年4月から、燃やせるごみの収集の一部地域を委託しました。（28台中4台）

平成23年4月から、燃やせるごみの収集の委託を拡大しています。（28台中8台）

① 収集体系

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
収集回数等	週　2　回	月　2　回	随　　時
収集体制	直　　営 （一部地域委託）	委　　託	直　　営
収集方式	戸別収集	戸別収集	電話受付→戸別収集

② 収集地区

a. 燃やせるごみの収集地区

燃やせるごみの収集は、市内を月・木曜日地区、火・金曜日地区及び水・土曜日地区に3分割し、週2回、戸別収集しています。

b. 燃やせないごみの収集地区

燃やせないごみの収集は、市内を10分割し、各月の1・3回目の月～金曜地区と、各月の2・4回目の月～金曜地区に区分し、収集する曜日を指定して、月2回、戸別収集しています。

c. 粗大ごみ収集地区

粗大ごみは、全市域を対象に電話受付による戸別収集を行っています。

○収集地区表

③ 家庭系ごみの収集

平成18年7月から家庭系有料指定ごみ袋を導入しました。

その後、平成21年度に手数料を改定するとともに、「30リットルの家庭系有料指定ごみ袋」の販売を開始しました。

家庭系有料指定ごみ袋の価格及び販売実績は、次のとおりです。

○平成22年度家庭系ごみ処理手数料{家庭系有料指定ごみ袋価格(10枚1組)}

区　分	5リットル	10リットル	20リットル	30リットル	40リットル
価格改定後 (平成21年度～)	80円	160円	320円	480円	640円
(参考) 価格改定前	100円	200円	400円	―――	800円

○家庭系有料指定ごみ袋販売実績（10枚1組）

区　分	5リットル	10リットル	20リットル	30リットル	40リットル
平成21年度	160,760 組	329,860 組	310,520 組	135,590 組	194,400 組
平成22年度	141,880 組	307,960 組	293,950 組	133,270 組	183,730 組

④ 収集車両　（平成23年3月31日現在）

区　分	車　種	積載量	台　数	乗車人員
燃やせるごみ	塵芥車 軽トラック（収集困難地区）	2t 350Kg	24台 1台	2人 2人
燃やせるごみ（委託）	塵芥車	2t	4台	2人
粗大ごみ	深床ダンプ車（垂直ゲート付）	2t	3台	2人
パトロール（内、軽2台は資源のパトロール）	軽トラック（サッシ枠付） （清掃ダンプ） 深床ダンプ車（垂直ゲート付）	350Kg 350Kg 2t	1台 3台 1台	2人 2人 2人
燃やせないごみ（委託）	機械車（プレス）	2t	6台	2人

※上記の台数には予備車を含めない。
※収集困難地区とは、道路等の状況により、2tの塵芥収集車が進入できない箇所で、平成18年戸別収集開始時に設定しています。
※粗大ごみは、平成18年度から、水・土曜日が2台、月・火・木・金曜日が3台稼働していますが、収集の申し込み件数に合わせ対応しています。

⑤ 事業系一般廃棄物の収集

a. 一般廃棄物収集運搬業等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。また、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとするものは、市の許可を受ける必要があります。

現在、本市の許可を受けた業者は、市内約1，800の事業所の一般廃棄物の収集運搬を行っています。

○許可業者の状況　（平成23年3月31日現在）

許可期限	2年（22～23年度）
業者数	42社
保有車両数（大和市内専用）	135台

b. 事業系一般廃棄物の適正負担

事業系一般廃棄物の処理経費の適正負担及びごみの減量化・資源化を目指して、平成15年11月から市指定の有料指定ごみ袋を利用し、ごみ停留所へ排出する方法を制度化しました。

これにより、従来からの「専門業者と契約する方法」・「事業者自ら処理施設へ持ち込む方法」に、新たに「少量排出用の市指定の有料指定ごみ袋を利用する方法」が加わりました。これは、ごみの収集日に1回2袋までの量であれば、事業所・店舗の所在する地域のごみ停留所に出せるようにしたものです。

その後、平成18年7月からは、家庭系ごみの戸別収集開始に合わせて、少量排出事業者のごみも戸別収集の対象としました(事前申込制で、排出量は従前と同様に1回2袋までとなります。)。

○事業系ごみ処理手数料{事業系有料指定ごみ袋価格(10枚1組)}

区　分	10リットル	20リットル	45リットル
1組の価格	640円	1，280円	2，880円

○事業系有料指定ごみ袋販売実績(10枚1組)

区　分	10リットル	20リットル	45リットル
平成21年度	1，183組	2，616組	7，412組
平成22年度	1，585組	2，885組	7，851組

⑥ 大和市有料指定ごみ袋による歳入(処理手数料)

家庭系有料指定ごみ袋及び事業系有料指定ごみ袋の売上げに伴う歳入額(処理手数料)は、次のとおりです。

○家庭系有料指定ごみ袋及び事業系有料指定ごみ袋の売上げに伴う歳入額

年　度	家庭系有料指定ごみ袋	事業系有料指定ごみ袋
平成18年度	451，591，000円	40，250，240円
平成19年度	426，611，000円	29，343，360円
平成20年度	374，230，000円	27，512，320円
平成21年度	354，504，000円	25，452，160円
平成22年度	336，244，800円	27，318，080円

※家庭系有料指定ごみ袋は平成18年7月から導入しました。

(2)ごみの処理・処分

昭和30年代初め、集めてきたごみは穴を掘って埋めるか、野焼きをして処理していました。

昭和36年、大和市上草柳570番地に最初の焼却炉として20t/8h 固定炉が完成しました。この焼却炉にはピットがなく、最初に紙類を入れ燃料とし、その上に生ごみ等をかぶせ焼却していました。勤務は日勤で、数人が早出し前日の灰をかき出し、その日に搬入されたごみはその日に処理することとし、焼却しきれないごみは埋めていました。

昭和40年代に入ると、人口の増加に伴い、焼却しきれないごみの量が増加したため、30t/8h 固定炉を建設し、2炉で対処しました。昭和46年には、20t/8h 固定炉が老朽化したため廃炉し、代わって福田4925-1番地に90t/24h 機械炉が完成しました。この炉では、当初の勤務体制は2直制をとっており、日勤者が朝に点火を行い、夜勤者が埋火を行っていました。しかし、30t/8h 固定炉の老朽化とごみ量の増加のため、昭和47年5月から2週間(終日)連続運転となり、勤務体制も3班編成になりました。

昭和48年に、粗大ごみ及び燃えないごみを処理するため50t/5h の破砕機ができ、更に金属、ガラス類等の資源回収のために破砕前処理施設を設置しました。

昭和52年及び昭和55年に、120t/24h機械炉がそれぞれ1炉ずつ竣工し、合計で1日当たり240tのごみを焼却できるようになりました。

昭和61年には近代的な不燃物リサイクル施設が完成しましたが、新しい中間処理施設を建て替えるために廃止し、新施設が完成する平成6年3月までは仮設の施設で作業を行いました。

平成3年3月に完成した最終処分場は、本市では初めての管理型のものであり、周辺環境にできるだけ影響を及ぼすことがないように埋立面にゴムシートを張るとともに、浸出液を水処理施設で薬液処理及び凝集沈殿処理を行った後に、下水道に放流するシステムを導入しました。

高度経済成長期以降の大量生産・大量消費に伴う使い捨てのライフスタイル、OA機器の普及による紙ごみの増加などにより、本市から発生する平成元年のごみ量は、市が収集を始めた昭和43年のごみ量17,000t の約4.5倍の76,000t も発生し、焼却炉の処理能力をオーバーする事態になりました。更に、焼却施設の老朽化による処理能力の低下も著しいため、新しい施設の建設を平成2年7月から始め、平成6年3月に完成し、現在も稼働しています。

この焼却施設は、ごみ量の増加に対応できるよう、1日に150tのごみを処理できる焼却炉を3基備えています。施設の特徴としては、周辺の環境保全のため高度な公害防止装置を設け、ダイオキシンについては「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月施行)の既設施設基準に適合していることが挙げられます。この他、余熱の有効利用という点では、環境管理センター場内及び引地台温水プールへの余熱供給をはじめ、3,100kw の発電設備を設けています。

このように焼却施設では、ごみの衛生的かつ効率的な処理及び熱エネルギーの有効利用を図っていますが、清掃事業(とりわけ「ごみの処理・処分」)は、焼却後の“灰”の処分、地球環境への影響など新たな問題に直面しており、これらの問題解決に向けた施策を積極的に展開していかなければなりません。

① 現在のごみ処理の流れ

a. 燃やせるごみの処理

燃やせるごみは、計量の後、埋立量の減量化及び安全かつ衛生的な処理のため、全量を焼却しています。

収集されたごみは、初めに「ごみピット」に貯留され、燃えやすいものと燃えにくいものをクレーンで撹拌（かくはん）して均一にしてから焼却炉に投入し、乾燥・燃焼・後燃焼の各ストーカー（火格子）に順次送られ、ダイオキシン類などの有害物質の発生防止のため、高温で完全に燃焼して“灰”にします。

可燃性粗大ごみは、可燃性粗大ごみ破砕機によって裁断された後、ごみピットへ投入され、燃やせるごみと同様に焼却処理されます。

焼却灰は、ストーカー等からの「主灰」とバグフィルターから集められる「飛灰」があり、主灰は薬品処理をした後に灰ピットに送られますが、飛灰は薬品処理した後にセメントと混ぜて固化され灰ピットに送られます。その後、主灰、飛灰とも、一部は、有効利用を図るため資源化を行っていますが、残りは最終処分場に運ばれ、埋めています。

b. 燃やせないごみの処理

燃やせないごみは、燃やせないごみ・有害ごみ・不燃性粗大ごみに分けて搬入されます。

燃やせないごみは、「不燃ごみピット」に貯留され、処理困難物及び危険物を手選別で除去するとともに、カレット、アルミがら等の資源物を回収します。

不燃性粗大ごみ及び手選別後の燃やせないごみは、一緒に破砕機にかけ、粉々にした後、磁選機で「鉄分」の資源を回収し、次に粒度選別機により可燃物等と資源を含む破砕残渣とに選別し、破砕残渣は鉄・アルミ選別機及びアルミ選別機で、鉄及びアルミを回収し、残った物は焼却します。

また、乾電池、蛍光管、水銀体温計、電球等の有害ごみは、破砕前に回収し、専門業者による適正な処理を行っています。

c. 埋立処分

平成３年３月に完成した最終処分場（大和市上草柳４６－１）は、管理型（埋立面にゴムシートを張り排水処理施設を設けたタイプ）の処分場ですが、あと数年で埋立を完了する予定です。

埋立完了後の跡地は、緊急時の廃棄物の一時保管も可能な公園として整備する予定です。

ごみ処理のフロー

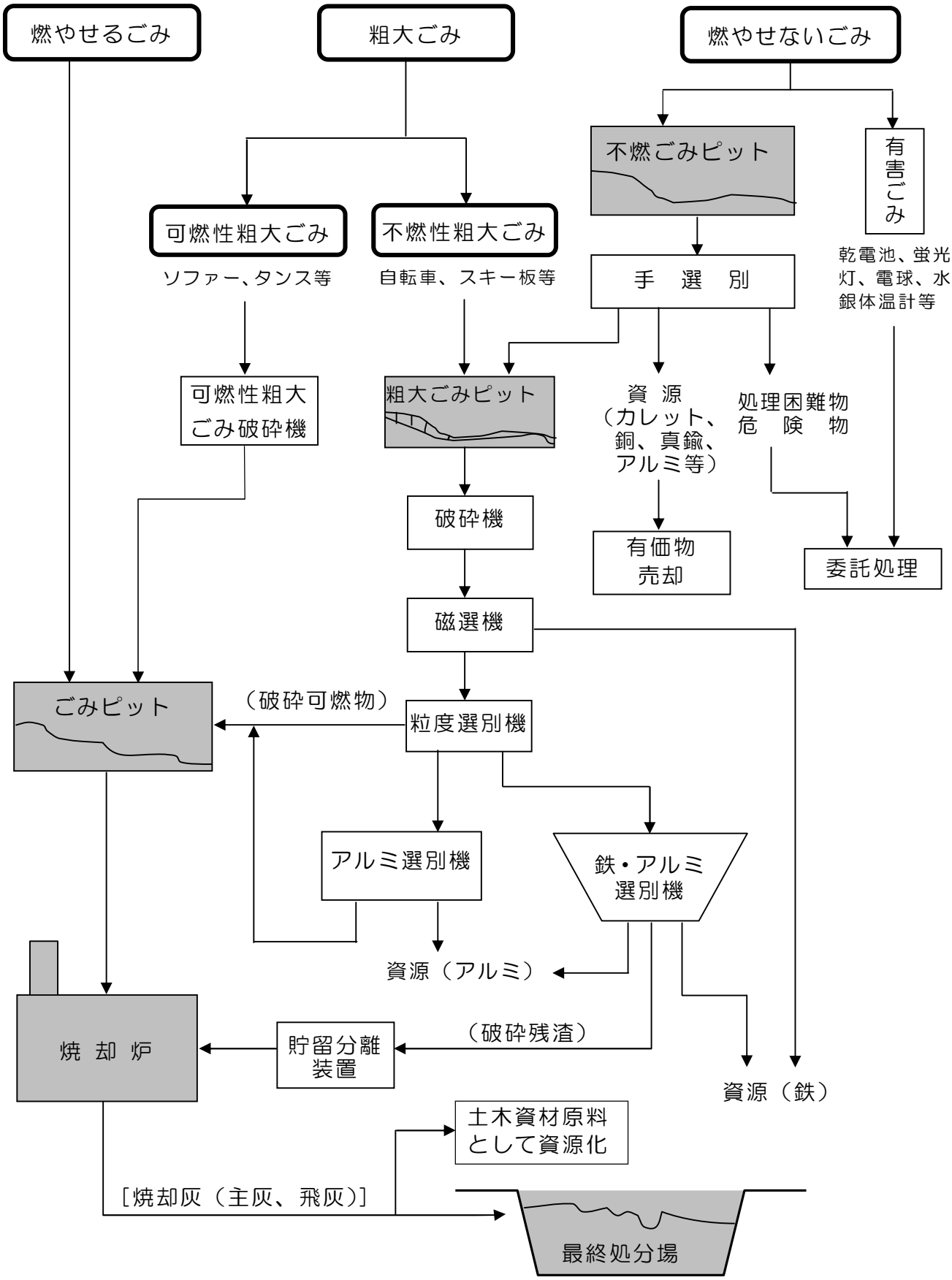
燃やせるごみ
粗大ごみ
燃やせないごみ
不燃ごみピット
有害ごみ
乾電池、蛍光灯、電球、水銀体温計等
可燃性粗大ごみ
ソファー、タンス等
不燃性粗大ごみ
自転車、スキー板等
手　選　別
可燃性粗大ごみ破砕機
粗大ごみピット
資　源（カレット、銅、真鍮、アルミ等）
処理困難物危　険　物
破砕機
有価物売却
委託処理
磁選機
ごみピット
（破砕可燃物）
粒度選別機
アルミ選別機
鉄・アルミ選別機
資源（アルミ）
焼　却　炉
貯留分離装置
（破砕残渣）
資源（鉄）
土木資材原料として資源化
［焼却灰（主灰、飛灰）］
最終処分場

(3)施設の概要

大和市環境管理センター

所 在 地　　大和市草柳3－12－1

① ごみ焼却処理施設

形　　式	全連続燃焼式焼却炉
処 理 能 力	450t／24h（150t／24h×3炉）
工　　期	平成2年7月26日～平成6年3月30日
構造・規模	RC・S・SRC造、地下2階・地上7階
敷 地 面 積	21，780㎡
延 床 面 積	16，471㎡
建 築 面 積	5，438㎡
付 属 施 設	管理棟（2階　柳橋ふれあいプラザ）
建　築　費	・焼却処理施設　18，250，520千円
	・管理棟　1，721，130千円

② 粗大ごみ処理施設

処 理 方 式	併用方式（横型回転破砕機及び手選別）
処 理 能 力	回転系　80t／5h　手選別系　15t／5h
工　　期	平成3年12月25日～平成6年3月30日
構造・規模	RC・S造、地下2階・地上6階
延 床 面 積	2，937㎡
建 築 面 積	1，803㎡
建　築　費	3，079，700千円

上草柳処分場

所　在　地　　大和市上草柳46－1

③ 最終処分場

工　　期	平成元年4月～平成3年3月
全体面積	11，073㎡
埋立面積	8，637㎡
埋立容量	61，385m^3
埋立方式	サンドイッチ方式(焼却灰と土を交互に埋める方式)
水処理設備	60m^3／24h(凝集沈殿方式)
建　設　費	348，000千円

２　年度別廃棄物搬入量

環境管理センターへのごみ搬入量は、次のとおりです。

単位　：　t

年度	燃やせるごみ					粗大ごみ		燃やせないごみ					合計
	収集	直接搬入		不法投棄	小計	収集		収集	直接搬入		不法投棄	小計	
		家庭系	事業系			可燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ		家庭系	事業系			
18	38,184	349	20,688	32	59,253	479	291	3,391	212	28	112	3,743	63,766
19	33,561	379	20,161	61	54,162	574	253	2,293	218	25	23	2,559	57,548
20	33,747	434	19,546	97	53,824	565	292	2,202	227	20	6	2,455	57,136
21	34,247	381	17,354	93	52,075	643	272	2、172	202	13	4	2,391	55,381
22	33,737	392	17,078	94	51,301	687	250	2,273	220	14	4	2,511	54,749

〇平成１６年度からは、燃やせないごみの「収集」には委託収集分と例月まち並み清掃分を含みます。

〇燃やせるごみの不法投棄は、リサイクルステーションにおける不法投棄の回収量です。

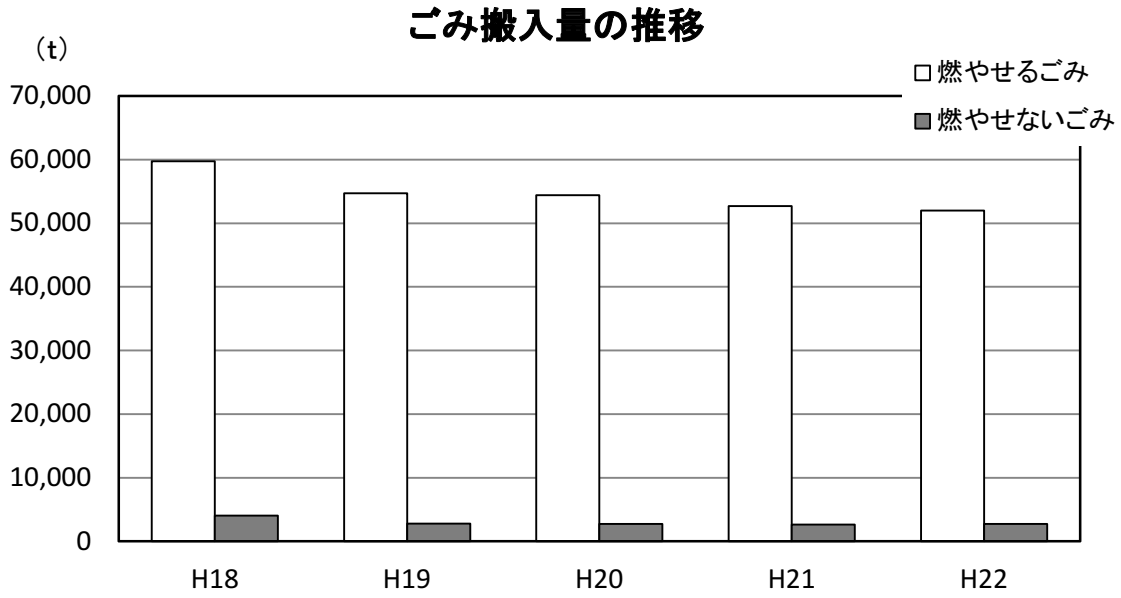

３ 市民１人当たりのごみ・資源物排出量

市民1人当たりの年間及び1日ごみ排出量並びに資源排出量の推移は、次のとおりです。

上段 単位 ： kg／年度
下段 単位 ： g／日

年　　度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口（10／1現在）	222, 368	222, 917	224, 231	225, 650	228, 186
燃やせるごみ	173	152	152	153	150
	475	417	418	420	410
燃やせないごみ	16	11	11	11	11
	44	31	30	29	30
粗大ごみ（直営）	3	4	4	4	4
	10	10	10	11	11
家庭系ごみ合計	192	167	167	168	165
	529	458	458	460	451
資源分別回収量	83	88	81	75	71
	227	240	221	204	196
排　出　量	275	255	248	243	236
	756	698	679	665	647

※四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

Ⅲ　ごみの減量化･資源化

１　ごみの減量化･資源化 ･･･････････････････････････････････････ 29
（1） 資源分別回収事業･･･････････････････････････････････････ 29
２　生ごみ処理容器等設置費補助金制度 ･･･････････････････････ 36
３　資源循環型生ごみ処理機設置事業 ･･･････････････････････ 37
４　家具類の再使用 ･･･････････････････････････････････････ 40

１　ごみの減量化・資源化

昭和４９年頃、オイルショックを契機に省資源化が叫ばれ始めました。本市では昭和５２年に自治会活動による集団資源回収を対象とする奨励金制度を設け、ごみの再資源化・減量化に取り組んできました。

しかし、昭和５９年以降、年々増加する人口、ライフスタイルの変化、ＯＡ機器の普及などにより急激にごみが増加し、平成元年度には焼却炉の能力を超える事態となりました。このため、平成２年度から平成６年３月までの間に新焼却炉（１５０t／２４h×３基）を建設し、平成６年４月から稼動を続けています。

平成１８年７月からは、家庭系有料指定ごみ袋の導入、ごみの戸別収集の開始及びその他プラスチック製容器包装の資源回収を実施し、ごみの減量化・資源化を促進しています。この他、現有焼却炉の使用期間の延伸を図るとともに、焼却後に発生する灰の処分場確保の問題、資源枯渇などの地球環境問題にも取り組んでいます。

（1）資源分別回収事業

● 資源回収の経過

大和市の資源分別回収は、自治会の自主的な資源回収から始まりましたが、その後安定的な資源回収を行うため、市の事業として行うようになりました。

モデル地区から市内全域に規模を段階的に拡大し、回収品目も容器包装リサイクル法の制定により平成１８年度までの間に１４品目に拡大し、ごみの減量化・資源化を図っています。

時　　期		資　源　回　収　の　経　過
平成2年度まで		自治会の独自による集団回収
平成３年度		市況に影響されることなく、安定的で効率的な資源回収を行うため、市の事業として実施。モデル地区による資源回収（紙・布・缶・びん・非鉄金属）の実施　→　3自治会・約5，000世帯
平成４年度		対象自治会の拡大　→　19自治会・約13，000世帯
平成５年度		対象自治会の拡大　→　63自治会・約30，000世帯
平成６年度	６月	市内全域で実施
平成７年度	６月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の制定
平成９年度	１０月	ペットボトル、紙パックの回収をテストケースで実施　→　約500世帯
平成10年度	４月	ペットボトル、紙パックの回収を段階的に拡大
平成11年度	４月	ペットボトル、紙パックの回収を市内全域で実施
平成13年度	４月	白色トレイの回収を開始。
平成14年度	４月	紙製容器包装の回収を開始。
平成18年度	７月	家庭系ごみの有料化等、制度を大幅に変更し、資源回収の促進を図る。 ・その他プラスチック製容器包装の回収を開始し回収品目が14品目となる。 ・資源を、A資源、B資源、その他プラスチック製容器包装の3種類に区分。 ・回収を、A資源、B資源は従前と同様に月2回ずつ、その他プラスチック製容器包装は週1回とする（これまではA資源、B資源を月2回、同一日に回収）。

● 回収品目及び回収日

回収品目		回収日
A資源	① 新聞・チラシ ② 雑誌・本・その他の紙 ③ 段ボール ④ 布類	月2回
B資源	① 紙パック ② 紙製容器包装 ③ 空き缶・金物類（アルミ、スチール） ④ ペットボトル ⑤ 空きびん類（生きびん、透明びん、色付きびん） ⑥ 白色トレイ	月2回
その他プラスチック製容器包装		週1回

● 報奨金制度

自治会又は集合住宅管理団体には、資源物の回収量に応じて報奨金を支払い、事業の推進を図っています。資源排出場所であるリサイクルステーションでは、平成18年6月までは、市の依頼により自治会が選任したリサイクル推進員が資源の分け方・出し方を指導していました。しかし、同年7月以降は、自治会が地域の事情に合わせてリサイクルステーションを管理する方法に変更しました。

種別	報奨金算定基礎額
可燃性資源	3円／kg
不燃・樹脂性資源	2円／kg
リサイクルステーション維持管理料	4，000円／月・ヶ所

※リサイクル推進員の廃止に伴い、「資源分別指導報奨金」制度（1ヶ所1回1，800円）を廃止し、代わりに「リサイクルステーション維持管理料」（1ヶ所月額4，000円）を自治会に支払っています。

● 資源の持ち込み・拠点回収について

自治会が管理するリサイクルステーション以外に、市民の方であればどなたでもご利用頂ける資源選別所への持ち込みや市内各駅・市役所にて拠点回収を実施しています。

拠点回収場所	回収日	回収時間	回収品目
・つきみ野駅　駅前広場 ・中央林間駅北口（交番西側） ・大和市役所正面入口 ・旧大和駅周辺再開発事務所敷地内（中央 4-1-14）	毎月1・3回目 日曜日	午前10時 から 午後2時	・A 資源 ・B 資源 ・その他プラ ・植物性廃食用油 ・電動式生ごみ処理機から発生したたい肥（処理品）
・大和スポーツセンター南側広場（上草柳 1-1-1） ・相模大塚駅北口 ・桜ヶ丘駅西口（バス停前） ・高座渋谷駅西口	毎月2・4回目 日曜日		
・大和市資源選別所 （上草柳 563-11）	毎日 （年末年始を除く）	午前9時から 午後3時30分 （昼休みを除く）	

① 資源の流れ

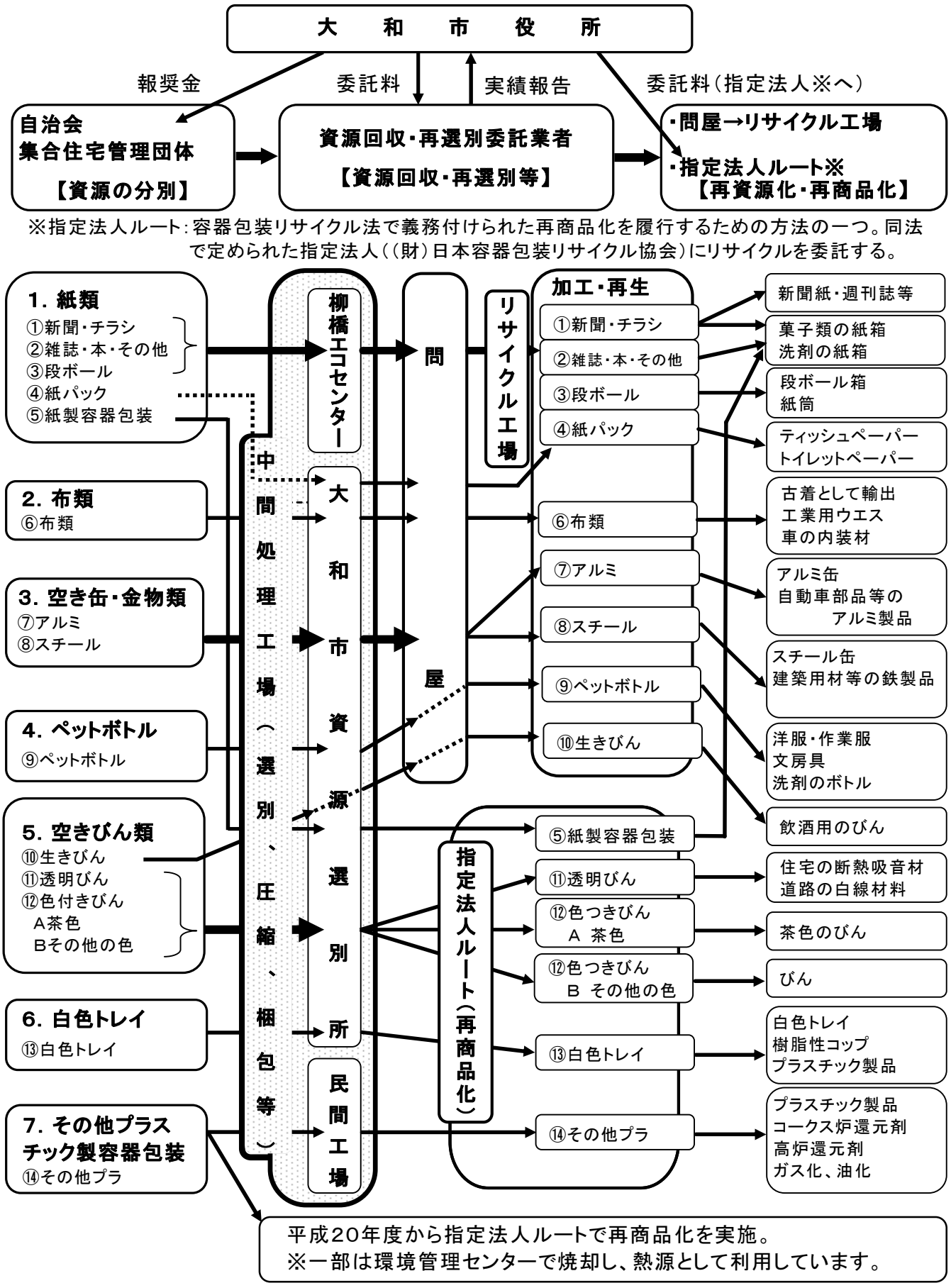
大　和　市　役　所
報奨金
委託料
実績報告
委託料(指定法人※へ)
自治会
集合住宅管理団体
【資源の分別】
資源回収・再選別委託業者
【資源回収・再選別等】
・問屋→リサイクル工場
・指定法人ルート※
【再資源化・再商品化】
※指定法人ルート:容器包装リサイクル法で義務付けられた再商品化を履行するための方法の一つ。同法で定められた指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会)にリサイクルを委託する。
1. 紙類
①新聞・チラシ
②雑誌・本・その他
③段ボール
④紙パック
⑤紙製容器包装
2. 布類
⑥布類
3. 空き缶・金物類
⑦アルミ
⑧スチール
4. ペットボトル
⑨ペットボトル
5. 空きびん類
⑩生きびん
⑪透明びん
⑫色付きびん
A茶色
Bその他の色
6. 白色トレイ
⑬白色トレイ
7. その他プラスチック製容器包装
⑭その他プラ
中間処理工場(選別、圧縮、梱包等)
柳橋エコセンター
大和市資源選別所
民間工場
問屋
リサイクル工場
加工・再生
①新聞・チラシ
②雑誌・本・その他
③段ボール
④紙パック
⑥布類
⑦アルミ
⑧スチール
⑨ペットボトル
⑩生きびん
⑤紙製容器包装
⑪透明びん
⑫色つきびん A 茶色
⑫色つきびん B その他の色
⑬白色トレイ
⑭その他プラ
指定法人ルート(再商品化)
新聞紙・週刊誌等
菓子類の紙箱
洗剤の紙箱
段ボール箱
紙筒
ティッシュペーパー
トイレットペーパー
古着として輸出
工業用ウエス
車の内装材
アルミ缶
自動車部品等の
アルミ製品
スチール缶
建築用材等の鉄製品
洋服・作業服
文房具
洗剤のボトル
飲酒用のびん
住宅の断熱吸音材
道路の白線材料
茶色のびん
びん
白色トレイ
樹脂性コップ
プラスチック製品
プラスチック製品
コークス炉還元剤
高炉還元剤
ガス化、油化
平成20年度から指定法人ルートで再商品化を実施。
※一部は環境管理センターで焼却し、熱源として利用しています。

② 資源化率

単位 ： t

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
燃やせるごみ	59，732	54，736	54，389	52，718	51，988
燃やせないごみ	4，034	2，812	2，747	2，663	2，761
ごみ総量 ①	63，766	57，548	57，136	55，381	54，749
不燃物リサイクル ②	1，657	1，106	1，066	1，139	987
処理困難物資源化 ③	90	95	96	96	101
焼却灰資源化(ｴｺｾﾒﾝﾄ化等)④	750	996	1，197	1，190	1，293
資源回収量⑤	18，453	19，546	18，102	16，840	16，309
資源回収量のうちのﾘｻｲｸﾙ量⑥	16，349	16，557	15，462	14，240	13，660
総資源化量 ⑦(=②+③+④+⑥)	18，846	18，754	17，821	16，665	16，041
総排出量 ⑧(=①+⑤)	82，219	77，094	75，238	72，221	71，058
リサイクル率 ⑨(=⑦÷⑧)	22．9%	24．3%	23．7%	23．1%	22．6%

「不燃物リサイクル②」、「処理困難物資源化③」及び「焼却灰資源化(エコセメント化等)④」は、燃やせるごみ及び燃やせないごみから資源化されているものです。「資源回収量⑤」については、平成18年7月からその他プラスチック製容器包装を含んでいます。「資源回収量のうちのリサイクル量⑥」は、その他プラスチック製容器包装回収量のうち焼却処理分は除いています。

【22年度】

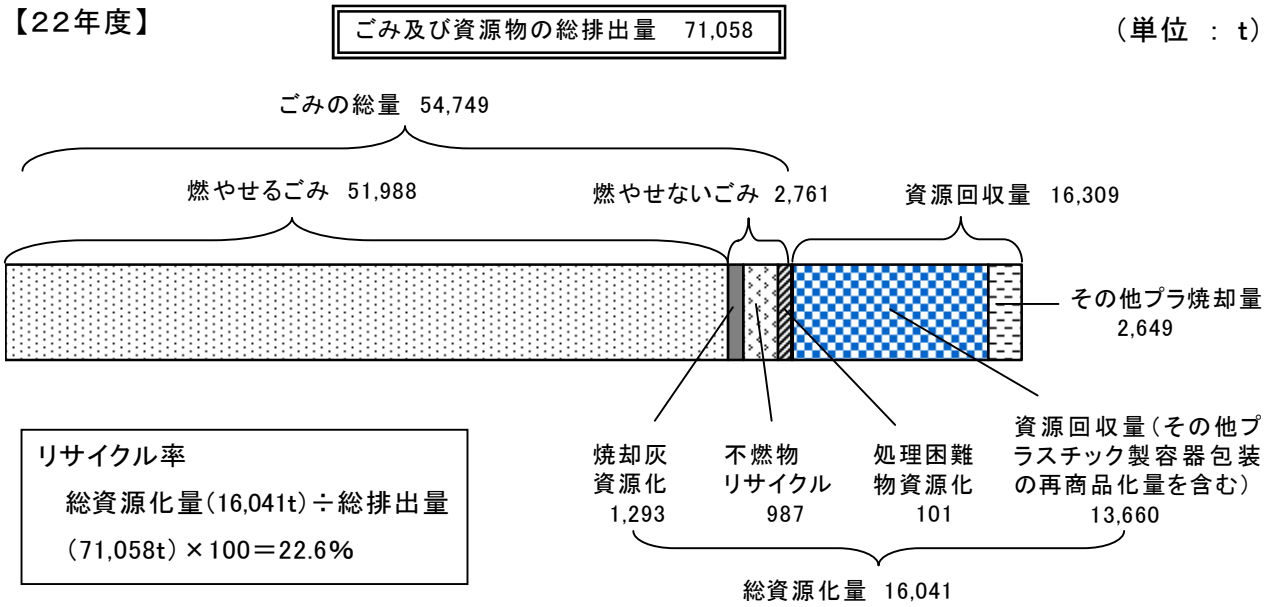

③ 資源回収車両

（平成23年4月1日現在）

回収品目	車種	積載量	組合の保有台数	稼働台数	1台当たり人員
その他プラスチック製容器包装	パッカー	2t	7	5～6	運転員1人（補助員1人）
上記以外の資源物	平ボディー	2t	24	24	運転員１人（補助員1人）
		3t	5		

④ 資源分別回収実績

ア 自治会数、自治会加入世帯数及びリサイクルステーション数
（リサイクルステーションには、H18年7月からA資源とその他プラスチック製容器包装を排出する小規模リサイクルステーションを追加）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自治会数	161	161	164	164	165
自治会加入世帯数	70，073	70，335	70，126	69，982	69，797
リサイクルステーション数	1，194（190）	1，228（194）	1，239（196）	1，251（193）	1，267（196）

※ 基準日：自治会数、世帯数・・・6月1日、
リサイクルステーション数・・・3月31日
※ リサイクルステーション数欄の（ ）内は、小規模リサイクルステーション数(内数)です。

イ 自治会回収　　単位 ： kg

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新聞	5,400,360	5,126,790	4,212,785	3,460,010	3,100,910
雑誌	3,799,070	3,886,750	3,542,500	3,132,750	2,849,530
段ボール	1,860,040	1,795,180	1,752,695	1,712,270	1,714,500
紙パック	138,665	149,500	142,815	140,690	145,765
古布	813,050	930,200	881,475	859,105	836,995
びん	1,496,390	1,482,495	1,434,610	1,407,365	1,412,020
アルミ	355,960	364,430	357,995	357,590	365,210
鉄類	388,460	392,555	376,390	369,885	361,290
ペットボトル	524,105	554,690	543,220	533,415	540,815
白色トレイ	36,005	45,200	43,185	42,145	42,385
紙製容器包装	859,415	1,046,680	1,060,160	1,035,520	1,007,840
その他プラ	2,089,635	2,959,115	2,917,645	2,860,170	2,898,750
合計	17,761,155	18,733,585	17,265,475	15,910,915	15,276,010

ウ 資源選別所持込み　　単位 : kg

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新聞	159,300	123,725	94,225	93,395	99,750
雑誌	190,280	171,320	172,185	213,385	264,445
段ボール	76,480	72,605	72,815	82,545	107,335
紙パック	2,310	4,295	6,190	3,020	2,575
古布	32,720	65,160	65,925	70,460	60,145
びん	22,105	27,390	28,340	28,210	30,490
アルミ	7,650	6,900	7,020	8,125	8,200
鉄類	9,985	11,325	13,265	14,650	13,715
ペットボトル	8,135	7,775	8,510	9,905	9,175
白色トレイ	1,560	1,885	2,235	2,745	1,645
紙製容器包装	14,140	28,700	35,885	22,120	18,925
その他プラ	8,780	16,155	17,685	46,250	54,335
合計	533,445	537,235	524,280	594,810	670,735

エ 拠点回収（びん、アルミ、鉄類、ペットボトルについては市施設回収分を含む）　　単位 : kg

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新聞	49,355	84,215	92,065	90,705	94,755
雑誌	39,315	65,680	76,365	86,255	95,815
段ボール	18,915	31,425	35,415	41,550	44,575
紙パック	1,145	1,975	2,135	2,275	2,580
古布	7,380	15,690	18,020	21,400	25,335
びん	12,865	21,275	24,340	26,470	30,295
アルミ	2,920	4,645	5,845	6,190	7,055
鉄類	4,700	6,455	7,280	8,025	9,015
ペットボトル	5,545	8,590	10,095	9,985	11,150
白色トレイ	400	480	455	530	610
紙製容器包装	9,905	21,315	24,385	23,020	21,795
その他プラ	6,075	13,860	16,560	17,580	19,675
合計	158,520	275,605	312,960	333,985	362,655

⑤ 資源化にかかる費用　　単位 : 円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ⅰ資源回収・処理委託料	349,517,670	360,682,635	395,299,968	380,947,846	377,567,963
ⅱ指定法人ルート委託料	1,681,641	1,193,626	2,485,081	2,982,668	2,133,601
ⅲ自治会報奨金	87,032,700	90,486,520	86,885,140	83,790,010	82,433,090
ⅳ不燃物ﾘｻｲｸﾙ委託料	990,812	510,094	662,243	515,671	425,406
ⅴ処理困難物資源化委託料	6,152,846	7,480,760	7,264,816	7,904,811	8,395,870
ⅵ焼却灰資源化委託料	31,552,708	40,273,102	49,991,354	51,250,683	56,169,256
歳出計(ⅰ～ⅵの計)（A）	476,928,377	500,626,737	542,588,602	527,391,689	527,125,186
ⅶ資源物売払い収入（資源回収）	112,580,409	171,658,799	176,078,409	85,068,989	124,035,701
ⅷ有価物売買収入（中間処理）	6,494,620	5,989,930	5,134,670	5,988,410	4,373,750
歳入計(ⅶ＋ⅷ)　（B）	119,075,029	177,648,729	181,213,079	91,057,399	128,409,451
市の負担額 （A）－（B）	357,853,348	322,978,008	361,375,523	436,334,290	398,715,735

※歳入について
- ⅷ資源売払い収入：資源回収で集められた新聞、雑誌、段ボール、古布、アルミ、スチール、生きびん、紙パック、ペットボトルの売却収入(平成17年度までは新聞、雑誌、ダンボール、古布を除く。)。
- ⅸ有価物売買収入：燃やせないごみの中間処理の過程で集められた金属等有価物の売却収入。

⑥ 資源選別施設

名　　称　大和市資源選別所
所 在 地　大和市上草柳563－11
敷地面積　3，214．28㎡
処理能力　4．5t／5h(缶類)　※びん類等(10t)は、一時貯留
建 築 物　事務所兼休憩室、空缶選別棟、雑びん選別棟、選別資源保管庫
工　　期　平成5年10月～平成5年12月
建 設 費　約90，262千円(あき缶処理対策協会から寄附金1，000万円)
主な設備　台貫(計量機) 10t用　1基
　　空缶投入ホッパー 30㎡　1基
　　空缶搬送コンベアー　1基
　　空缶選別・プレス機　1式
　　びん搬送ステージ 22．8㎡　1基
　　びん搬送コンベアー　3基

２　生ごみ処理容器等設置費補助金制度

平成２年度から、ごみの減量化・資源化に対する意識向上を目的として、生ごみ処理容器（コンポストタイプ）を設置した市民を対象に、購入費の一部を補助する制度を開始しています。

平成１３年度からは、従来のコンポストタイプ以外に微生物・菌活用型容器、平成１４年度からは、電動式生ごみ処理機、剪定枝を粉砕しチップ化するガーデンシュレッダーも補助対象品目に加えました。

平成１５年度からは、補助対象者に一般世帯のほか自治会及び事業者も加えました。

更に、平成１８年度からは、補助率及び上限額を引き上げ、生ごみ処理容器の普及に取り組んでいます。

◎生ごみ処理用容器等設置支援事業

年　度	コンポスト（基）	微生物活用（基）	電動式生ごみ処理機（基）		ガーデンシュレッダー（基）			合計（基）	設置累計（基）	世帯数	世帯累計
			家庭	事業所	家庭	事業所	自治会				
平成２年～平成１７年度累計	5,732	14	363	6	65	2	1		6,183		4,873
平成１８年度	66	0	2,051	44	24	1	0	2,186	8,369	2,177	7,050
平成１９年度	21	2	294	7	9	0	0	333	8,702	325	7,375
平成２０年度	16	0	201	2	7	0	0	226	8,928	224	7,599
平成２１年度	23	0	181	5	16	1	0	226	9,154	224	7,823
平成２２年度	21	0	95	3	10	0	0	129	9,283	123	7,946
累　計	5,879	16	3,185	67	131	4	1		9,283		7,946

※平成 16 年度までのコンポストの内訳は、70ℓ型 599 基、130ℓ型 1,844 基、190ℓ型 3,259 基である。平成 17 年度以降の内訳はない。

３　資源循環型生ごみ処理機設置事業

市では、循環型社会の構築に向けた取組の一つとして、市内の学校給食単独調理校において、業務用生ごみ処理機を設置して学校給食の調理くず、残飯などの生ごみを減量化するとともに堆肥化の一次処理を行い、その一次処理品を市内農家で完熟堆肥化・農作物栽培・収穫まで行い、収穫した農作物を再び学校給食に利用する「資源循環システム」の構築に向けて、平成１５年９月から平成１８年３月までの間、学校・農業者・企業の協力を得ながら、「資源循環システム」の試験的な取組を行いました。

内容としては、学校給食単独調理校１校に小規模の業務用生ごみ処理機を設置して、給食生ごみの堆肥化（一次処理）及び一次処理品の農作物栽培利用を行い、生ごみ処理機による堆肥化の状況、農作物栽培における土壌への影響、農作物の生育状況についての検証試験等を実施しました。

－実証試験等による「資源循環システム」の効果－

①給食残さが堆肥になることによる児童の環境に対する意識の向上
②地元の農産物を学校に納品することによる農業者の生産意欲の向上
③地産地消による環境負荷の低減
④ごみの減量化、資源化の推進
⑤農業体験など地域農業者との交流による都市農業に対する理解促進

これらの検証結果を踏まえ、平成１８年３月末に、国の「バイオマスの環づくり交付金」を活用し、学校給食単独調理校2校（市立大和小学校及び市立深見小学校）に業務用生ごみ処理機を導入し、同年４月からは、導入校での生ごみの堆肥化、協力農家による堆肥の受入れ及び農作物栽培利用、収穫農作物の給食材利用を開始し、「資源循環システム」の構築に向けた本格稼動に入りました。

その後、神奈川県の食品廃棄物対策支援事業補助金を活用して、平成１８年度には市立北大和小学校及び草柳小学校に、平成１９年度には林間小学校に業務用生ごみ処理機を設置し、平成２０年度には、市単独で渋谷小学校に業務用生ごみ処理機を設置し、資源循環システムの拡大を図りました。

また、小学校への生ごみ処理機の設置と併行して、学校関係者、農業関係者、行政等の委員で構成する「大和市資源循環システム推進協議会」を設置し、平成１８年度から平成２０年度まで、生ごみ処理機の導入計画の策定、「資源循環システム」の普及・啓発等について協議を行いました。

その後、平成２２年度に、資源循環システムの円滑かつ持続的な稼動に資することを目的として、協力農家による資源循環システムに関する自由な情報交換の機会を設け、学校から受け取った堆肥の二次発酵方法や、二次発酵の際に発生する臭いを抑制するための対策等について、活発な意見交換が行われました。

－業務用生ごみ処理機設置校－

大 和 小 学 校 ･･･処理能力:150kg／日(平成17年度設置)
深 見 小 学 校 ･･･処理能力: 70kg／日(　　〃　　)
北大和小学校 ･･･処理能力:150kg／日(平成18年度設置)
草 柳 小 学 校 ･･･処理能力: 55kg／日(　　〃　　)
林 間 小 学 校 ･･･処理能力:150kg／日(平成19年度設置)
渋 谷 小 学 校 ･･･処理能力: 55kg／日(平成20年度設置)

－資源循環システム稼動実績－

1. 生ごみ投入量･取り出し量実績

	運転日数（日）	投入量（kg）	取出し量（kg）	減量率（%）
平成18年度（2校）	185	16，532	4，711	71．5
平成19年度（4校）	170	31，751	7，941	75．0
平成20年度（5校）	161	37，515	9，990	73．4
平成21年度（6校）	167	40，894	10，296	74．8
平成21年度（6校）	165	41，627	9，866	76．3

※平成20年度は、渋谷小学校の運転実績はありません。

2. 農作物納品実績

【平成18年度】
とまと、じゃがいも、大根等、2校で7品目の農作物を納入し、学校給食の材料に利用。

【平成19年度】
白菜、小松菜、きゃべつ等、4校で12品目の農作物を納入し、学校給食の材料に利用。

【平成20年度】
とまと、たまねぎ、にんじん等、4校（1校は納品実績なし）で15品目の農作物を納入し、学校給食の材料に利用。

【平成21年度】
長ねぎ、きゃべつ、ブロッコリーなど、5校（1校は納品実績なし）で18品目の農作物を納入し、学校給食の材料に利用。

【平成22年度】
たまねぎ、じゃがいも、白菜など、6校で18品目の農作物を納入し、学校給食の材料に利用。

ー「大和市資源循環システム推進協議会」ー

1.趣　　旨	循環型社会の形成に向け、地域関係者へのバイオマス利活用の理解醸成と、環境に関する活動と有機的に連携した普及啓発を実施する。
2.設置年月日	平成18年3月23日
3.委　　員	農業者、学校関係機関、農業関係機関、行政等から委員を選出
4.実施事業	(1)民間事業所の模範となるごみ減量化対策の実施 (2)学校給食の残渣(バイオマス)の利活用 (3)環境学習への利活用 (4)地場農産物の学校給食への利用促進
5.協議会開催	必要に応じ開催
6.協議内容	「資源循環システム」の稼働実績報告、生ごみ処理機設置事業の経過報告、「資源循環システム」の環境学習・食育への活用、ホームページ作成について協議実施

※　平成21年度以降は、前年度までの協議結果を踏まえ「資源循環システム」の普及・啓発を行っていますが、協議会は活動を休止しています。

ー資源循環システムのイメージー

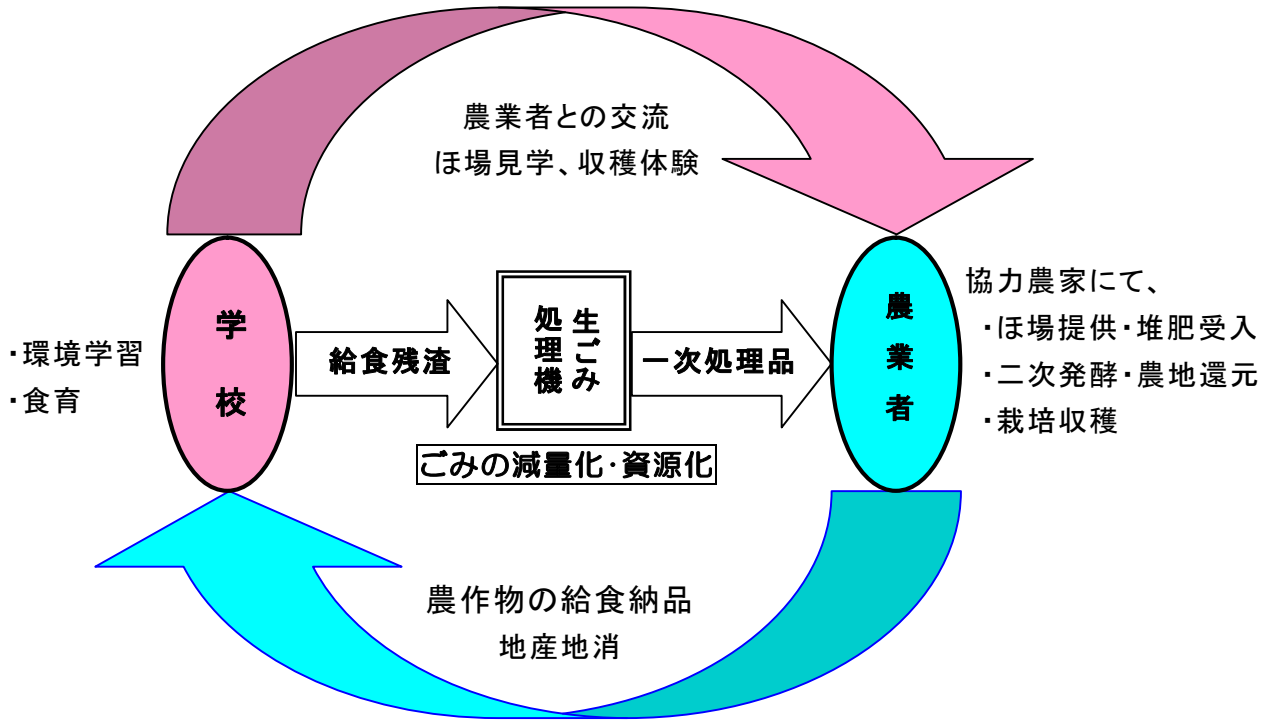

※ほ場…田、畑、果樹園など、農作物を栽培するために人為的に手が加えられ整備された所。
※地産地消…地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

４　家具類の再使用

環境管理センター内にある家具類再生展示施設「リサイクル未来館」は、ごみの減量化・資源化を目的に、家庭で不用となった家具類を頒布するために設置された施設です。頒布により、家具類の再使用（リユース）が図られています（平成１８年５月１２日に展示開始）。

この施設では、市民からの申し込みにより、まだ使用できる家具類の収集「リサイクル収集（土曜日に実施）」を行い、回収した家具を清掃した後に展示しています。展示品は購入希望者が多い場合は抽選となります。購入者は購入代金を納入後、家具類を引き取ります。

◎家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営状況

年度	回収			処分	展示		頒布					
	リサイクル収集数	工場棟引取数	計	粗大処分数	展示数	来場者数	頒布申込総数	抽選配布数（応募）	平均倍率	最高倍率	頒布数	頒布収入（円）
18	768	145	913	176	533	7,116	2,130	429	4.08	44	370	403,024
19	978	211	1,189	327	706	9,704	3,609	593	5.11	39	548	725,000
20	918	244	1,162	290	713	10,222	3,849	512	5.40	43	557	872,500
21	709	470	1,179	285	684	10,400	3,716	602	5.50	41	609	958,000
22	460	329	789	25	678	10,593	3,398	593	5.01	60	567	736,000

※１　平成１８年度は６月からの実績です。
※２　展示前のストックがあるため、回収数と処分・頒布数は一致しません。
※３　キャンセル及び家具の引取が抽選の翌月となるため、抽選配布数（応募）と頒布数は一致しません。

☆リサイクル収集の受付

・電話申込時に、再生できるかどうかを判断するため、キズ、汚れ等についてお尋ねし、土曜日に戸別に引き取ります。
・排出される家具は、粗大ごみと同じ扱いになりますので、大きさに応じた粗大ごみ証紙が必要です。
・通常は１点５００円、大型の場合は１点１，０００円になります。
・電話での家具引取りの受付時間は、午前８時～午後４時４５分です。

★展示家具の頒布方法

・頒布受付は、毎月１日から第４土曜日までとなっています。１日の受付時間は午前８時３０分から午後４時までですが、第４土曜日は抽選のため午後２時で締め切ります。
・抽選は、第４土曜日午後２時以降に公開で行います。
・展示家具は、瑕疵担保責任を負わないことを条件に、有料で頒布します。
・当選された方には、納付書付当選通知書を送付します。
・当選者は、期限内に金融機関で購入代金を納入のうえ、納入日から１４日以内に自分で家具を引き取ります。

Ⅳ　美化思想の普及・公衆衛生

１　大和市クリーンキャンペーン ・・・

１　大和市クリーンキャンペーン

市では、ごみの散乱のない清潔できれいなまち並みを維持するために、市民、各種団体、事業者及び市職員が協力して行う地域の清掃活動を通し、地域美化活動の推進を図っています。そして、私たちの住む大和市を“明るくさわやかな郷土”とするため、年間を通してクリーンキャンペーンを展開しています。様々な活動を通して公共の場所が清潔に保たれている社会が、快適に生活する上での基盤になるという認識を深め、美化意識の高揚・定着を図ります。

(1)「清掃の日」

大和市自治会連絡協議会との共催による「ごみの散乱のない、清潔できれいなまちづくり」を推進し、私たちの住む大和市を明るくさわやかな郷土とするため、「清掃の日」を設けて、公共の場所の一斉清掃日として地域美化の推進を図っています。

昭和53年秋から自治会を中心に、毎年5月30日の日曜日又はその直近の日曜日に、市内全域での一斉清掃を行っています。

① 平成22年度事業実施状況

ⅰ対象地域：市内全域の道路・公園等の公共の場所

ⅱ参加人員：約48，270人

ⅲ参加団体：市内全自治会、市内の官公庁及び各事業所、市内のボランティア団体等

② ごみ回収量

単位 ： t

年　度	回　収　量		
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	計
平成18年度	42．53	10．02	52．55
平成19年度	95．21	11．98	107．19
平成20年度	10．00	1．25	11．25
平成21年度	17．88	1．63	19．51
平成22年度	85．81	3．27	89．08

※平成18年度、平成20年度及び平成21年度は、天候不順のため回収量が減少しました。

(2)「例月まち並み清掃」

平成16年度から、きれいなまち並みを維持するため、日頃から行っている家の前の清掃を、「例月まち並み清掃」として実施しています。個人から地域へと連携し通学路などの清掃活動につなげ、地域美化活動の推進とともに、近隣との挨拶・声かけ・情報交換など地域の交流が深まることを目指しています。

① 平成22年度事業実施状況

ⅰ実　施　日:原則、毎月の最終日曜日

ⅱ対象地域:市内全域の道路、公園等の公共の場所

ⅲ参　加　者:市民、自治会、市内事業所、市内ボランティア団体等

② ごみ回収量

年　　度	回　　収　　量		
	回収数(袋の数)	重　量(t)	団体数(延べ活動団体)
平成20年度	6，706	34．2	304
平成21年度	7，565	35．9	323
平成22年度	7，473	34．8	465

※回収量は、生活環境保全課で回収した数を集計しています。

(3)「環境フェア月間クリーンキャンペーン」

環境啓発活動の一環として開催している「環境フェア」の開催月にちなみ、毎年11月を「大和市環境フェア月間」と位置付け、市民、事業者、各種団体及び市職員が協働して各種の清掃活動を行う「環境フェア月間クリーンキャンペーン」を実施しています。

平成22年度の環境フェア月間クリーンキャンペーンは、次の5つの清掃活動を実施しました。

① 平成22年度事業実施状況

ⅰ実　施　月:平成22年11月(一斉行動日　11月27日　土曜日)

ⅱ実施内容

ア．駅前クリーン活動

大和駅を中心に、市内全駅周辺の清掃及び不法看板・貼り紙等の除却を行いました。この活動は、青少年問題協議会が主催する「青少年健全育成推進街頭キャンペーン」と合同で実施しました(一斉行動日に実施)。

イ．ウォーキングコースクリーン活動

健康維持及び地域美化を目的として、市内3ヶ所(北部、中部、南部)のウォーキングコースで清掃活動を実施しました(一斉行動日に実施)。

ウ．例月まち並み清掃

家庭、自治会などが、身近な公共の場所を地域ぐるみで清掃しました。

エ．事業所周辺クリーン活動

市内各事業所が、月間の中で事業所周辺の道路等を清掃しました。

オ．緑と水辺のクリーン活動

環境活動団体が、月間の中で河川又は緑地を清掃しました。

ⅲ参　加　者:市民、自治会、市内事業所、市内環境活動団体等

② 参加者とごみ等回収量

年　　度	参加者（人）	除却した看板等（枚）	ごみ回収量（t）
平成20年度	4，254	28	7．0
平成21年度	4，531	47	7．0
平成22年度	5，571	13	11．0

（4）「不法投棄監視ウィーク」

不法投棄監視ウィークは、全国市長会の提唱（平成18年度）により「美しい日本」を目指し、全国的に取り組まれている美化啓発活動であり、本市においても同主旨に賛同し初年度（平成18年度）から実施しています。

① 全国ごみ不法投棄監視ウィーク大和市合同行動日（平成22年6月26日）

ⅰ.実施場所：　渋谷学習センター

ⅱ.実施内容：　ア．各種団体等による地域美化活動事例発表

イ．会場周辺の清掃活動

ⅲ.参　加　者：市民、市民団体、市内事業所、市内ボランティア等

② その他の連携した活動（平成22年6月20日～6月26日）

ⅰ.都市施設部との合同行動（道路パトロール及び不法投棄物撤去作業）

ⅱ.のぼり旗「不法投棄パトロール中」の設置（市役所及び監視重点区域）

ⅲ.市内各団体による清掃活動

年　度	合同行動日		その他の行動日	
	参加者（人）	ごみ回収量（t）	参加者（人）	ごみ回収量（t）
平成20年度	394	0．07	324	0．61
平成21年度	95	0．09	370	0．77
平成22年度	162	0．03	160	0．09

２　大和市環境ポスターコンクール

美化・資源化意識の啓発及び環境教育の一環として、平成元年度から小学校4・5・6年生を対象に、環境ポスターの募集を行い、最優秀作品をポスター化し、市内公共施設等に掲示しています。

平成22年度は、小学校1年生から6年生を対象に、低学年部門と高学年部門に分け、「環境美化活動」をテーマとして環境ポスターコンクールを実施しました。

平成22年度 応募状況	参加学校数　19	応募作品数　983	入賞作品数　12

３　環境事業推進員

今日の清掃行政の課題は、ごみの迅速な収集、処理処分に対応した処理施設の整備など、いわゆるごみの適正処理だけにとどまりません。分別回収などによるごみの減量の推進、リサイクルステーションの清潔保持、散乱ごみ対策など、環境美化の促進等も大きな課題となっています。

これらの諸課題を解決していくためには、行政の努力だけではなく、市民一人ひとりの自覚と協力が不可欠であり、地域ぐるみの積極的かつ主体的な活動展開も必要です。

「環境事業推進員制度」は、このような地域活動を推進するリーダー役を担っていただける方にその役をお願いし、市と市民がともにより快適な環境づくりを進めることを目的として、平成5年の条例改正に伴い、従前の環境保全指導員制度を変更・拡大したものです。

環境事業推進員は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第14条に規定されており、同条例施行規則第6条に職務が規定されています（委嘱は2年間）。

環境事業推進員の地域別人数　（平成23年4月1日現在）

地域	下鶴間つきみ野	中央林間	南林間	鶴間	深見	上草柳	大和	中央	桜ケ丘	高座渋谷	上福田	下福田	合計
人数	28人				21人				17人				66人

４　大和市環境フェア２０１０

市民、環境団体及び行政の環境に関する取組みを紹介する環境フェアを開催し、また、同時期に市内小学生から募集した環境に関するポスターの展示や優秀作品の表彰を行うことにより、環境意識の啓発を行いました。

平成22年度は、11月6日（土）及び7日（日）に大和駅プロムナードで開催された大和産業フェア2010に参加しました。

催し物	概要	内容
環境コーナー	環境団体等による取組の紹介	・各種環境団体の活動を紹介しました。 （2日間で　環境団体　5団体 県の機関　1課 市の機関　3課）
ポスター等の展示・表彰		イオンモール大和1階において、入賞者の表彰及び入賞作品の展示を行いました。 ・環境ポスターの展示・表彰 ・下水道ポスターの展示・表彰

５　ポイ捨て等の防止に関する条例の施行

市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を保持することを目的として、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例を施行しました。

ⅰ施行日　平成22年10月1日

ⅱ啓発内容　　ア. 市内8駅でのポイ捨て防止啓発チラシ配布
イ. ポイ捨て防止啓発用横断幕やのぼり旗の設置
ウ. ポイ捨て禁止、犬のフンの放置の防止看板の作成及び配布

６　公衆衛生

（1）公衆便所

公衆便所は2ヶ所あり、1ヶ所は市の便所を委託により清掃・維持管理しています。もう1ヶ所は、民間団体と協定を結び、当該団体の便所を公衆便所としています。

区分	名　　称	場　　所	概　　要	清掃状況
委託	つきみ野駅前 公衆便所	つきみ野４－５－４	鉄筋コンクリート造 建築面積　２２．４㎡	週５回
協定	小田急マルシェ大和 公衆用トイレ	中央１－１－２６	面　積　　４３．０８㎡ （商業施設内）	１日３回

Ⅴ し　尿

１　し尿収集業務 ・・・

1　し尿収集業務

本市では、昭和40年度からし尿の収集・運搬業務を委託しています。委託業者は、平成7年度までは3社でしたが、平成8年度から1社となりました。一般家庭の汲取りは、月1回を原則としています。

汲取料金は、定額制と従量制に区分しています。料金は、証紙により徴収しています。

現在、し尿の汲取業務は、公共下水道の普及に伴い年々減少し、対象世帯数は平成22年度末で441世帯(全世帯の0．45%)になっています。

一方、浄化槽の汲取り(清掃)は、平成19年7月に1社が廃業し、許可業者4社により行われています。浄化槽人口も公共下水道の普及に伴い昭和63年度以降は減少の傾向にあります。

(1)し尿処理人口

単位　：　人（各年度10月1日現在）

年　度	下水道人口	浄化槽人口	非水洗化人口（汲取人口）	合　計
平成18年度	193，012	27，604	1，752	222，368
平成19年度	194，099	27，266	1，552	222，917
平成20年度	195，577	27，247	1，407	224，231
平成21年度	197，575	26，835	1，240	225，650
平成22年度	205，260	21，821	1，105	228，186

(2)し尿・浄化槽汲取状況

単位　：　人（各年度3月31日現在）

年　度	し　尿			浄化槽汚泥汲取量(kℓ)
	汲取量(kℓ)	手数料(千円)	委託料(千円)	
平成18年度	3，200	6，386	42，315	6，409
平成19年度	2，560	5，744	42，000	6，340
平成20年度	2，455	5，838	41，633	6，091
平成21年度	2，642	5，543	41，633	5，619
平成22年度	2，617	5，004	37，893	5，408

２　家庭し尿浄化槽放流水・家庭汚水汲取業務

昭和４５年５月から、「一般家庭から排出される汚水のうち汲み取ったものを処理場へ運搬する業務」を、委託により開始しました。

本市の地盤は、関東ローム層が多く、各家庭に設置された浸透槽の水の浸透が悪いため、公共下水道が普及していない地域ではこの業務は不可欠となりました。

汲取りは、市民からの申し出により市が受け付け、委託業者１社で実施しています。料金は、大和市手数料条例に規定する額を委託業者が徴収し、市に納入しています。

(1)家庭し尿浄化槽放流水汲取状況

（各年度3月31日現在）

年　度	汲取量(kℓ)	委託料(千円)	手数料(千円)
平成18年度	1，957	4，665	1，087
平成19年度	1，260	3，012	700
平成20年度	1，082	2，644	601
平成21年度	950	2，438	528
平成22年度	1，192	3，172	662

(2)家庭汚水汲取状況

（各年度3月31日現在）

年　度	汲取量(kℓ)	委託料(千円)	手数料(千円)
平成18年度	1，148	2，723	319
平成19年度	866	2，057	241
平成20年度	821	1，998	228
平成21年度	799	2，042	222
平成22年度	716	1，898	199

３　処理

し尿、雑排水等（家庭し尿浄化槽放流水、家庭汚水）の処理は、水質管理センター中部浄化センターで行っています。

なお、下水道の整備に伴い、し尿、雑排水等（家庭し尿浄化槽放流水、家庭汚水）の搬入量が減少したため、平成４年度から水質管理センター中部浄化センターで、し尿、浄化槽汚泥及び雑排水の混合処理を行っています。

○ 資　料

1　ごみの月別搬入状況 ・・・

１　ごみの月別搬入状況

① 戸別収集可燃物搬入状況(直営、委託)　　単位 ： t

月	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4	3,657.97	2,720.43	2,797.62	2,859.35	2,760.43
5	4,608.07	3,130.85	3,065.43	2,935.60	3,049.58
6	5,322.36	2,827.35	2,877.98	3,106.51	2,929.24
7	2,716.42	3,064.00	3,037.24	3,074.06	3,045.30
8	2,861.87	2,863.42	2,751.95	2,918.24	2,963.44
9	2,655.71	2,648.28	2,932.70	2,816.15	2,687.55
10	2,868.94	2,874.87	2,892.23	2,939.62	2,740.16
11	2,768.81	2,772.90	2,592.15	2,789.55	2,909.38
12	2,985.71	2,944.77	3,256.69	3,055.23	3,071.82
1	2,802.17	2,769.96	2,621.84	2,693.48	2,674.81
2	2,300.53	2,334.94	2,266.78	2,267.12	2,265.51
3	2,635.17	2,609.27	2,654.67	2,791.96	2,639.88
合　計	38,183.73	33,561.04	33,747.28	34,246.87	33,737.10

② 戸別収集以外の可燃物搬入状況(環境管理センターに直接搬入された可燃物)　単位 ： t

月	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4	1,603.17	1,614.96	1,616.20	1,572.55	1,407.49
5	1,908.07	2,002.93	1,768.65	1,486.16	1,514.44
6	1,889.76	1,723.52	1,778.34	1,691.07	1,516.18
7	1,871.52	1,855.45	1,910.15	1,643.07	1,676.66
8	1,826.55	1,804.12	1,654.86	1,458.58	1,559.08
9	1,742.88	1,588.67	1,826.55	1,496.23	1,488.97
10	1,823.96	1,886.45	1,798.22	1,520.62	1,431.52
11	1,713.64	1,736.78	1,487.25	1,445.36	1,513.39
12	1,827.15	1,706.78	1,766.69	1,425.12	1,466.40
1	1,651.19	1,608.07	1,448.61	1,307.99	1,339.72
2	1,516.45	1,447.52	1,340.79	1,191.61	1,223.23
3	1,662.13	1,564.76	1,584.38	1,497.11	1,333.00
合　計	21,036.47	20,540.01	19,980.69	17,735.47	17,470.08

③ 戸別収集家庭系不燃物搬入状況(委託)　　単位 : t

月	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4	437.69	191.42	183.75	193.90	190.47
5	475.99	201.73	190.93	193.96	199.59
6	981.94	187.77	171.29	164.84	177.27
7	110.84	174.48	165.40	168.57	192.28
8	131.06	185.34	181.55	186.95	191.63
9	155.13	200.99	169.90	165.50	181.20
10	155.05	176.32	184.92	180.27	192.60
11	170.87	190.82	184.31	175.71	181.90
12	240.28	258.37	238.97	231.34	258.41
1	176.58	171.12	194.90	186.61	181.38
2	184.68	174.29	167.80	154.62	153.82
3	169.22	178.08	167.54	169.21	171.48
合　計	3,389.33	2,290.73	2,201.26	2,171.48	2,272.03

④ 戸別収集以外の不燃物搬入状況(環境管理センターに直接搬入された不燃物)　単位 : t

月	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4	13.67	19.13	25.73	19.67	20.49
5	33.78	46.46	25.77	22.16	24.87
6	20.55	18.70	16.67	15.41	13.57
7	8.26	16.14	18.94	16.63	18.31
8	14.09	22.26	19.49	19.65	21.22
9	19.27	14.85	17.84	18.37	16.09
10	27.70	16.23	20.34	15.51	16.69
11	19.41	16.17	21.39	17.43	19.95
12	31.42	23.75	23.79	20.68	27.65
1	16.44	15.17	18.56	17.89	18.55
2	10.66	14.54	15.61	13.23	15.24
3	24.29	20.29	23.72	18.81	21.97
合　計	239.54	243.69	247.85	215.44	234.60

⑤ 粗大ごみ搬入状況(直営)　　単位 : t

月	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4	62.49	76.29	79.63	84.94	89.57
5	66.84	79.84	73.78	71.70	84.16
6	81.26	65.88	65.85	73.40	73.87
7	55.27	72.98	80.43	81.21	82.83
8	65.10	74.04	72.23	79.64	85.06
9	55.19	61.72	70.68	72.64	77.09
10	61.01	71.61	74.00	72.92	71.10
11	59.81	66.27	61.27	68.69	79.37
12	73.26	75.77	76.04	81.30	81.50
1	51.61	54.12	64.86	66.63	63.21
2	56.79	55.59	52.89	67.25	64.23
3	81.89	72.41	85.01	94.26	84.41
合　計	770.52	826.52	856.67	914.58	936.40

⑥ 不法投棄収集状況　　単位 : t

月	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4	0.96	10.50	7.41	9.44	9.27
5	2.03	8.65	9.36	9.60	8.20
6	15.21	7.23	8.34	8.33	7.95
7	20.60	7.10	9.56	10.13	9.94
8	17.49	6.55	8.90	9.48	8.21
9	14.04	6.91	9.43	8.34	8.03
10	10.12	5.68	9.41	10.39	9.33
11	7.29	5.28	8.48	7.57	7.92
12	10.24	8.86	9.38	7.30	9.73
1	5.64	4.07	6.94	5.99	8.03
2	3.98	6.36	7.52	5.01	5.62
3	4.76	6.89	7.67	5.75	6.29
合　計	112.36	84.08	102.40	97.33	98.52

２　処理・処分状況

① 可燃物処理状況（不燃残渣焼却分を含む。）　　単位 ： t

年　度	投入焼却量	灰			残 渣 率
		埋 立 量	資源化量	合　計	
平成18年度	63,865	7,305	750	8,055	12.61 %
平成19年度	59,232	6,270	996	7,266	12.27 %
平成20年度	58,614	5,981	1,197	7,178	12.25 %
平成21年度	56,746	5,715	1,190	6,905	12.17 %
平成22年度	56,310	5,579	1,293	6,872	12.20 %

※平成15年度から焼却灰を資源化しています。

② 不燃物処理状況　　単位 ： t

年　度	不燃物搬入量	破砕後焼却処理	有価物回収量	破砕残渣埋立量	処理困難物
平成18年度	4,034	2,029	1,657	258	90
平成19年度	2,812	1,507	1,106	104	95
平成20年度	2,747	1,585	1,066	0	96
平成21年度	2,663	1,428	1,139	0	96
平成22年度	2,761	1,673	987	0	101

③ 埋立状況

上草柳処分場【全体容量：61,385m^3】

単位 ： m^3

年　度	埋 立 量	覆 土 量	残 容 量
平成18年度	1,456	0	31,138
平成19年度	2,441	0	28,698
平成20年度	2,773	0	25,925
平成21年度	3,505	0	22,420
平成22年度	3,194	0	19,226

※埋立方式は、焼却灰と土を交互に埋めるサンドイッチ方式です。

※平成22年度の残容量19，226㎥には、中間・最終覆土量7,000㎥を含みます。

※埋立量及び残余容量は、平成23年3月14日に行った現地測量値を基に算出し直しています。

３　廃乾電池等回収量

単位 ： kg

年　度	平成 18年度	平成 19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回　収　量	49,990	67,250	64,670	68,960	73,040
内 破砕蛍光管	15,880	22,150	23,630	30,670	23,020

※回収品目は乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等で、全国都市清掃会議でとりまとめて処理しています（処理先：北海道常呂郡留辺蘂町　野村興産㈱イトムカ鉱業所）。

４　ダイオキシン類分析結果

① 排ガス中のダイオキシン類濃度測定値　　単位 ： ng-TEQ/Nm^3

大和市環境管理センター	1号炉	2号炉	3号炉	平均値	基準値
平成18年度	0.068	0.010	0.081	0.053	1
平成19年度	0.081	0.087	0.059	0.076	
平成20年度	0.079	0.11	0.055	0.081	
平成21年度	0.065	0.058	0.029	0.051	
平成22年度	0.038	0.054	0.026	0.039	

※ng-TEQ（最も毒性の強いダイオキシンに換算した重量の単位）：10 億分の 1 グラム

② 焼却灰（主灰及び飛灰）中のダイオキシン類濃度測定値　　単位 ： ng-TEQ/g

大和市環境管理センター	主　　灰	飛灰（固化灰）	参考基準
平成18年度	0．0029	0．057	3
平成19年度	0．091	0．26	
平成20年度	0．0068	0．13	
平成21年度	0．0059	0．19	
平成22年度	0．0061	0．19	

※ng-TEQ（最も毒性の強いダイオキシンに換算した重量の単位）：10 億分の 1 グラム

③ 排水中のダイオキシン類濃度測定値　　単位 ： pg-TEQ/ℓ

	大和市環境管理センター(工場排水)	上草柳処分場排水	基準値
平成18年度	0．0056	0．019	10
平成19年度	0．0015	0．00068	
平成20年度	0．00028	0．0021	
平成21年度	0．00046	0．014	
平成22年度	0．00065	0．22	

※pg-TEQ：1 兆分の 1 グラム

5　犬・猫死体収集状況

① 犬・猫死体収集取扱状況　　単位 ： 体

年　度	路　上　処　理				その　他				合　計
	犬	猫	他	小計	犬	猫	他	小計	
平成18年度	3	654	93	750	0	23	6	29	779
平成19年度	7	521	110	638	2	34	5	41	679
平成20年度	2	536	119	657	2	29	6	37	694
平成21年度	3	559	111	673	1	40	4	45	718
平成22年度	4	438	140	582	4	35	12	51	633

※路上処理 :道路上及び飼主不明の犬猫等の死体を、収集運搬及び処分(火葬・埋葬)する場合です。
※そ の 他 :犬猫等の死体の収集及び処分の依頼を受けたが、現場にその死体がなかった場合です。

② 犬・猫死体収集、運搬及び処分業務委託料　　単位 ： 円

年　度	単　価				金　額
	路上処理		その他		
平成18年度	3，129		1，251		2，383，029
平成19年度	3，077		1，230		2，013，556
平成20年度	5，985		2，415		4，021，500
平成21年度	6，499		2，599		4，490，782
平成22年度	4～6月	7～3月	4～6月	7～3月	3，707，694
	6，499	6，064	2，599	2，205	

6　有価物回収状況

単位 ： 回収量・・・kg、売払金額・・・円

年度	品　目	鉄がら	破砕鉄くず	白カレット	アルミがら	アルミ缶	その他※	合　計
18	回収量	105,130	1,191,140	66,700	25,050	102,440	93,540	1,584,000
	売払金額	474,070	1,191,140	66,700	826,650	2,048,800	1,887,260	6,494,620
19	回収量	66,150	783,420	48,040	17,470	70,460	74,460	1,060,000
	売払金額	602,060	783,420	48,040	576,510	1,760,030	2,219,870	5,989,930
20	回収量	56,550	793,110	51,540	14,710	47,140	49,560	1,012,610
	売払金額	739,860	793,110	51,540	485,430	1,557,010	1,507,720	5,134,670
21	回収量	39,090	784,470	37,970	16,570	68,710	150,590	1,097,400
	売払金額	289,460	784,470	37,970	546,810	2,061,300	2,268,400	5,988,410
22	回収量	39,640	714,760	31,520	29,010	38,750	94,480	948,160
	売払金額	384,570	714,760	31,520	957,330	1,162,500	1,123,070	4,373,750

※その他は、機械アルミ、銅、電線コード、真鍮、プリント基板、鉛、ステンレス、タンニュウ、家電部品等です。

７　収集車両稼働状況

① 可燃物収集車両稼働状況(直営、委託)

月	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	日数	台数	重量（t）	日数	台数	重量（t）	日数	台数	重量（t）
4	26	2,822	2,797.62	26	2,842	2,859.35	26	2,922	2,760.43
5	27	2,970	3,065.43	26	2,818	2,935.60	26	2,881	3,049.58
6	25	2,773	2,877.98	26	2,920	3,106.51	26	2,858	2,929.24
7	27	2,975	3,037.24	27	2,980	3,074.06	27	3,025	3,045.30
8	26	2,810	2,751.95	26	2,851	2,918.24	26	2,994	2,963.44
9	26	2,922	2,932.70	26	2,819	2,816.15	26	2,899	2,687.55
10	27	2,970	2,892.23	27	2,950	2,939.62	26	2,867	2,740.16
11	25	2,707	2,592.15	25	2,793	2,789.55	26	2,989	2,909.38
12	27	3,004	3,256.69	26	2,863	3,055.23	26	2,942	3,071.82
1	24	2,652	2,621.84	24	2,669	2,693.48	24	2,696	2,674.81
2	24	2,626	2,266.78	24	2,637	2,267.12	24	2,646	2,265.51
3	26	2,913	2,654.67	27	2,974	2,791.96	27	2,958	2,639.88
合 計	310	34,144	33,747.28	310	34,116	34,246.87	310	34,677	33,737.10
月平均	25.8	2,845	2,812.27	25.8	2,843	2,853.90	25.8	2,889	2,811.42

年　　度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1日当りの搬入回数（回）	110．1	110．1	111．9
1日当りの収集量（t）	108．9	110．5	108．8
1日当りの稼働車両台数（台）	23．0	23．0	23．0
1日1台当りの稼働回数（回）	4．8	4．8	4．9
1日1台当りの収集量（t）	4．7	4．8	4．7
1日1回当りの収集量（t）	1．0	1．0	1．0

② 不燃物収集車両稼働状況(委託)

月	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	20	245	183.75	20	251	193.90	20	256	190.47
5	20	249	190.93	20	249	193.96	20	251	199.59
6	20	246	171.29	20	246	164.84	20	249	177.27
7	20	245	165.40	20	251	168.57	20	257	192.28
8	20	254	181.55	20	247	186.95	20	250	191.63
9	20	243	169.90	20	247	165.50	20	253	181.20
10	20	249	184.92	20	248	180.27	20	255	192.60
11	20	244	184.31	20	246	175.71	20	250	181.90
12	20	264	238.97	20	270	231.34	20	276	258.41
1	18	230	194.90	19	245	186.61	19	242	181.38
2	20	244	167.80	20	249	154.62	20	245	153.82
3	20	244	167.54	20	247	169.21	20	253	171.48
合 計	238	2,957	2,201.26	239	2,996	2,171.48	239	3,037	2,272.03
月平均	19.8	246	183.44	19.9	249	180.95	19.9	253	189.33

年　　度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1日当りの搬入回数（回）	12．4	12．5	12．7
1日当りの収集量（t）	9．2	9．1	9．5
1日当りの稼働車両台数（台）	6．0	6．0	6．0
1日1台当りの稼働回数（回）	2．1	2．1	2．1
1日1台当りの収集量（t）	1．5	1．5	1．6
1日1回当りの収集量（t）	0．7	0．7	0．8

③ 粗大ごみ収集車両稼働状況(直営)

月	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	26	298	79.63	26	307	84.17	26	288	88.05
5	27	303	73.78	26	298	71.24	26	292	83.19
6	25	275	65.85	26	289	72.57	26	287	73.49
7	27	307	80.43	27	309	80.60	27	300	82.60
8	26	294	72.23	26	287	78.80	26	288	84.82
9	26	296	70.26	26	287	72.07	26	281	76.68
10	27	310	73.81	27	301	71.70	26	279	70.84
11	25	301	61.01	25	273	68.17	26	285	79.03
12	27	302	75.38	24	279	80.70	25	276	81.04
1	24	253	64.44	24	246	66.16	24	238	62.97
2	24	261	52.65	24	253	66.83	24	241	63.69
3	26	302	84.21	27	308	93.41	27	275	84.09
合 計	310	3,502	853.68	308	3,437	906.42	309	3,330	930.49
月平均	25.8	291.8	71.14	25.7	286.4	75.54	25.8	277.5	77.54

年　　度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1日当りの搬入回数（回）	11.3	11.2	10.8
1日当りの収集量（t）	2.8	2.9	3.0
1日当りの稼働車両台数（台）	2.6	2.6	2.6
1日1台当りの稼働回数（回）	4.3	4.3	4.2
1日1台当りの収集量（t）	1.1	1.1	1.2
1日1回当りの収集量（t）	0.2	0.3	0.3

8　ごみの組成分析

(1)組成分析結果(乾分析)　　サンプリング場所　：　ごみピット

年　　度		21年度	平成22年度				
		平均	6月	9月	12月	3月	平均
天　　候			晴	晴	晴	晴	
気　　温　(℃)		17.5	21	33	15	8	19.3
ごみの種類組成	紙　・布　類(%)	44.07	36.90	35.82	41.24	50.66	41.16
	ﾋﾞﾆｰﾙ･合成樹脂ｺﾞﾑ･皮革類　(%)	30.95	25.06	27.42	25.49	30.49	27.12
	木･竹･わら類(%)	7.14	24.01	14.45	10.51	4.41	13.28
	厨　芥　類(%)	13.30	9.78	17.30	20.85	9.99	14.48
	不燃物類(%)	2.04	1.32	0.94	0.14	1.06	0.87
	そ　の　他(%)	2.51	2.93	4.07	1.77	3.36	3.03
単位容積重量(kg/m^3)		168.3	163	212	185	201	190.3
ごみの3成分	水　　分　(%)	45.00	47.90	48.90	46.36	51.43	48.65
	灰　　分　(%)	4.85	4.03	5.78	3.66	3.27	4.19
	可　燃　分　(%)	50.15	48.07	45.32	49.98	45.30	47.17
低位発熱量計算値 (kJ/kg)		8,318	7,850	7,310	8,250	7,240	7,663
低位発熱量実測値 (kJ/kg)		10,020	9,590	9,630	10,550	9,350	9,780

平成22年度ごみの種類組成平均値

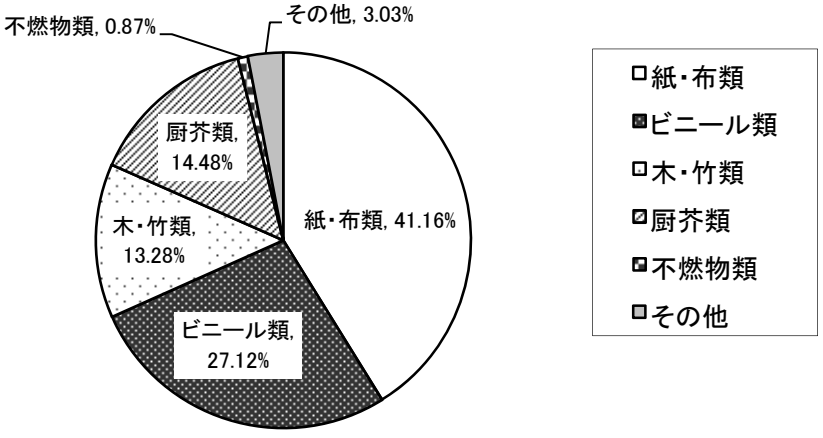

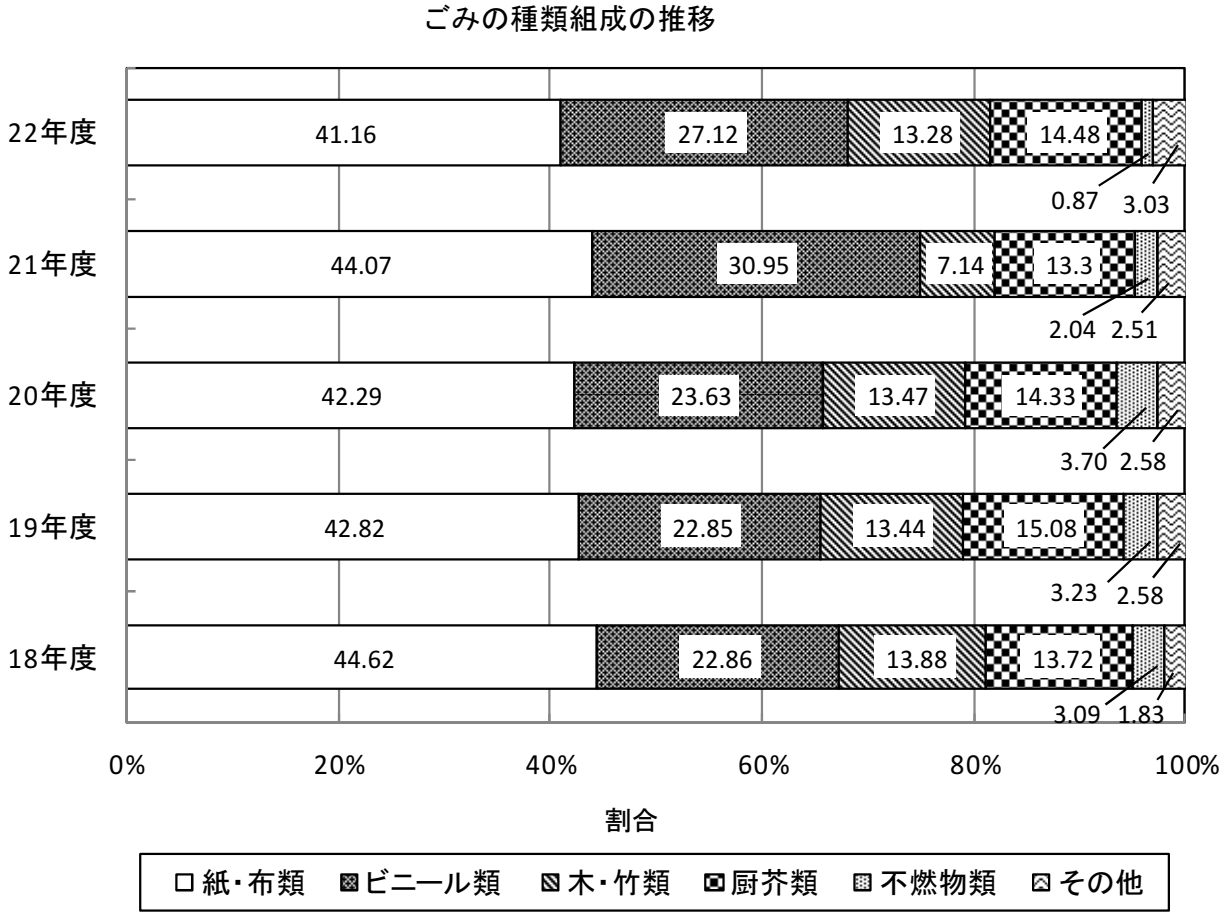

(2)ごみ発熱量の推移

単位 : kJ／kg

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
低位発熱量計算値	7,620	7,560	7,630	8,318	7,663
低位発熱量実測値	8,630	8,330	8,870	10,020	9,780

※1kJ＝0．239Kcal

９　ごみ焼却による発電の状況

(1)発電電力量の推移

項　　目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
発電電力量(千 kwh)	18,144	14,865(※2)	17,417	17,784	17,588
ごみ焼却量(ｔ)※1	69,915	63,476	64,842	60,176	60,426
単位発電量(kwh/t)	260	234	269	296	291

※1　他団体が搬入したごみの焼却量を含んでいます。

※2　平成19年度は、発電機の不具合により最大出力を80%に制限して稼動したことにより、発電電力量が減少しています。

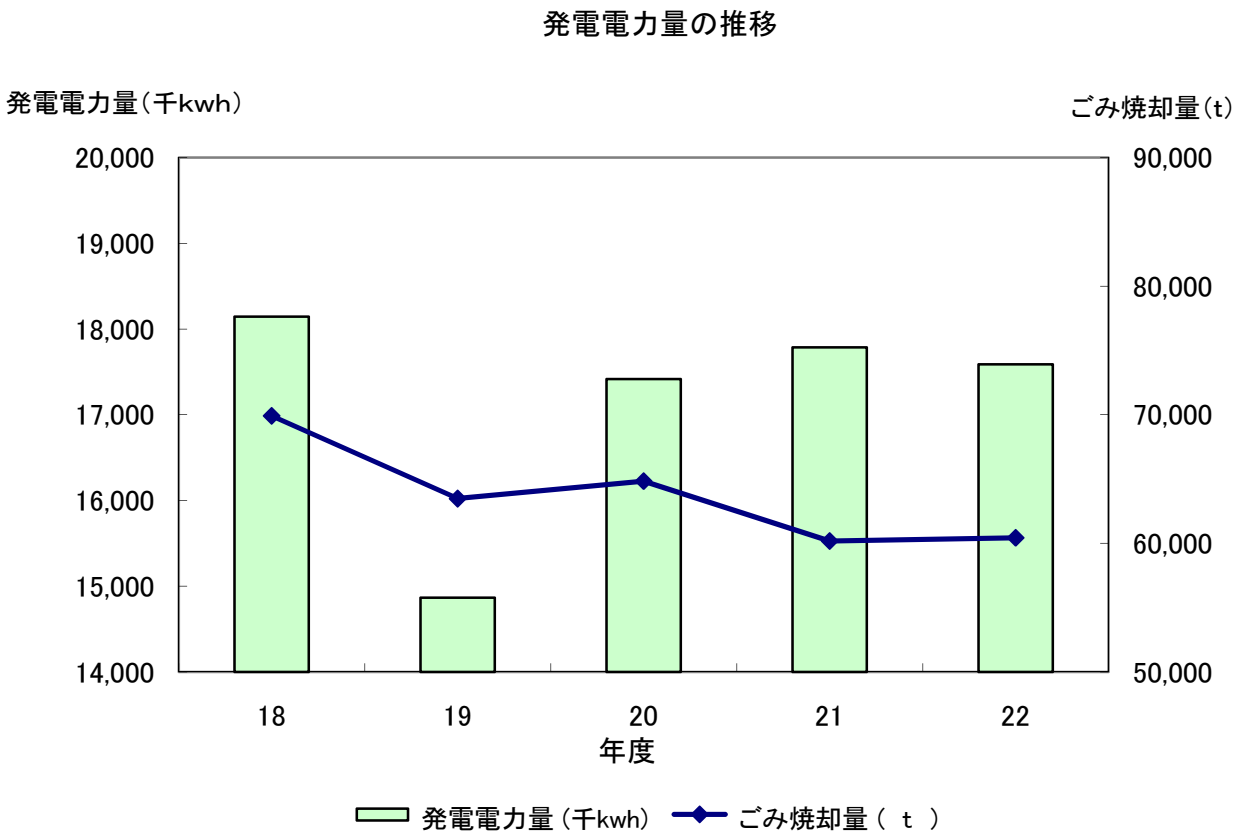

(2)発電電力量及び使用電力量＜21年度・22年度＞

上段:21 年度　下段:22 年度

項　　目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計	
ごみ焼却量 (t)		4,335	4,764	6,011	4,619	6,043	4,642	4,820	4,619	4,764	6,581	1,535	7,443	60,176	
		4,454	5,216	4,654	6,341	4,652	4,524	6,278	2,556	6,753	5,933	3,603	5,461	60,426	
発電電力量 ① (千 kwh)		1,406	1,450	1,782	1,283	1,841	1,462	1,467	1,319	1,328	1,897	394	2,155	17,784	
		1,341	1,562	1,311	1,756	1,286	1,291	1,882	644	2,037	1,746	1,007	1,724	17,588	
買電電力量 ② (千 kwh)		5	12	19	55	16	13	23	10	14	4	476	0	647	
		6	7	30	53	68	42	12	516	0	14	110	6	863	
売電電力量 ③ (千 Kwh)		372	362	630	176	602	352	356	308	323	786	177	946	5,388	
		341	474	231	552	164	205	704	209	856	633	259	727	5,438	
使用電力量 [①＋②－③] (千 kwh)		1,039	1,100	1,171	1,162	1,255	1,122	1,134	1,021	1,020	1,115	694	1,210	13,042	100%
		1,006	1,095	1,109	1,257	1,191	1,127	1,190	869	1,180	1,127	858	1,003	13,013	100%
用途別使用量	プラント動力 (千 kwh)	586	625	647	588	660	574	594	561	571	666	367	713	7,153	54.8%
		549	602	567	664	583	559	649	446	695	665	482	623	7,085	54.4%
	建築動力・照明 (千 kwh)	260	298	349	372	378	361	352	284	259	247	220	292	3,672	28.2%
		271	329	368	390	393	378	359	298	300	263	220	241	3,812	29.3%
	粗大ごみ処理施設 (千 kwh)	44	44	45	52	57	46	44	45	46	49	44	50	567	4.4%
		42	33	44	54	61	48	41	36	42	47	37	45	531	4.1%
	温水プール・公園 (千 kwh)	117	108	104	114	122	107	111	98	116	123	41	123	1,284	9.8%
		114	105	100	113	114	107	110	58	118	123	95	66	1,222	9.4%
	野球場 (千 kwh)	31	24	27	36	39	34	32	33	27	30	22	31	366	2.8%
		30	26	30	36	39	35	31	30	26	29	24	26	363	2.8%

(22年度実績)

1. 発電電力量　17,588 千 kwh

2. 買電電力量　863 千 kwh

①環境管理センター分　802 千 kwh(料金　36,595 千円)

②温水プール・公園・野球場分　61 千 kwh(料金　6,451 千円)

3. 売電電力量　5,438 千 kwh(売電収入　40,517 千円)

4. 使用電力量　13,013 千 kwh

１０　大気（排ガス）分析結果

○平成２２年度大気（排ガス）分析結果

分析項目	場　所	県条例 規制基準値	21年度 平均	４月	５月	６　月	７月	８月
ばいじん量	1号炉	g/h	31			53	50	
硫黄酸化物量		Nm^3/h	0.19			0.36	0.07	
窒素酸化物量		Nm^3/h	1.4			1.6	0.40	
塩化水素		700mg/Nm^3	60			77	41	
ｱﾝﾓﾆｱ		50ppm	0.59				2.9	
ﾌｯ素化合物		2.5mg/Nm^3	0.59				1.1	
ｼｱﾝ化合物		10ppm	N.D.				N.D.	
鉛化合物		10ppm	N.D.				N.D.	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ化合物		0.5mg/Nm^3	N.D.				N.D.	
乾きガス量		Nm^3/h	31,233			32,900	26,200	
O_2濃度		%	9.7			8.0	11.0	
ばいじん量	2号炉	g/h	21		53			
硫黄酸化物量		Nm^3/h	0.35		0.41			
窒素酸化物量		Nm^3/h	1.6		1.7			
塩化水素		700mg/Nm^3	65		51			
ｱﾝﾓﾆｱ		50ppm	0.47					
ﾌｯ素化合物		2.5mg/Nm^3	0.44					
ｼｱﾝ化合物		10ppm	N.D.					
鉛化合物		10ppm	N.D.					
ｶﾄﾞﾐｳﾑ化合物		0.5mg/Nm^3	N.D.					
乾きガス量		Nm^3/h	32,820		31,800			
O_2濃度		%	9.2		9.4			
ばいじん量	3号炉	g/h	43				43	
硫黄酸化物量		Nm^3/h	0.24				0.13	
窒素酸化物量		Nm^3/h	0.9				0.42	
塩化水素		700mg/Nm^3	67				46	
ｱﾝﾓﾆｱ		50ppm	0.89				1.6	
ﾌｯ素化合物		2.5mg/Nm^3	0.51				1.2	
ｼｱﾝ化合物		10ppm	N.D.				N.D.	
鉛化合物		10ppm	N.D.				N.D.	
ｶﾄﾞﾐｳﾑ化合物		0.5mg/Nm^3	N.D.				N.D.	
乾きガス量		Nm^3/h	29,925				26,400	
O_2濃度		%	10.5				10.0	
ばいじん総量	総量	総量3747g/h*稼働炉	47		53	53	93	
硫黄酸化物総量		総量8.95Nm^3/h	0.41		0.41	0.36	0.21	
窒素酸化物総量		総量9.365Nm^3/h	1.731		1.7	1.6	0.82	

平　成　２　２　年　度									
９月	10月	11月	12月	１月	２　月	３月	平　均	最　大	最　小
11			24	7.9		15	29	53	7.9
0.22			0.14	0.14		0.21	0.19	0.36	0.07
1.5			0.60	0.85		1.1	1.0	1.6	0.40
63			64	68		49	63	77	41
				N.D.			2.9	2.9	2.9
				0.97			1.0	1.1	1.0
				N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
				N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
				N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
32,400			25,700	28,400		35,400	29,120	35,400	25,700
9.6			8.6	9.6		9.8	9.4	11.0	8.0
	19		24	7.9			26	53	7.9
	0.26		0.13	0.11			0.23	0.41	0.11
	0.6		0.90	0.65			1.0	1.7	0.6
	55		53	64			56	64	51
				N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
				0.87			0.87	0.87	0.87
				N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
				N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
				N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
	25,600		25,600	26,900			27,475	31,800	25,600
	9.2		8.8	8.6			9.0	9.4	8.6
	17						30	43	17
	0.21						0.17	0.21	0.13
	0.7						0.6	0.7	0.42
	50						48	50	46
							1.6	1.6	1.6
							1.2	1.2	1.2
							N.D.	N.D.	N.D.
							N.D.	N.D.	N.D.
							N.D.	N.D.	N.D.
	25,500						25,950	26,400	25,500
	7.4						8.7	10.0	7.4
11	36		48	16		15	44	93	11
0.22	0.47		0.27	0.25		0.21	0.31	0.47	0.21
1.5	1.3		1.5	1.5		1.1	1.4	1.7	0.82

１１　最終処分場水質分析結果

（1）平成22年度最終処分場水処理施設放流水分析結果

分析項目	場　所	大和市下水道条例規制基準値	21年度平　均	４月	５月	６　月	７月	８月
PH		5～9	7.9	8.0	8.0	7.9	8.2	7.4
BOD		600mg／ℓ	100	250	30	27	81	17
COD			43	39	20	19	23	6
SS		600mg／ℓ	48	53	5	19	12	5
大腸菌群数			2未満	1未満	1未満	48	210	3
ｶﾄﾞﾐｳﾑ		0.1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ｼｱﾝ化合物		1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
鉛		0.1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
六価ｸﾛﾑ	放	0.5mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ﾋ素		0.1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
総水銀		0.005mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ｱﾙｷﾙ水銀		不検出	不検出			不検出		
PCB		0.003mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		0.3mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		0.1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ		0.2mg／ℓ	N.D.			N.D.		
四塩化炭素	流	0.02mg／ℓ	N.D.			N.D.		
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ		0.04mg／ℓ	N.D.			N.D.		
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		0.2mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		0.4mg／ℓ	N.D.			N.D.		
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ		3mg／ℓ	N.D.			N.D.		
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ		0.06mg／ℓ	N.D.			N.D.		
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ		0.02mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ﾁｳﾗﾑ		0.06mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ｼﾏｼﾞﾝ		0.03mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	水	0.2mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ﾍﾞﾝｾﾞﾝ		0.1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ｾﾚﾝ		0.1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
有機ﾘﾝ		0.2mg／ℓ	N.D.			N.D.		
銅		1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
亜鉛		1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
溶解性鉄		3mg／ℓ	N.D.			N.D.		
総ｸﾛﾑ		2mg／ℓ	N.D.			N.D.		
溶解性マンガン	口	1mg／ℓ	0.17			1.7		
ﾆｯｹﾙ		1mg／ℓ	N.D.			N.D.		
フッ素化合物		8mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ﾍｷｻﾝ抽出物質		5mg／ℓ	4.5			5		
ﾌｪﾉｰﾙ類		0.5mg／ℓ	N.D.			N.D.		
ほう素化合物		10mg／ℓ	0.45			N.D.		
硝酸・亜硝酸・アンモニア性窒素		380mg／ℓ	4.8			20		
ヨウ素消費量		220mg／ℓ	310			80		

*ND：定量下限値未満

平　成　22　年　度									
９月	10月	11月	12月	１月	２　月	３月	平　均	最　大	最　小
8.2	8.0	7.9	7.8	8.0	7.8	7.9	7.9	8.2	7.4
62	73	79	7	140	47	30	69	250	7
12	18	46	36	7	44	51	32	77	6
5	9	14	14	14	27	15	48	53	5
7	1	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	22	210	1未満
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
不検出							不検出	不検出	不検出
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
0.2							1.0	1.7	0.2
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
7							6	7	5
N.D.							N.D.	N.D.	N.D.
0.2							0.1	0.2	N.D.
7.5							14	20	7.5
32							56	80	32

(2)平成22年度地下水調査結果(観測井)

対象	分析項目	単位	平成22年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	最大	最小
地下水・観測井	PH		−	−	7.2	−	−	−	−	−	−	−	−	−	7.2	7.2	7.2
	BOD	mg／ℓ	−	−	1.1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	1.1	1.1	1.1
	COD	mg／ℓ	−	−	0.7	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.7	0.7	0.7
	SS	mg／ℓ	−	−	6	−	−	−	−	−	−	−	−	−	6	6	6
	大腸菌群数	MPN／100mℓ	−	−	23	−	−	−	−	−	−	−	−	−	23	23	23
	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ｼｱﾝ	mg／ℓ	−	−	不検出	−	−	不検出	−	−	−	−	−	−	不検出	不検出	不検出
	鉛	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	六価ｸﾛﾑ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ヒ素	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	総水銀	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ｱﾙｷﾙ水銀	mg／ℓ	−	−	不検出	−	−	不検出	−	−	−	−	−	−	不検出	不検出	不検出
	PCB	mg／ℓ	−	−	不検出	−	−	不検出	−	−	−	−	−	−	不検出	不検出	不検出
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg／ℓ	−	−	0.009	−	−	0.010	−	−	−	−	−	−	0.0095	0.010	0.009
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg／ℓ	−	−	0.005	−	−	0.006	−	−	−	−	−	−	0.0055	0.006	0.005
	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	四塩化炭素	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	0.0002	−	−	−	−	−	−	0.0001	0.0002	N.D.
	1,2−ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	1,1−ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ｼｽ−1,2−ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	1,1,1−ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	1,1,2−ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	1,3−ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ﾁｳﾗﾑ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ｼﾏｼﾞﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ｾﾚﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	有機ﾘﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	銅	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	亜鉛	mg／ℓ	−	−	0.006	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.006	0.006	0.006
	溶解性鉄	mg／ℓ	−	−	0.022	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.022	0.022	0.022
	総ｸﾛﾑ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ﾆｯｹﾙ	mg／ℓ	−	−	0.009	−	−	−	−	−	−	−	−	−	0.009	0.009	0.009
	ﾌｯ素化合物	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ﾍｷｻﾝ抽出物質	mg／ℓ	−	−	0.5	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	フェノール類	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	ホウ素	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	硝酸・亜硝酸性窒素	mg／ℓ	−	−	7.4	−	−	−	−	−	−	−	−	−	7.4	7.4	7.4
	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素	mg／ℓ	−	−	N.D.	−	−	−	−	−	−	−	−	−	N.D.	N.D.	N.D.
	塩素イオン	mg／ℓ	370	510	310	270	210	170	290	280	520	570	370	300	329	570	170
	電気伝導度	ms／m	120	130	120	110	95	83	130	150	190	200	140	120	134	200	83
	有機物等TOC	mg／ℓ	−	−	3.9	−	−	4.5	0.5未満	−	−	−	−	−	2.8	4.5	0.5未満

１２　環境管理センターの視察・施設見学

環境管理センターは、①周辺環境及び地域との調和、②最新鋭設備による徹底した公害防止対策、③コンピューターシステムによる運転の自動化、④焼却による熱エネルギーの有効利用、以上４つの特徴を備えた清掃工場で平成６年４月から稼動しています。

当センターでは、ごみ処理問題に関する意識啓発の機会として、稼動当初から工場内の各施設の見学者を受け入れており、市民をはじめ大勢の方々が施設の見学に訪れています。

見学者の方々からはごみ量の多さ・ごみの分別の重要性・リサイクルへの関心等に関するご質問が数多く寄せられました。更に、実際に自分の目で見ることが重要だという意見もあり、見学者の関心は「施設そのもの」から「ごみ処理の実態」へと移っています。

区分＼年度	平成１８年度		平成１９年度		平成２０年度		平成２１年度		平成２２年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
市　　民	42	2,393	47	2,454	46	2,497	34	2,290	27	1,936
他市・官公庁	1	5	6	40	6	276	7	245	3	28
民間団体	14	187	2	174	1	14	1	17	2	20
合　　計	57	2,585	55	2,668	53	2,787	42	2,552	32	1,984

１３　柳橋ふれあいプラザ利用状況

年度	開館日数	総入場者数	浴室利用者	第１集会室（定員１２０名）	第２集会室（定員３０名）	会議室（定員１５名）	調理実習室（定員１０名）
１８	308	68,630	42,417	6,495	924	786	0
１９	304	71,954	45,106	7,709	715	910	3
２０	305	71,322	43,447	8,272	751	865	85
２１	304	74,157	45,301	8,860	959	1,136	337
２２	288	66,165	42,312	6,474	409	584	45

※　集会室等の利用者数は、行政利用を含みます。

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例

平成4年12月24日
条例第26号

大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大和市条例第19号)の全部を改正する。

目次

第1章　総則(第1条～第7条)
第2章　市民の参加及び協力(第8条～第14条)
第3章　減量化及び資源化の推進(第15条～第20条)
第4章　廃棄物の適正処理(第21条～第31条)
第5章　一般廃棄物処理計画(第32条・第33条)
第5章の2　一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等(第33条の2～第33条の6)
第6章　地域の清潔の保持等(第34条・第35条)
第7章　手数料等(第36条～第39条)
第8章　雑則(第40条～第42条)
第9章　罰則(第43条・第44条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、及び適正な処理をし、あわせて地域の清潔の保持を推進することにより、良好な環境の保全、限りある資源の有効利用及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される生活の形成を図り、もって、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2　この条例において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　減量化　廃棄物の発生を抑制することをいう。

(2)　資源化　活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料又は熱源として利用することをいう。

(3)　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(4)　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

(5)　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(6)　資源物　資源化を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

(平15条例16・平17条例31・一部改正)

(本市の責務)

第3条　本市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2　本市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の促進等必要な措置を講じなければならない。

3　本市は、前2項に規定する責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条　事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2　事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条　市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2　市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

(相互協力等)

第6条　本市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力及び連携し合わなければならない。

(自主的行動)

第7条　本市、事業者及び市民は、商品等の選択に際しては、再利用できるもの、廃棄物とならないもの、廃棄物となっても減量化又は資源化できるもの等環境保全に配慮したものを優先するように努めなければならない。

第2章　市民の参加及び協力

(市民の参加等)

第8条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

(啓発活動)

第9条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民活動への援助)

第10条　市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

第11条から第13条まで　削除

(平11条例38)

(環境事業推進員)

第14条　市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、大和市環境事業推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2　推進員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する本市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章　減量化及び資源化の推進

(本市の減量化等)

第15条　本市は、事業の執行に当たり、減量化及び資源化の推進に努めるとともに、その廃棄物について適正処理しなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第16条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平12条例30・一部改正)

(適正包装の推進)

第17条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その包装、容器等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるように努めなければならない。

3　市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者からの要請があった場合には、協力しなければならない。

(減量化等計画書)

第18条　市長は、延べ床面積が3,000平方メートル以上の事業用の建築物の所有者、占有者又は管理者(以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。)に対して、事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を提出させることができる。

(平15条例16・全改)

(改善勧告等)

第19条　市長は、前条に規定する減量化等計画書に記載された方策又はその実施について必要があると認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(平15条例16・全改)

(受入拒否)

第20条　市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第18条に規定する減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者等からの事業系廃棄物の受入れを拒

否することができる。
（平15条例16・一部改正）
第4章　廃棄物の適正処理
（占有者等の自己処分等）
第21条　土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するように努めなければならない。
2　占有者等は、容易に処分することができない一般廃棄物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等本市の定める一般廃棄物処理計画に従わなければならない。
（平17条例31・一部改正）
（家庭系廃棄物の排出方法）
第21条の2　占有者等は、市長が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物(資源物、し尿並びに別表第1に規定する粗大ごみ及び大型粗大ごみを除く。)を排出するときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。ただし、占有者等が本市の処理施設へ直接搬入するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
（平17条例31・追加）
（事業者の自己処理責任等）
第22条　事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。
（一般廃棄物の自己処理の基準）
第23条　占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。
（平12条例30・一部改正）
（本市が処理する事業系廃棄物）
第24条　本市は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、本市の定める一般廃棄物処理計画に基づき、収集、運搬及び処分するものとする。
2　法第11条第2項の規定により本市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。
（平12条例30・平15条例16・一部改正）
（事業者の届出等）
第25条　事業者は、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を本市に依頼しようとするときは、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出るとともに、その実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。ただし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋を使用して排出する場合は、この限りでない。
2　事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（平15条例16・平17条例31・一部改正）
（製品等の適正処理の確保）
第26条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。
（適正処理困難物の指定等）
第27条　市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定し、公表することができる。
2　前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で当該適正処理困難物を下取り等の方法により回収しなければならない。
3　市長は、前項の規定による回収を実行しない事業者に対しては、期限を定めて、回収するよう勧告することができる。
（混入等の禁止）
第28条　占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定により、本市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを混入してはならない。
(1)　有害性物質を含むもの
(2)　危険性のあるもの
(3)　著しく悪臭を発するもの
(4)　容積又は重量の著しく大きいもの
(5)　前各号に定めるもののほか、本市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの
2　占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出て市長の指示に従わなければならない。
（平17条例31・一部改正）
（改善勧告）
第28条の2　市長は、占有者等が第21条又は第21条の2の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等に対して、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。
（平17条例31・追加、平21条例9・一部改正）
（収集拒否）
第28条の3　市長は、占有者等が前条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。
（平17条例31・追加）
（収集又は運搬の禁止等）
第28条の4　本市の定める一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物並びにこれらに含まれる資源物については、本市及び市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。
2　市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう勧告し、及び命令することができる。
（平23条例9・追加）
（廃棄物搬入の届出）
第29条　事業者は、第24条第2項に規定する本市が処分する産業廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするときは、あらかじめその種類、数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。
（開発事業における事前協議）
第30条　規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。
（事業系一般廃棄物管理票）
第31条　規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を本市の施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならない。
2　受託一廃業者は、前項の規定により交付を受けた管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。
3　市長は、受託一廃業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、管理票に必要な事項を記載し、当該受託一廃業者に回付するものとする。
4　受託一廃業者は、前項の規定により回付を受けた管理票を、運搬を委託した事業者に送付しなければならない。
5　市長は、受託一廃業者が管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の搬入を拒否することができる。
第5章　一般廃棄物処理計画
（計画の推進）
第32条　本市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。
（計画の策定等）
第33条　市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴くものとする。
2　市長は、前項の規定による一般廃棄物処理計画の基本的事項を策定したときは、公示するものとする。
3　前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。
（平11条例38・一部改正）
第5章の2　一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等
（平12条例30・追加）

（生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設）
第33条の2　法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第1項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の種類は、次のとおりとする。
(1)　政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
(2)　政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
（平12条例30・追加、平23条例9・一部改正）
（縦覧の場所及び期間）
第33条の3　市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を縦覧に供するときは、調査書の縦覧場所を告示するものとし、調査書の縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して1月間とする。
（平12条例30・追加）
（意見書の提出先及び提出期限）
第33条の4　前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該縦覧の対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに意見書を提出することができる。
（平12条例30・追加）
（環境影響評価との関係）
第33条の5　対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。
（平12条例30・追加）
（他の地方公共団体の長との協議）
第33条の6　市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。
（平12条例30・追加）
第6章　地域の清潔の保持等
（清潔の保持等）
第34条　何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
2　前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。
3　第1項に規定する公共の場所の管理者は、減量化及び資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるように努めなければならない。
（土地の管理）
第35条　土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。
2　市長は、土地所有者等が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該土地所有者等に対して勧告することができる。
3　土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。
第7章　手数料等
（一般廃棄物処理手数料）
第36条　市長は、一般廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から別表第1に掲げる手数料を徴収する。
2　前項の規定による手数料の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。
（平11条例38・平15条例16・平17条例31・一部改正）
（手数料の不還付）
第36条の2　既に納付した前条第1項の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
（平15条例16・追加）
（手数料の減免）
第37条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の手数料を減免することができる。
(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき、若しくはこれに準ずると認められるとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているとき。
(2)　天災その他特別の理由があると認められるとき。
(3)　その他規則で定めるとき。
（平15条例16・平17条例31・平20条例6・一部改正）
（指定収集袋の交付）
第37条の2　市長は、第36条第1項に規定する手数料（指定収集袋を使用して排出する者に対するものに限る。以下この条において同じ。）をあらかじめ納付した者又は前条第1号の規定による手数料の減免の決定を受けた者に限り、指定収集袋を交付する。
2　指定収集袋に関し必要な事項は、規則で定める。
（平15条例16・追加、平17条例31・一部改正）
（産業廃棄物処分費用）
第38条　法第13条第2項の規定により本市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。
2　前項に規定する費用の徴収については、第36条第2項の規定を準用する。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等）
第39条　法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。
(1)　一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料　1件につき　7,500円
(2)　一般廃棄物処分業許可申請手数料　1件につき　7,500円
(3)　一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料　1件につき　7,500円
(4)　一般廃棄物処分業変更許可申請手数料　1件につき　7,500円
(5)　浄化槽清掃業許可申請手数料　1件につき　7,500円
(6)　一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料　1件につき　4,000円
(7)　一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料　1件につき　4,000円
(8)　浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料　1件につき　4,000円
（平15条例28・一部改正）
第8章　雑則
（報告の徴収等）
第40条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関して必要な報告を求め、又は指示をすることができる。
（立入調査）
第41条　市長は、法第19条第1項に規定する場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
2　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（委任）
第42条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第9章　罰則
（平23条例9・追加）
（罰則）
第43条　第28条の4第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。
（平23条例9・追加）
第44条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為

をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

（平23条例9・追加）

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第36条から第38条まで、別表第1及び別表第2の規定は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市に依頼している事業者に関する第25条第1項の規定の適用については、第25条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3か月以内に」とする。

3　改正後の第36条から第38条まで、別表第1及び別表第2の規定は、平成5年7月1日以後の一般廃棄物の手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用について適用し、同日前の一般廃棄物の手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4　大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(大和市証紙条例の一部改正)

5　大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成11年条例第38号)

改正　平成12年9月28日条例第22号

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第33条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成13年7月1日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2　大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成12年条例第22号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附　則(平成12年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定、第16条第2項の改正規定、第24条第2項の改正規定及び別表第1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附　則(平成15年条例第16号)

(施行期日)

1　この条例は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

3　前項の場合において、新条例別表第1の大型粗大ごみの手数料に係る規定は、施行日以後に本市に大型粗大ごみの収集の申込みをする場合の手数料から適用する。

(準備行為)

4　この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

(大和市証紙条例の一部改正)

5　大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成15年条例第28号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附　則(平成17年条例第31号)

(施行期日)

1　この条例は、平成18年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2　この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)第36条第1項及び別表第1の規定による家庭系廃棄物を指定収集袋を使用して排出するときに係る手数料の徴収並びに新条例第37条の2の規定による指定収集袋の交付その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

附　則(平成20年条例第6号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年条例第28号)

(施行期日)

1　この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に第37条の2の規定により交付されている指定収集袋の使用については、なお従前の例による。

(準備行為)

3　この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

附　則(平成21年条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成23年条例第9号)

(施行期日)

1　この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、本則に第9章を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第9章の規定は、平成24年4月1日以後に改正後の第28条の4第1項の規定に違反した場合に係る同条第2項の規定による命令に違反した者について適用する。

別表第1(第36条関係)

（平15条例16・全改、平17条例31・平20条例28・平21条例9・一部改正）

種別	取扱区分		手数料
し尿	定額料金（一般家庭から排出されるとき。）	月1回目の汲取り	世帯割額　100円と人頭割額　100円に世帯人数を乗じて得た額との合計額
		同月2回目以降の汲取り	1回につき150円
	従量料金	定額料金の算定基準によることが著しく実情に合わないと市長が認めるとき。	18リットルまで　100円 18リットルを超える場合は、18リットルに達するごとに　100円を加算
家庭系廃棄物（特定家庭用機器廃棄物及びがし尿と別に定めるものを除く。）	本市の処理施設へ直接搬入するとき。		10キログラムまでごとに200円
	本市が戸別に収集するとき。	指定収集袋を使用して排出するとき。	5リットル袋1袋につき8円 10リットル袋1袋につき16円 20リットル袋1袋につき32円 30リットル袋1袋につき48円 40リットル袋1袋につき64円
		粗大ごみ	1個につき500円
		大型粗大ごみ	1個につき1,000円
事業系一般廃棄物	本市が収集するとき。		10キログラムまでごとに360円
	指定収集袋を使用して排出するとき。		10リットル袋1袋につき64円

		20 リットル袋 1 袋につき 128 円 45 リットル袋 1 袋につき 288 円
	本市の処理施設へ直接搬入するとき。	10 キログラムまでごとに 200 円

備考

1 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。

2 粗大ごみとは、一辺の長さがおおむね50センチメートルを超えるもの(工作物又は家屋に固定若しくは一体化されていたものを除く。)をいう。

3 大型粗大ごみの品目等については、規則で定める。

別表第2(第38条関係)

(平15条例16・一部改正)

取扱区分	費用
(1) 第24条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。	10 キログラムまでごとに 200 円
(2) (1)の算定基準によることが著しく実情に合わないと市長が認めるとき。	1 立方メートルまでごとに 3,400 円

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則

平成5年3月26日
規則第18号

大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大和市規則第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(平18規則3・一部改正)

(環境事業推進員の職務)

第3条 条例第14条第2項の規定による推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する地域への啓発及び指導

(2) 美化意識の啓発及び普及並びに不法投棄の監視及び発見時の通報

(3) 所管する地域の清掃等清潔保持に係る指導

(4) その他本市が行う環境推進事業への参加、協力等の活動

(平10規則18・平18規則103・一部改正、平23規則41・旧第6条繰上)

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平21規則59・一部改正、平23規則41・旧第7条繰上)

(廃棄物減量化等推進本部の設置)

第5条 条例第15条の規定による減量化及び資源化を推進するため、大和市廃棄物減量化等推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平23規則41・旧第8条繰上)

(減量化等計画書)

第6条 条例第18条に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み

(2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名

(3) 事業系一般廃棄物のうち減量化できるものの種類及び数量並びに減量化の方法

(4) その他減量化、資源化等の計画

(平10規則18・平15規則4・平15規則60・一部改正、平23規則41・旧第9条繰上)

(改善勧告及び受入拒否)

第7条 条例第19条の規定による勧告は、減量化等勧告書により行うものとする。

2 条例第20条の規定により受入れを拒否する場合は、受入拒否通知書により行うものとする。

(平15規則4・平15規則60・一部改正、平23規則41・旧第10条繰上)

(事業系一般廃棄物搬入届等)

第8条 条例第25条第1項の規定による届出は、事業系一般廃棄物搬入届により行わなければならない。

2 条例第25条第2項の規定による変更の届出は、事業系一般廃棄物搬入変更届により行わなければならない。

(平15規則4・一部改正、平23規則41・旧第11条繰上)

(適正処理困難物の指定手続等)

第9条 条例第27条第1項の規定による公表は、大和市公告式規則(昭和49年大和市規則第27号)第2条の規定に基づき、公告するものとする。

2 条例第27条第3項の規定による勧告は、適正処理困難物下取等勧告書により行うものとする。

(平15規則4・一部改正、平23規則41・旧第12条繰上)

(特別管理一般廃棄物等の届出)

第10条 条例第28条第2項の規定による届出は、特別管理一般廃棄物等排出届により行わなければならない。

(平15規則4・一部改正、平23規則41・旧第13条繰上)

(改善勧告)

第11条 条例第28条の2の規定による勧告は、家庭系廃棄物排出改善勧告書により行うものとする。

(平23規則41・追加)

(特定の者以外の者による収集又は運搬の禁止の勧告又は命令)

第12条 条例第28条の4第2項の規定による勧告は、口頭若しくは収集・運搬禁止勧告書により行うものとし、同項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書により行うものとする。

(平23規則41・追加)

(産業廃棄物搬入の届出)

第13条 条例第29条の規定による届出は、産業廃棄物搬入届により行わなければならない。

2 前項の届出事項に変更を生じたときは、産業廃棄物搬入変更届により市長に届け出なければならない。

(平15規則4・一部改正、平23規則41・旧第14条繰上)

(事前協議を必要とする開発事業)

第14条 条例第30条に規定する規則で定める開発事業は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により開発行為の許可を受けなければならない事業とする。

(平12規則28・一部改正、平23規則41・旧第15条繰上)

(事業系一般廃棄物管理票等)

第15条 条例第31条第1項に規定する規則で定める事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第1条に規定する特別管理一般廃棄物を排出する者とする。

2 条例第31条第4項の規定により事業系一般廃棄物管理票(以下この項において「管理票」という。)の送付を受けた事業者は、当該管理票を5年間保存しなければならない。

(平15規則4・平15規則60・一部改正、平23規則41・旧第16条繰上)

(縦覧の告示)

第16条 条例第33条の3の規定による告示は、次の事項についても行うものとする。

(1) 縦覧の期間及び時間

(2) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出先及び提出期限

(3) 一般廃棄物処理施設(以下この条において「対象施設」という。)の名称、設置の場所及び種類

(4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
(5) 対象施設の能力(一般廃棄物の最終処理場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
(6) その他市長が必要と認める事項
(平12規則63・追加、平23規則41・旧第16条の2繰上)
(土地の管理についての勧告)
第17条 条例第35条第2項の規定による勧告は、土地管理対策勧告書により行うものとする。
(平15規則4・一部改正)
(一般廃棄物処理業の許可申請等)
第18条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業(以下「処理業」という。)の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。
2 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者は、法第7条の2第1項の規定により、事業の範囲を変更しようとするときは、事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。
3 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定により、変更の届出をしようとするときは、許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。
(平15規則4・平15規則60・一部改正)
(許可証の交付等)
第19条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、許可する場合には、許可証を交付し、許可しない場合には、その旨を通知するものとする。
2 前項に規定する許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
3 許可業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。
(平15規則4・一部改正)
(処理業の許可基準)
第20条 処理業の許可をする場合の基準は、法第7条第5項若しくは第10項又は浄化槽法第36条の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。
(1) 申請者が、本市内に主たる事務所又は営業所を有する者であること。
(2) 申請者が、自ら事業を実施する者であること。
(平10規則18・平15規則60・一部改正)
(許可期間)
第21条 許可業者に係る許可の期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に掲げる期間内とする。
(1) 一般廃棄物処理業許可 2年
(2) 浄化槽清掃業許可 3年
(平10規則18・一部改正)
(事業の廃止)
第22条 許可業者は、法第7条の2第3項の規定により事業の全部若しくは一部の廃止の届出をしようとするとき、又は浄化槽法第38条の規定により事業の廃業等の届出をしようとするときは、事業の廃止・廃業等届を市長に提出しなければならない。
(平15規則4・一部改正)
(許可の取消し等)
第23条 市長は、法第7条の3若しくは第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定により、許可の取消しをするとき、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書又は事業停止命令書により行うものとする。
(平15規則4・平15規則60・一部改正)
(許可証の返還)
第24条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。
(1) 許可の期間が満了したとき。
(2) 許可を取り消されたとき。
(3) 処理業の廃止又は廃業等をしたとき。
(4) 事業の全部の停止を命ぜられたとき。
(平10規則18・一部改正)
(実績報告書の提出)
第25条 許可業者は、ごみの収集運搬又は浄化槽の清掃に関する前月の実績を毎月10日までに、業務実績報告書により市長に報告しなければならない。
(平15規則4・一部改正)
(手数料等の徴収方法)
第26条 一般廃棄物処理手数料(条例第37条の2第1項の規定により指定収集袋の交付を受けようとする者があらかじめ納付する場合を除く。)は、大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)第2条に規定する方法による場合のほか、搬入の都度徴収するものとする。ただし、市長が認めた場合は、毎月分を一括して徴収することができる。
2 産業廃棄物処分費用は、毎月分を市長が発行する納入通知書により徴収するものとする。
3 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等は、その都度市長が発行する納入通知書により徴収するものとする。
(平15規則60・一部改正)
(処理手数料の還付)
第27条 条例第36条の2ただし書の規定により手数料の全部又は一部を還付するときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
(1) 家庭系廃棄物に係る指定収集袋の交付を受け当該指定収集袋を所有している占有者等が、本市の区域外へ転出するとき。
(2) 事業系一般廃棄物に係る指定収集袋の交付を受け当該指定収集袋を所有している事業者が、本市内において事業を廃止し、又は本市の区域外へ転出するとき。
(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。
2 条例第36条の2ただし書の規定により一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料還付請求書を市長に提出しなければならない。
3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を審査し、第1項に掲げる要件のいずれかに該当すると認めたときは、一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付するものとする。
(平15規則60・追加、平18規則3・一部改正)
(処理手数料の減免基準等)
第28条 条例第37条の規定により一般廃棄物処理手数料を免除する基準は、次に定めるとおりとする。
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護を受けている者若しくはこれに準ずると認められる者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者が、し尿又は家庭系廃棄物を排出するとき。
(2) 天災等により損害を受けた者が、被災期間中にし尿又は家庭系廃棄物を排出するとき。
(3) 一般家庭が次に掲げる物を市長が別に定める方法及び数量で排出するとき。
ア 剪定枝
イ 枯れ葉又は雑草
ウ 蛍光灯、乾電池等の有害ごみ
エ 使用済紙おむつ
(4) 市民、自治会、ボランティア団体等が行う道路、公園その他の公共の施設の清掃活動により生じた一般廃棄物を排出するとき。
2 前項各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料を減額又は免除することができる。
3 第1項第1号に掲げる者が家庭系廃棄物を指定収集袋により排出するときに係る一般廃棄物処理手数料の免除は、別表第1に掲げる指定収集袋の交付数に相当する額を限度とする。
4 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、第1項第1号の生活保護法に基づく保護を受けている者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている者又は同項第3号に掲げる区分に該当する排出をする者については、この限りではない。
5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書その他市長が定める方法により通知するものとする。
(平18規則3・全改、平19規則59・平20規則53・平23規則41・一部改正)

（家庭系廃棄物の排出方法の例外）
第29条　前条第1項第2号、同項第3号イ、ウ及びエ並びに同項第4号並びに前条第2項に該当する場合にあっては、透明袋又は半透明袋で排出することができる。
（平18規則3・追加、平19規則59・一部改正）
（指定収集袋等）
第30条　条例第37条の2第2項に規定する指定収集袋の仕様は、次に定めるとおりとする。
(1) 家庭系廃棄物に係る指定収集袋の仕様は、別図第1のとおりとする。
(2) 事業系一般廃棄物に係る指定収集袋の仕様は、別図第2のとおりとする。
2 事業系一般廃棄物に係る指定収集袋による排出は、当該指定収集袋の大きさにかかわらず、1の収集日につき2袋までとする。
（平15規則60・追加、平18規則3・旧第29条繰下・一部改正）
（指定収集袋の交付方法）
第31条　条例第37条の2第1項の規定による指定収集袋の交付は、指定収集袋の種別ごとに10袋を1組として、当該一般廃棄物処理手数料を納付した者に行うものとする。
（平18規則3・追加）
（処理手数料の算定基準）
第32条　し尿に係る処理手数料を徴収する場合は、次に掲げるとおりとする。
(1) 月の中途で人員に異動を生じた場合には、その月の処理手数料は、異動前の人員により徴収するものとする。
(2) 月の中途から収集を開始し、又は停止したときは、その月分の定額料金を徴収するものとする。
(3) 前2号によることが不適当な場合は、市長の認定するところによる。
（平15規則60・旧第28条繰下、平18規則3・旧第30条繰下）
（大型粗大ごみの品目等）
第33条　条例別表第1備考3に規定する規則で定める品目等は、別表第2のとおりとする。
（平15規則60・追加、平18規則3・旧第31条繰下・一部改正）
（様式）
第34条　この規則の規定により使用する様式は、別表第3に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。
（平15規則4・追加、平15規則60・旧第29条繰下・一部改正、平18規則3・旧第32条繰下・一部改正）

附　則

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第26条から第28条までの規定は、平成5年7月1日から施行する。
2 この規則施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附　則(平成15年規則第60号)

この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第18条、第20条及び第23条の改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

附　則(平成19年規則第59号)

（施行期日）
1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別図第2の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現に作成されている大和市事業系一般廃棄物指定収集袋が残存する間は、当該収集袋を引き続き使用することができる。

附　則(平成20年規則第88号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(平成21年規則第59号)

（施行期日）
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現に作成されている大和市事業系一般廃棄物指定収集袋が残存する間は、当該収集袋を引き続き使用することができる。

附　則(平成23年規則第41号)

（施行期日）
1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

（改正経過は一部省略）

別表第1(第28条関係)
（平18規則3・追加、平20規則88・一部改正）

1世帯当たりの構成人数	指定収集袋の交付数
1人	10リットル袋を120袋
2人から5人まで	20リットル袋を120袋
6人以上	40リットル袋を120袋

備考
1 指定収集袋の交付は、世帯ごとに行うものとする。
2 指定収集袋の交付数は、1年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)当たりの数とする。ただし、年度の中途において、第28条第1項第1号に該当することとなった者における指定収集袋の交付数は、その該当することとなった日の属する月から月割りをもって算出するものとする。

別表第2(第33条関係)
（平15規則60・追加、平16規則75・一部改正、平18規則3・旧別表第1繰下・一部改正）

品　名	内　容
家庭用オルガン、電子ピアノ	キーボード型を除く。
スチール製物置	床面積が1.65平方メートルを超え、3.3平方メートル以下のもので、解体済みのもの
ソファー	2人掛用以上のもの
畳	1畳の大きさのもの
たんす、食器戸棚、本棚等	いずれか一辺の長さが150センチメートル以上のもの
ベッド	マットレス付ベッド、2段ベッド、ソファーベッド等

備考　畳については、1回の搬入につき6枚までとする。

別表第3(第34条関係)
（平15規則4・追加、平15規則60・旧別表・一部改正、平18規則3・旧別表第2繰下・平23規則41・一部改正）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	減量化等計画書	第6条
第2号様式	減量化等勧告書	第7条
第3号様式	受入拒否通知書	第7条
第4号様式	事業系一般廃棄物搬入届	第8条
第5号様式	事業系一般廃棄物搬入変更届	第8条
第6号様式	適正処理困難物下取等勧告書	第9条
第7号様式	特別管理一般廃棄物等排出届	第10条
第8号様式	家庭系廃棄物排出改善勧告書	第11条
第9号様式	収集・運搬禁止勧告書	第12条
第10号様式	収集・運搬禁止命令書	第12条
第11号様式	産業廃棄物搬入届	第13条
第12号様式	産業廃棄物搬入変更届	第13条
第13号様式	事業系一般廃棄物管理票	第15条

第 14 号様式	土地管理対策勧告書	第 17 条
第 15 号様式	許可申請書	第 18 条
第 16 号様式	事業範囲変更許可申請書	第 18 条
第 17 号様式	許可申請事項変更届	第 18 条
第 18 号様式	許可証	第 19 条
第 19 号様式	許可証再交付申請書	第 19 条
第 20 号様式	事業の廃止・廃業等届	第 22 条
第 21 号様式	許可取消書	第 23 条
第 22 号様式	事業停止命令書	第 23 条
第 23 号様式	業務実績報告書	第 25 条
第 24 号様式	一般廃棄物処理手数料還付請求書	第 27 条
第 25 号様式	一般廃棄物処理手数料減免申請書	第 28 条
第 26 号様式	一般廃棄物処理手数料減免申請書	第 28 条

別図第1(第30条関係)

(平20規則88・全改)

【寸法】

(単位:ミリメートル)

区分	内容量	縦	厚み
		横マチ	
5リットル袋	5リットル	420	0.03
		180/300	
10リットル袋	10リットル	500	0.03
		290/400	
20リットル袋	20リットル	600	0.03
		360/500	
30リットル袋	30リットル	700	0.03
		380/560	
40リットル袋	40リットル	750	0.03
		470/650	

【袋の色】黄色

【袋の文字の色】黒

備考

1 5リットル袋については、広告欄を記載しない。

2 広告掲載の申し込みがない場合は、広告欄を省略することができる。

別図第2(第30条関係)

(平21規則59・全改)

【寸法】

(単位:ミリメートル)

区分	内容量	縦	厚み
		横マチ	
小袋	10リットル	500	0.03
		290/400	
中袋	20リットル	600	0.03
		360/500	
大袋	45リットル	800	0.03
		470/650	

【袋の色】 薄草色

【袋の文字の色】 深緑色

大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱

平成15年10月1日
告示第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)及び大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則(平成5年大和市規則第18号。以下「規則」という。)に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項本文の規定による一般廃棄物収集運搬業(し尿及び浄化槽清掃業を除く。以下同じ。)の許可に関する基準の細目、不利益処分の基準その他必要な事項について定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第7条第1項又は第6項の規定により市長の許可又は許可の更新を受けようとする者は、許可申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 一般廃棄物収集運搬処理フロー計画書

(3) 定款その他これに類するもの(法人の場合に限る。)

(4) 商業登記簿謄本(個人にあっては、住民票の写し)

(5) 役員の履歴書(個人にあっては、履歴書)

(6) 法人市民税納税証明書(個人にあっては、市県民税納税証明書)

(7) 代表者の印鑑証明(個人にあっては、印鑑証明)

(8) 従業員名簿

(9) 保有車両表(市の施設への搬入を希望する車両のみ車検証の写しとその車両の写真を添付)

(10) 事業系一般廃棄物搬入届(排出事業者が記入すること。)

(11) 事業所の配置図及び土地の登記簿謄本(自己の所有に属さない場合にあっては、賃貸借契約書の写し)

(12) 駐車場の位置図(自己の所有属さない場合にあっては、賃貸借契約書の写しを添付)

(13) 処理施設、処分施設等の構造仕様書、計画図、付近の見取図及び写真(自己で所有している場合に限る。)

(14) 法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した書類

(15) 委託又は許可を受けている地方公共団体名一覧表

(16) その他市長が必要と認める書類又は指示するもの

2 前各号に変更が生じたときは、その都度速やかに市長に届出なければならない。

(許可基準)

第3条 一般廃棄物処理業の許可をする場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に適合していること。

(2) 市の施設に搬入する使用車両は、4トン以下であること。
使用車両は、走行中に廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れる恐れのないものであること。

(3) 使用車両には、許可を受けようとする業者の名称(個人にあっては氏名)を車両の両側面に表示していること。

(4) 無蓋車両のシート類は、十分に大きいものを使用し、ロープその他所要の附属品(予備品を含む。)を常備していること。

(5) 使用車両に適合した保管場所を有し、かつ、保管場所の使用に対する権利を有していること。

(6) その他市長が特に認める事項

(検査)

第4条 市長は、搬入業者に対し、本市の施設搬入時(受付から後計量までの最終行程に至るまでの間)において、次に掲げる事項について随時検査を行うものとする。

(1) 許可申請書等の記載内容に違反する事項

(2) 作業の実施にあたり、法令等の規定又は許可条件に違反する事項

(3) 施設の維持管理上必要と認める事項

(4) 生活環境の保全上必要と認める事項

(5) その他必要と認める事項

(不利益処分の基準)

第5条 市長は、前条に規定する検査を行い違反等が発覚したとき、又は施設内で事故等を起こしたときは、当該搬入業者に対し、許

可の取消し等の不利益処分を行うものとする。

2 許可の取消し等の不利益処分の基準は、別表に定めるとおりとする。

(審査委員会)

第6条 市長は、前条に規定する許可の取消し等の不利益処分に関する事項を審査するため、大和市一般廃棄物処理業不利益処分審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 規則第23条に規定する許可の取消し及び搬入停止に係る不利益処分に関すること。

(2) その他指導に関すること。

3 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

(1) 環境農政部長

(2) 総務部長

(3) 環境管理センター所長

(4) 環境総務課長

(5) 生活環境保全課長

(6) 施設課長

(7) 収集業務課長

4 委員会に委員長を置き、環境農政部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるときは又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

8 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

9 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

10 委員会の庶務は、環境管理センター施設課管理担当において処理するものとする。

(平21告示119・一部改正)

(委員会手続きの省略)

第7条 不正行為、事故等の不利益処分で、搬入停止7日以内の不利益処分を課すときは、委員会の手続きを省略することができる。

(仮処分等)

第8条 環境管理センター所長は、前条に規定する以外のときで、施設の維持管理上、生活環境の保全上等緊急を要すると判断したときは、仮処分を行うことができる。

2 仮処分を行ったときは、速やかに委員会を開催し、正式処分を決定するものとする。

3 許可の取消し等の不利益処分を行う場合において、許可を取消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与をそれぞれ行うこととする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に一般廃棄物処理業の許可証の交付を受けている者は、この要綱の相当規定により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成21年告示第119号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

不利益処分の基準

(1) 不正行為

項目＼回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	備考
資源物の混入	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止7日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	以後30日停止の繰り返し
市域外廃棄物の混入	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	以後許可取消し
産業廃棄物の混入	指示書	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	許可取消し	
適正処理困難物の混入	指示書	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	許可取消し	・不燃物 ・粗大ごみ
医療系廃棄物の混入	指示書	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止30日	許可取消し		・注射針 ・血液付着物 ・透析用器具 ・その他感染性医療廃棄物
その他の違反	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止7日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	以後30日停止の繰り返し ・許可基準違反 ・許可条件違反 ・市民への迷惑行為 ・その他

備考

1 表中の日数は、環境管理センターへのごみ搬入停止期間を示す。

2 搬入停止の期間は、不正行為が発覚した日を除き、指定する暦日による期間とする。

3 2以上の項目が重なった場合は、それぞれの項目の停止回数ごとに規定する搬入停止期間を合算した期間を搬入停止の期間とする。

4 違反回数の積算は、当該不正行為が行われた日の5年前から起算する。

5 違反回数は、搬入業者ごとにカウントする。

(2) 施設内における事故等

項目	被害状況	処分内容(搬入停止期間等)	備考
事故	①物損(車両)のみ	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間	2回目は②と同様の扱い
	②軽傷者を出した	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間	2回目は③と同様の扱い
	③重傷者を出した	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間	2回目は④と同様の扱い
	④死亡者を出した	許可の取消し	
施設(財産)に与えた損害	⑤安全・円滑運営に軽微な支障が生じた	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間	2回目は⑥と同様の扱い
	⑥処理施設の機能を一部停止させた	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間	2回目は⑦と同様の扱い
	⑦安全・円滑運営に重大な支障が生じた	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間	2回目は⑧と同様の扱い
	⑧処理施設の機能を全部停止させた	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に20日間を加えた期間	2回目は許可の取消

備考

1 事故等の回数の積算は、当該事故等を起こした日の5年前から起算する。

2 事故等の回数は、搬入業者ごとにカウントする。

3 事故等において、被害又は損害状況が重複した場合には、それぞれの処分内容を合算した期間とする。

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱

平成20年1月30日
告示第24号

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭及び事業所から排出される厨芥類等の生ごみや庭木の剪定枝、落葉等の減量化及び資源化対策の一環として、生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機又はガーデンシュレッダー(以下「容器等」という。)を設置する者に対し、その購入費の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生ごみ処理容器 土中の微生物を利用して生ごみを分解、減容し、たい肥化する容器(土の上に据えるコンポストタイプの生ごみ処理容器を含む。)

(2) 電動式生ごみ処理機 電力を利用して生ごみを分解、減容し、たい肥化又は消滅させる器具

(3) ガーデンシュレッダー 動力を利用して庭木の剪定枝、落葉等を粉砕しチップ化する器具

(補助対象品目)

第3条 補助金の交付を受けることができる容器等は、次に掲げる要件に適合した製品として販売店から販売され、購入金額が5,000円(消費税を含む。)以上のものとする。

(1) 生ごみ処理容器
ア 材質が耐水性及び耐久性を備えたもの
イ 底面が地中に埋まるもの(コンポストタイプの場合に限る。)
ウ 臭気等の発散及び雨水等の流入を防止するための蓋を備えたもの(コンポストタイプの場合に限る。)

(2) 電動式生ごみ処理機
ア 電力を利用して稼動するもの
イ 材質が耐水性及び耐久性を備えたもの

(3) ガーデンシュレッダー
ア 動力を利用して稼動するもの
イ 材質が耐水性及び耐久性を備えたもの

2 前項の規定にかかわらず、環境への負荷が懸念されるディスポーザータイプのものは、補助の対象としないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも適合していなければならない。

(1) 容器等を、家庭及び事業所から排出される厨芥類等の生ごみ又は庭木の剪定枝、落葉等の処理に活用しようとする者

(2) 容器等を使用したことによる成果物を自家又は自所で利用し、その処理ができる者(自家処理できる限度を超えた成果物については、市が指定するものに処理を依頼することができる。)

(3) 大和市内に住所を有し、現に居住している世帯の代表者又は大和市内で事業を1年以上営み、引き続き事業を営む事業所

(4) 市税等の未納がないこと。

2 前項の規定により補助の対象となる容器等は、生ごみ処理容器については1世帯又は1事業所当たり2基までとし、電動式生ごみ処理機及びガーデンシュレッダーについては1世帯又は1事業所当たりそれぞれ1基までとする。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、市内の自治会がガーデンシュレッダーを購入した場合には、これを補助の対象とすることができる。ただし、対象となる数は、1団体当たり1基とする。

4 前2項の規定にかかわらず、補助を受けた者が、補助の対象となった容器を購入した日から5年を過ぎて買い替えた場合は補助の対象とする。

(補助金の額等)

第5条 第3条第1項に該当するものへの補助金の額は、同項第1号については購入金額の10分の9、同項第2号及び第3号については購入金額の4分の3とし、それぞれの上限金額は次のとおりとする。

(1) 生ごみ処理容器 1基当たり5,000円

(2) 電動式生ごみ処理機 1基当たり50,000円

(3) ガーデンシュレッダー 1基当たり30,000円

2 前条第3項に該当する団体に補助する場合の補助金の額は、購入金額の4分の3とし、その上限金額は60,000円とする。

3 前2項で算出された補助金の額に端数が生じた場合の処理は、次のとおりとする。

(1) 生ごみ処理容器 100円未満を切り捨て

(2) 電動式生ごみ処理機 1,000円未満を切り捨て

(3) ガーデンシュレッダー 1,000円未満を切り捨て

(交付の申請)

第6条 申請者は、容器等を購入後6月以内に、生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書(第1号様式)に当該容器等の保証書又は取扱説明書の写し及び領収書の原本を添付して申請しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請を受けたときは、第3条及び第4条の規定に適合しているかを審査し、補助金交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

（交付の請求）
第8条　前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、生ごみ処理容器等設置費補助金請求書(第3号様式)により請求するものとする。
（受給者の責務）
第9条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該容器等を常に良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。
（補助金の返還等）
第10条　市長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けた者があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金を返還させることができる。
（様式）
第11条　この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。
（その他）
第12条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この要綱は、公表の日から施行する。

別表(第 11 条関係)

様式番号	様　式　の　名　称	関係条文
第 1 号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書	第 6 条
第 2 号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書	第 7 条
第 3 号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金請求書	第 8 条

大和市資源分別回収事業実施規則

平成21年3月30日
規則第60号

（趣旨）
第1条　この規則は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)の趣旨にのっとり、資源の分別回収の拡大及び安定化を通じて廃棄物の減量化、資源化を図るために、家庭系廃棄物に含まれる資源を市が分別回収する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)　資源　条例第2条第2項第6号に定める資源物をいう。
(2)　自治会　大和市自治会連絡協議会に加入している住民組織をいう。ただし、当該住民組織が存在しない地域にあっては、その地域において市が実施する資源の分別回収に協力する法人又は団体とする。
(3)　リサイクルステーション　次の区分により、市民及び事業者が分別した資源を排出する場所として自治会が選定し市長に届け出たものをいう。
ア　総合リサイクルステーション　第4条第2項各号に掲げる資源の全てを回収する場所又は同項第2号に規定するB資源を回収する場所であって30世帯以上の利用があるもの(ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、30世帯未満でも設置できるものとする。)
イ　小規模リサイクルステーション　第4条第2項第1号に規定するA資源又は同項第3号に規定するその他プラスチック製容器包装を回収する場所
（平21規則79・一部改正）
（リサイクルステーション）
第3条　自治会は、次の各号のいずれにも該当する場所を、資源回収の開始を希望する日の2週間前までにリサイクルステーションとして選定し、リサイクルステーション設置等申請書により市長へ届け出なければならない。
(1)　市民が安全に資源を排出できること。
(2)　資源を置くことができる十分な広さがあること。
(3)　回収車が横付けでき、安全で効率的な回収作業を行うことができること。
(4)　土地所有者、周辺住民等に設置の了解を得ていること。
2　自治会は、総合リサイクルステーションを新設する場合には、リサイクルステーション設置等申請書に併せ、利用者の一覧表等当該リサイクルステーションの利用世帯数が確認できる書類を添付しなければならない。
3　リサイクルステーションの場所等に変更が生じた場合又はリサイクルステーションを廃止する場合についても、リサイクルステーション設置等申請書により市長へ届け出なければならない。
4　リサイクルステーションの設置に関し必要な事項は別に定める。
（資源の分別回収）
第4条　市は、別に定める資源回収日に、リサイクルステーションに排出された資源を回収するものとする。
2　前項の規定により、市が回収する資源は次の区分のとおりとする。
(1)　A資源
ア　新聞及び折り込みチラシ
イ　段ボール
ウ　雑誌、本その他の紙
エ　布類
(2)　B資源
ア　紙パック
イ　紙製容器包装
ウ　空き缶・金物類(アルミ、スチールその他の金属)
エ　空きびん類(生きびん、透明びん及び色付きびん)
オ　ペットボトル
カ　白色トレイ
(3)　その他プラスチック製容器包装
3　市長は、資源を、A資源、B資源及びその他プラスチック製容器包装の各品目に分けて回収するものとする。
（相互協力）
第5条　市長及び自治会は、資源の回収を実施するにあたっては、相互に協力し、及び連携するものとする。
2　市長は、リサイクルステーションに不法投棄された廃棄物の回収等を自治会と協力して行うものとする。
3　自治会は、共同住宅専用のリサイクルステーションに不法投棄された廃棄物については、条例第35条第3項の規定により、自らの責任で処理するものとする。
（維持管理及び資源の分別指導）
第6条　自治会は、リサイクルステーションの清掃等の維持管理を行うものとする。この場合において、B資源の回収に際しては、回収に使用するコンテナ等の回収用具の配置、片付け等を併せて行うものとする。
2　自治会は、A資源、B資源及びその他プラスチック製容器包装が適正に排出されるよう、当該自治会の区域の市民に対し、資源の分別指導を行うものとする。
3　市長は、前2項の規定によるリサイクルステーションの維持管理及び資源の分別指導に関し、自治会を指導し、当該指導に必要な書類の提出を求めることができる。
（報奨金及び維持管理費）
第7条　市長は、資源の分別回収を市と協力して実施する自治会に、次の資源回収報奨金(以下「報奨金」という。)及びリサイクルステーション維持管理費(以下「維持管理費」という。)を交付する。
(1)　報奨金　次に定める種類ごとに、資源回収量の実績に基づき1キログラム当たりの定額により自治会へ交付するもの
ア　可燃性資源(新聞と折り込みチラシ、段ボール、雑誌・本・その他の紙、紙パック及び布類)　回収量1キログラムにつき3円
イ　不燃性・樹脂資源(空き缶・金属類、空きびん類、ペットボトル及び白色トレイ)　回収量1キログラムにつき2円
(2)　維持管理費　総合リサイクルステーション1か所につき月額4,000円を自治会に交付するもの(ただし、利用世帯が30世帯未満の総合リサイクルステーションについては、交付しない。)
2　前項の報奨金及び維持管理費は、1年度を3か月ずつ4期に区分した各期ごとに、自治会ごとに算定するものとする。この場合において、報奨金の算定方法は別に定める。
3　市長は、資源回収報奨金交付通知書により、前項の区分各期の最終の月の翌月の末日までに報奨金及び維持管理費を交付する。
4　リサイクルステーションが新設された場合の報奨金及び維持管理

費については、新設日の属する月の分から支払うものとし、廃止の場合は、廃止日の属する月までの分を支払うものとする。
5 市長は、自治会が次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金及び維持管理費を交付しないことができる。
(1) 資源回収報奨金辞退届により報奨金及び維持管理費の交付を辞退したとき。
(2) リサイクルステーションを維持管理する者又は資源の回収における分別指導を実施する者が不在のとき。
(3) 前条第3項の規定による指導にも関らず、リサイクルステーションを適正に維持管理しないとき、又は資源の回収における分別指導を適正に実施しないとき。
(4) 前条第3項及び次条第2項の規定による提出要求に応じないとき。
(平21規則79・一部改正)
(報奨金及び維持管理費の返還)
第8条 市長は、自治会が、偽りその他不正な行為により報奨金及び維持管理費の交付を受けたときは、当該報奨金及び維持管理費の全部又は一部を返還させることができる。
2 市長は、前項に関する調査の目的のため、自治会に対して必要な書類の提出を求めることができる。
(様式)
第9条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。
(その他)
第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現に資源回収事業の対象となっている自治会については、この規則の相当規定により認められたものとみなす。
附 則(平成21年規則第79号)
この規則は、平成21年7月1日から施行する。

別表(第9条関係)

様式番号	様 式 の 名 称	関係条文
第 1 号様式	リサイクルステーション設置等申請書	第 3 条
第 2 号様式	資源回収報奨金交付通知書	第 7 条
第 3 号様式	資源回収報奨金辞退届	第 7 条

大和市柳橋ふれあいプラザ条例

平成5年12月24日
条例第32号

(趣旨)
第1条 この条例は、柳橋ふれあいプラザの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。
(設置)
第2条 ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を図るため、柳橋ふれあいプラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。
2 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。
(1) 名称 大和市柳橋ふれあいプラザ
(2) 位置 大和市草柳三丁目12番地1
(平16条例3・一部改正)
(指定管理者による管理)
第3条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
(平17条例11・追加)
(指定管理者が行う業務)
第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) プラザの使用の承認に関する業務
(2) プラザの使用料に関する業務
(3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの業務のうち、市長が必要と認めるもの
(平17条例11・追加)
(公募)
第5条 市長は、指定管理者にプラザの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。
(1) プラザの概要
(2) 申込期間
(3) 使用料に関する事項
(4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
(5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
(6) 選定の基準
(7) その他市長が別に定める事項
(平17条例11・追加・旧第3条繰下・一部改正)
(指定管理者の指定の申込み)
第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にプラザの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。
(平17条例11・追加・旧第4条繰下)
(選定基準)
第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。
(1) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
(2) プラザの効用を最大限に発揮するものであること。
(3) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
(4) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
(5) その他市長が別に定める基準
(平17条例11・追加・旧第5条繰下)
(選定の結果の通知)
第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。
(平17条例11・追加・旧第6条繰下)
(再選定等)
第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。
(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
(2) 新たに判明した事実により、プラザの管理を行うことが不適当であると認められたとき。
2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。
(平17条例11・追加・旧第7条繰下・一部改正)
(指定管理者の指定の告示)
第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。
(平17条例11・追加)
(指定期間)
第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。
(平17条例11・追加)
(協定の締結)
第12条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。
2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。
(1) 指定期間に関する事項
(2) 管理業務に関する事項
(3) 使用料に関する事項
(4) 管理業務報告に関する事項
(5) 管理費用に関する事項
(6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
(9) その他市長が別に定める事項
(平17条例11・追加)
(事業報告書の作成及び提出等)
第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、プラザに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。
(1) プラザの管理業務の実施状況
(2) プラザの使用料の収入の実績
(3) プラザの管理に係る経費の収支状況
(4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項
(平17条例11・追加)
(指定の取消しの告示等)
第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。
2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。
(平17条例11・追加)
(開館時間)
第15条 プラザの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。
2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。
(平17条例11・追加)
(休館日)
第16条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。
(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日
(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
2 指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。
3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。
(平17条例11・追加)
(使用の承認)
第17条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。
2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
(平17条例11・旧第3条繰下・旧第8条繰下・一部改正)
(使用の不承認)
第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用の承認をしない。
(1) プラザの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
(2) プラザの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めたとき。
(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
(4) その他指定管理者が管理上その使用を不適当と認めたとき。
(平9条例20・一部改正、平17条例11・旧第4条繰下・旧第9条繰下・一部改正)
(使用承認の取消等)
第19条 指定管理者は、第17条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。
(1) 第17条第2項に規定する条件に違反したとき。
(2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
(5) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。
2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者(以下「利用者」という。)について準用する。
(平17条例11・旧第5条繰下・旧第10条繰下・一部改正)
(入場の拒否)
第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる。
(平17条例11・旧第6条繰下・旧第11条繰下・一部改正)
(目的外使用等の禁止)
第21条 使用者は、承認を受けた目的以外にプラザを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(平17条例11・旧第7条繰下・旧第12条繰下)
(原状回復の義務)
第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、プラザの施設又は設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
2 使用者は、施設等の使用を終わったときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第19条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命じられたときも同様とする。
3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、使用者の負担とする。
(平17条例11・旧第8条繰下・旧第13条繰下・一部改正)
(損害賠償義務)
第23条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
(平17条例11・追加)
(使用料)
第24条 使用者は、別表第1に掲げる施設を使用しようとするときは、使用時間(使用の承認を受けた時間をいう。以下同じ。)に応じ、別表第2に掲げる施設を使用しようとするときは、使用回数に応じ、それぞれ当該各表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は公益のために使用する場合その他特別の理由がある場合において、市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。
2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
(平8条例29・一部改正、平17条例11・旧第10条繰下・旧第15条繰下)
(個人情報の取扱い等)
第25条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例(平成15年大和市条例第22号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。
2 指定管理者及びプラザの業務に従事している者は、プラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。
(平17条例11・追加)
(情報公開)
第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。
(平17条例11・追加)
(委任)
第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(平17条例11・旧第12条繰下・旧第17条繰下)

附　則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附　則(平成8年条例第29号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附　則(平成9年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成16年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成17年条例第11号)

(施行期日)

1　この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　第1条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第8条の規定により受けた承認であって、第2条の規定の施行の日以後の使用に係るものは、第2条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第17条の規定により受けた承認とみなす。

別表第1(第24条関係)

(平8条例29・旧別表・一部改正、平17条例11・一部改正)

施設名＼区分	午前 10 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
第 1 集会室	1 時間につき　600 円	1 時間につき　750 円
第 2 集会室	1 時間につき　300 円	1 時間につき　400 円
会　議　室	1 時間につき　150 円	1 時間につき　200 円
調理実習室	1 時間につき　200 円	1 時間につき　250 円

備考　使用時間又は使用時間を超えて使用した時間に、1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とみなして使用料を計算するものとする。

別表第2(第24条関係)

(平8条例29・追加、平17条例11・一部改正)

施設名＼区分	市内に住所を有する者		市外に住所を有する者	
浴室	中学生以上	1 回につき　100 円	中学生以上	1 回につき　300 円
	小学生	1 回につき　50 円	小学生	1 回につき　150 円
	幼児	無料	幼児	1 回につき　50 円

備考

1　1回とは、浴室に入場してから退場するまでをいう。

2　幼児とは、小学校就学前の者をいう。

大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則

平成6年2月24日
規則第2号

(趣旨)

第1条　この規則は、大和市柳橋ふれあいプラザ条例(平成5年大和市条例第32号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平17規則33・平18規則30・一部改正)

(申込書)

第2条　条例第6条の申込書は、指定管理者指定申込書とする。

(平17規則33・追加、平18規則30・一部改正)

(申込書に添えて提出する書類)

第3条　条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1)　申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類

(2)　その他市長が必要と認める書類

(平17規則33・追加、平18規則30・一部改正)

(利用時間)

第4条　大和市柳橋ふれあいプラザ(以下「プラザ」という。)の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用時間を臨時に変更することができる。

(1)　浴室　午前10時から午後4時まで

(2)　浴室以外の施設　午前10時から午後9時まで

2　前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。

(平17規則33・旧第2条繰下、平18規則30・一部改正)

(使用申請)

第5条　条例第17条の規定によりプラザの使用(特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときを含む。)の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に定める施設の区分に応じ、当該各号に定める手続を行わなければならない。

(1)　条例別表第1に掲げる施設(以下「集会室等」という。)　次に掲げる申請者に応じ、それぞれ次に定める期間内にプラザ使用申請書を指定管理者に提出する。

ア　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録され、若しくは外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者又は本市内に事務所を有する事業者等の団体　使用日の6月前から前日(休館日の場合は、その前日)まで

イ　第15条第1号に掲げる事業に使用するもの　使用日の1年前から前日(休館日の場合は、その前日)まで

ウ　ア及びイに掲げるもの以外のもの　使用日の3月前から前日(休館日の場合は、その前日)まで

(2)　集会室等以外の施設　使用する前に次条に規定する利用者カードを提示し、受付簿に所定事項を記載する。

(平7規則18・平9規則14・一部改正、平17規則33・旧第3条繰下・一部改正、平18規則30・平23規則17・一部改正)

(利用者カードの交付)

第6条　集会室等以外の施設を使用しようとする者は、あらかじめ利用登録票を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

(平7規則18・平9規則14・一部改正、平17規則33・旧第4条繰下・一部改正、平18規則30・一部改正)

(登録内容の変更)

第7条　利用者カードの交付を受けた者が、登録内容を変更したいときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(平7規則18・一部改正、平17規則33・旧第5条繰下)

(利用者カードの再交付)

第8条　利用者カードの交付を受けた者が、利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。

(平7規則18・一部改正、平17規則33・旧第6条繰下)

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第9条　利用者カードの交付を受けた者は、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平7規則18・一部改正、平17規則33・旧第7条繰下)

(使用の承認等)

第10条　指定管理者は、第5条の規定による使用申請があったときは、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、同条第1号の規定による使用申請については、プラザ使用決定通知書を申請者に交付するものとする。

2　集会室等の使用時間は、準備及び原状に回復するための時間を含むものとする。

3　集会室等の使用者は、使用の際、第1項後段に規定するプラザ使用決定通知書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(平7規則18・旧第4条繰下・一部改正、平9規則14・一部改正、平17規則33・旧第8条繰下・一部改正、平18規則30・一部改正)

(遵守事項)

第11条　使用者又は使用者の使用目的に応じて入場した者(第17条において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　承認された使用目的以外に施設、付属設備その他の器具等を使用しないこと。

(2)　付属設備その他の器具等を当該施設外に承認を得ずに持ち出さないこと。

(3)　火気を承認を得ずに使用し、又は危険若しくは不潔な物品を

持ち込まないこと。
(4) 施設及び付属設備に承認を得ずにはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
(5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。
(平7規則18・旧第5条繰下、平17規則33・旧第9条繰下、平18規則30・一部改正)
(管理上の入室)
第12条 指定管理者は、管理上必要があると認めたときは、使用中の施設に入室することができる。
(平7規則18・旧第6条繰下、平17規則33・旧第10条繰下、平18規則30・一部改正)
(使用の変更又は取消し)
第13条 使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、プラザ使用変更(取消)承認申請書をあらかじめ指定管理者に提出しなければならない。
2 指定管理者は、前項の規定による承認申請があったときは、その適否を決定し、プラザ使用変更(取消)決定通知書により使用者に通知するものとする。
(平7規則18・旧第7条繰下・一部改正、平17規則33・旧第11条繰下・一部改正、平18規則30・一部改正)
(使用料の納付)
第14条 使用者は、条例第24条第1項本文の規定による使用料を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
2 使用の承認後に使用の内容を変更したため、追加して納入する使用料については、市長が指定する期日までに納入しなければならない。
(平7規則18・旧第8条繰下、平17規則33・旧第12条繰下・一部改正、平18規則30・一部改正)
(使用料の減免)
第15条 条例第24条第1項ただし書の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額を減額する。
(1) 市が主催又は共催する事業に使用するとき。 使用料の全額
(2) 指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に使用するとき。 使用料の全額
(3) 地域における自治活動その他公共的活動を目的とする団体が、その目的のために使用するとき。 使用料の2分の1の額
(4) 市の出資した一般財団法人及び一般社団法人並びに社会福祉法人が使用するとき。 使用料の2分の1の額
(5) 国又は地方公共団体が主催する事業に使用するとき。 使用料の2分の1の額
(6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めたとき。 使用料の全額
(平14規則19・全改、平17規則33・旧第13条繰下・一部改正、平18規則30・平20規則96・一部改正)
(使用料の還付)
第16条 条例第24条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに使用料の全額を還付する。
(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。
(2) 第13条の規定により使用日の3日前までに使用の取消しの承認申請をし、指定管理者が承認したとき。
(平7規則18・旧第10条繰下・一部改正、平9規則14・一部改正、平17規則33・旧第14条繰下・一部改正、平18規則30・一部改正)
(破損又は滅失の届出)
第17条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、プラザの施設又は付属設備その他の器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てその指示を受けなければならない。
(平7規則18・旧第11条繰下、平17規則33・旧第15条繰下、平18規則30・一部改正)
(様式)
第18条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は第1号様式については市長が、第2号様式から第6号様式までについては指定管理者が別に定める。
(平18規則30・追加)
(その他)
第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
(平7規則18・旧第12条繰下、平9規則14・一部改正、平17規則33・旧第16条繰下、平18規則30・旧第18条繰下)
附 則
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則(平成20年規則第96号)
この規則は、平成20年12月1日から施行する。
附 則(平成23年規則第17号)
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(改正経過は一部省略)

別表(第18条関係)
(平18規則30・追加)

様式番号	様 式 の 名 称	関係条文
第 1 号様式	指定管理者指定申込書	第 2 条
第 2 号様式	プラザ使用申請書	第 5 条及び第 10 条
第 3 号様式	利用者カード	第 5 条から第 9 条まで
第 4 号様式	プラザ使用決定通知書	第 10 条
第 5 号様式	プラザ使用変更(取消)承認申請書	第 13 条
第 6 号様式	プラザ使用変更(取消)決定通知書	第 13 条

大和市証紙条例

昭和47年3月25日
条例第13号

(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。
(徴収する歳入)
第2条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、次のとおりとする。
(1) 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)別表第1に定めるし尿並びに粗大ごみ及び大型粗大ごみの手数料
(2) 大和市コミュニティセンター設置条例(昭和54年大和市条例第6号)別表第2に定める施設使用料
(平19条例31・全改)
(証紙の種類)
第3条 証紙の種類は、10円、30円、40円、50円、100円、150円、200円、250円、300円、400円、500円及び1,000円とする。
(昭56条例35・一部改正)
(領収書の不発行)
第4条 第2条の規定により歳入を徴収したときは、領収書を発行しない。
(証紙の売りさばき)
第5条 証紙の売りさばきは、市長が指定する売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)において行うものとする。
2 売りさばき人は、市長の定めるところにより、本市から証紙を買い受けるものとする。
3 市長は、第1項の規定により売りさばき人を指定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。
(昭56条例35・一部改正)
(証紙の無効)
第6条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。
(昭56条例35・一部改正)
(証紙の返還等)
第7条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類を変更し、若しくは廃止したとき、又は第5条第1項の規定

による売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により証紙を返還して還付を受けようとする者は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に対応する証紙の売りさばき手数料に相当する金額の現金を同時に納付しなければならない。証紙を他の証紙と交換する場合も、同様とする。

(昭56条例35・一部改正)

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない期間内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第29号で昭和47年5月15日から施行)

附 則(昭和49年条例第30号)

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第35号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成19年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

大和市証紙条例施行規則

昭和47年5月14日
規則第30号

注 昭和55年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証紙の形式等)

第2条 証紙の形式等は、し尿証紙(第1号様式(その1))、粗大ごみ証紙(第1号様式(その2))及びコミュニティセンター証紙(第1号様式(その3))とする。

(平19規則76・全改)

(証紙の調製)

第3条 証紙を調製するときは、会計管理者が指定する職員(以下「職員」という。)を立ち会わせなければならない。

2 職員は、印刷の開始から終了まで立ち会い、印刷済の証紙の盗難その他の事故がないようにしなければならない。

(昭55規則32・平5規則11・平19規則34・一部改正)

(証紙の調製報告)

第4条 職員は、証紙の印刷が終了したときは、証紙調製報告書(第2号様式)とともに印刷した証紙を遅滞なく会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、内容を照査したうえ証紙を保管するものとする。

(昭55規則32・平5規則11・平19規則34・一部改正)

(証紙の出納)

第5条 会計管理者は、証紙出納簿(第3号様式)を備え、引渡しを受けた証紙を種類別に整理し、記録しておかなければならない。

(平19規則34・一部改正)

(本市の証紙発売所)

第6条 本市の証紙の発売所は、証紙主管課、市民課及び大和市役所連絡所設置規則(昭和49年大和市規則第5号)別表に定める連絡所(以下「発売所」という。)とする。

(昭55規則32・全改、昭56規則55・平元規則53・平11規則43・一部改正)

(証紙の請求及び受付)

第7条 前条に規定する発売所で証紙を発売する出納員(以下「発売人」という。)が証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付請求書(第4号様式)を会計管理者に提出して交付を受けなければならない。

(昭55規則32・平19規則34・一部改正)

(発売人の備付帳簿)

第8条 発売人は、保管証紙の受払い及び売りさばき代金の出納を明らかにするため、証紙売りさばき代金出納簿(第5号様式)を備えておかなければならない。

(昭55規則32・一部改正)

(証紙の返納)

第9条 発売人は、保管中の証紙のうち、き損又は汚染等のため使用できないと認めるものが生じたときは、証紙返納書(第6号様式)により会計管理者に返納しなければならない。

(昭55規則32・平19規則34・一部改正)

(検査)

第10条 会計管理者は、必要があると認めるときは、発売人の保管する証紙及び帳簿を検査することができる。

(昭55規則32・平19規則34・一部改正)

(売りさばき手数料の額の算定等)

第11条 売りさばき人に対する証紙売りさばき手数料は、し尿証紙購入総額に100分の10を乗じて得た額、粗大ごみ証紙購入総額に100分の15を乗じて得た額及びコミュニティセンター証紙購入総額に100分の10を乗じて得た額のそれぞれの額(以下この項において「各算出額」という。)に各算出額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 前項に規定する証紙売りさばき手数料は、証紙購入のときに支給する。

(昭55規則32・昭56規則55・平元規則23・平5規則11・平11規則43・平19規則76・一部改正)

(焼却処分)

第12条 会計管理者は、保管中の証紙で使用できないと認めるものがあるときは、焼却処分にすることができる。

(平19規則34・一部改正)

(証紙のはり付け)

第13条 し尿証紙はし尿くみ取り報告伝票(第7号様式)に、粗大ごみ証紙は排出する粗大ごみに、コミュニティセンター証紙はコミュニティセンター使用申請書にそれぞれはり付けて使用しなければならない。

(平20規則4・一部改正)

(使用済証紙)

第14条 証紙主管の課長は、はり付けられた証紙が再使用できないように処理しなければならない。

(昭55規則32・全改、平5規則11・一部改正)

附 則

この規則は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則(平成20年規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の大和市証紙条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第13条の規定による証紙のはり付けその他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

(改正経過は一部省略)

大和市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成 22 年 6 月 29 日
条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 飲食用容器等 飲食物を収納し、又は収納していた袋、ペット

ボトル、缶その他の容器及びチューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(2) 犬の飼い主　犬を所有し、又は管理する者をいう。

(3) ポイ捨て等　飲食用容器等をごみ箱等の回収容器以外の場所に捨てること及び犬の飼い主が飼い犬のふんを放置することをいう。

(4) 市民等　市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。

(5) 事業者　市内で事業活動を行うものをいう。

(6) 所有者等　市内において、土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(7) 公共の場所等　道路、広場、公園、河川その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。

(市の責務)

第3条　市は、ポイ捨て等の防止に係る意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

2　市は、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条　市民等は、公共の場所等で自ら生じさせた飲食用容器等を持ち帰り、又はごみ箱等の回収容器に収納しなければならない。

2　市民等は、地域におけるポイ捨て等を防止するため、清潔できれいなまちづくりの推進への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条　事業者は、ポイ捨て等を防止するため、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努めるとともに、ポイ捨て等の防止に向けた意識の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2　自動販売機により容器入り飲料等を販売するものは、回収容器を併設し適正な管理に努めなければならない。

3　事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(犬の飼い主の責務)

第6条　犬の飼い主は、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、そのふんを回収し、自宅に持ち帰った上で適正に処理しなければならない。

(所有者等の責務)

第7条　所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又は工作物等にポイ捨て等をされないように必要な措置を講じるよう努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(ポイ捨て等の禁止)

第8条　何人も、公共の場所等にポイ捨て等をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条　市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう口頭により指導し、又は書面により勧告することができる。

(公表)

第10条　市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2　市長は、前項の規定による公表をするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない。

(表彰)

第11条　市長は、この条例の目的に寄与したと認められる活動をした市民等及び事業者を表彰することができる。

(委任)

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　第10条の規定は、平成23年1月1日以後に第8条の規定に違反した場合に係る第9条の規定による勧告に違反した者に対して適用する。

大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

平成22年9月29日
規則第46号

(趣旨)

第1条　この規則は、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成22年大和市条例第13号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条　条例第9条の規定による勧告は、勧告書(第1号様式)により行うものとする。

(公表)

第3条　条例第10条第1項の規定による公表は、勧告の内容及び勧告を受けた者がこれに従わないことについて、大和市公告式条例(昭和31年大和町条例第7号)に定める掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、前項に規定する勧告を受けた者に対し、あらかじめ、公表通知書(第2号様式)によりその内容を通知し、意見を聴かなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

(表彰)

第4条　条例第11条の規定による表彰は、表彰の取扱いに関する規程(昭和41年神奈川県訓令第7号)及び神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者地域県政総合センター所長表彰要綱(昭和56年5月26日施行)の規定に基づく表彰の受賞者であって、清潔できれいなまちづくりを推進する活動が顕著で条例の目的に寄与すると市長が認めるものに対して行うものとする。

2　表彰は、表彰状及び記念品を授与することにより行うものとする。

(委任)

第5条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成23年1月1日から施行する。

(第1号様式、第2号様式及び第3号様式は省略)

大和市手数料条例(抜粋)

昭和26年4月1日
条例第9号

(手数料の額)

第2条　手数料の額は、別表のとおりとする。

(納付方法)

第3条　手数料は、申請又は交付のときに納付しなければならない。ただし、別表家庭汚水等のくみ取り関係に定める手数料については、くみ取りの都度納付しなければならない。

2　既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の免除等)

第4条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

(1) 本市の住民で公費の扶助を受けている者又は扶助を受けるために必要とする者から請求があったとき。

(2) 公簿、図面その他一般に周知させる必要があると認めるものの閲覧について請求があったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2　前項に定めるもののほか、法令の規定により無料とされるものについて請求があったときは、手数料を徴収しない。

別表(第2条関係)

家庭汚水等のくみ取り関係

番号	名　　称	区　　分	金　額
1	家庭汚水(し尿を除く。)	18リットルにつき	5円
2	家庭し尿浄化槽放流水(家庭汚水と一緒の場合を含む。)	18リットルにつき	10円

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(抜粋)

昭和 36 年 3 月 31 日
規則第 5 号

(非常勤職員の職名及び報酬の額)

第 2 条　条例第 1 条第 56 号に規定する非常勤の職員及びその者の受ける報酬の額は、別表のとおりとする。

別表(第2条関係)

番号	職　　名	報　酬　の　額	
14	環境事業推進員	年　額	27,000 円

大和市粗大ごみふれあい収集実施規則

平成 21 年 3 月 30 日
規則第 61 号

(目的)

第 1 条　この規則は、粗大ごみ等の処理が困難な者に対する市民サービスの充実を図るため、粗大ごみ等のふれあい収集について必要な事項を定め、もって高齢者等の暮らしやすい生活環境を整えることを目的とする。

(定義)

第 2 条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗大ごみ等　大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成 4 年大和市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 2 条第 2 項第 3 号に規定する家庭系廃棄物のうち、条例別表第 1 に規定する粗大ごみ及び大型粗大ごみをいう。

(2) 持ち出し　粗大ごみ等を市長が別に定める収集場所まで搬出することをいう。

(3) 粗大ふれあい収集　次条第 1 項に定める世帯ごとに、粗大ごみ等を戸別に収集することをいう。

(対象世帯)

第 3 条　粗大ふれあい収集の対象は、次の各号のいずれかに該当する者で構成されている世帯であって、持ち出しができず、かつ、持ち出しについて他の者の協力を受けられない世帯とする。

(1) 65 歳以上の高齢者

(2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する障害のある者

(3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 3 項に規定する要介護者又は同条第 4 項に規定する要支援者

(4) 前 3 号のほか、特に市長が必要と認めた者

(申込手続等)

第 4 条　粗大ふれあい収集を利用しようとする世帯の世帯主は、口頭により市長に申し込むものとする。

2　市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、粗大ふれあい収集受付票を作成し、当該世帯の状態等を調査した上で、その可否を決定し、当該世帯主に回答するものとする。

3　市長は、前項の規定により粗大ふれあい収集の実施を決定した場合、当該世帯主と協議し、申込みのあった日から 10 日以内に実施するものとする。この場合において、当該世帯主に粗大ふれあい収集を実施する際に、確認書に必要な事項を記載するものとする。

(収集方法)

第 5 条　市長は、粗大ふれあい収集を、粗大ごみ等が現存する場所から搬出することにより実施するものとする。

2　前項に規定する搬出の際に生じた家財又は家屋の損傷等については、市長は責任を負わないものとする。ただし、故意又は過失によるものについては、この限りでない。

(利用の制限)

第 6 条　次に掲げる場合については、粗大ふれあい収集を利用することができない。

(1) 粗大ごみ等の搬出に際し、当該物品の取り出し工事、家屋の解体工事等を要する場合

(2) 粗大ごみ等の搬出に際し、屋内の他の物品の移動を要する場合

(3) 粗大ごみ等が、引越し等の家財道具に該当する場合

(4) その他市長が利用を適当でないと認める場合

(変更等の届出)

第 7 条　粗大ふれあい収集を利用しようとする世帯の世帯主は、次の各号のいずれかに該当する時は、口頭により市長に届け出なければならない。

(1) 当該世帯が第 3 条に該当しなくなったとき。

(2) 粗大ふれあい収集の中止を希望するとき。

2　前項の届出による変更決定は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。

(利用の中止等)

第 8 条　市長は、ふれあい収集の利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集を中止することができる。

(1) 当該世帯が第 3 条に該当しなくなったとき。

(2) 第 6 条各号に該当することが判明したとき。

(3) その他粗大ふれあい収集の実施が困難なとき。

2　前項による中止は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。

(変更)

第 9 条　市長は、相当の理由があると認めるときは、粗大ふれあい収集の日時を変更することができる。

2　前項による変更は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。

(様式)

第 10 条　この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第 11 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に受けている粗大ふれあい収集の申込みについては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第 10 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	粗大ふれあい収集受付票	第 4 条
第 2 号様式	確認書	第 4 条

大和市家具類再生展示施設運営要領

(趣旨)

第 1 条　この要領は、大和市家具類再生展示施設の運営に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条　大和市家具類再生展示施設は、次の事業を行う。

(1) 市民の申込みにより、再生可能な家具類(以下「再生家具類」という。)の戸別収集を実施すること。

(2) 再生家具類を清掃等により再生し、再使用に供すること。

(3) その他必要な事業を実施すること。

(休館日)

第3条　大和市家具類再生展示施設の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が定める日

2　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

(開館時間等)

第4条　大和市家具類再生展示施設の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 4 時とする。ただし、環境管理センターの昼休み時間(午前 11 時 30 分から午後 1 時まで)は、自動車での入場はできない。

2　再生家具類の戸別収集の申込受付時間は、午前 8 時から午後 4 時 45 分とする。

3　第 1 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(再生可能な基準)

第 5 条　再生家具類は、木製家具類を基本とし、再生の可否は再生

家具類判定基準(別表第 1)によるものとする。

(再生家具類の戸別収集)

第6条 再生家具類の戸別収集に際しては、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成 4 年大和市条例第 26 号)第 36 条第 1 項に規定する手数料に相当する証紙を、再生に支障が無い部分に貼り付けてあることを確認し、収集するものとする。

(再生家具類の購入申込み等)

第7条 再生家具類の購入の申込受付期間は、展示期間内(別表第 2)とする。

2 再生家具類の購入の申込みは、前項の展示期間内において 1 人につき 1 点限りとする。

(公開抽選)

第8条 再生家具類の購入申込みが 1 人の場合はその者を当選者とし、2 人以上の場合は公開抽選により当選者を決定する。

2 公開抽選は、前条に定める展示期間最終日(別表第 3)に行うものとする。

3 公開抽選を行うときは、当日の来場者又は市職員をこれに立ち合わせるものとする。

(当選者への通知)

第9条 当選者には、当選通知書(第 1 号様式)により通知する。

2 当選者が都合等により再生家具類の引取りを辞退し、次点の者がいる場合は、その者を当該再生家具類の当選者とし、前項を適用する。

(購入代金等)

第 10 条 再生家具類の当選者は、大和市に当該再生家具類の購入代金を納付しなければならない。

2 購入代金は、納入通知(納付)書兼領収書により指定する日までに納入しなければならない。

3 購入代金は別に定める基準により、1 点 500 円から 5,000 円の範囲で設定するものとする。

4 当選者が納入した購入代金は返金しない。ただし、納入後に再生家具類の引取り辞退の申し出があった場合を除く。

5 前項による辞退の申し出は、辞退届(第 2 号様式)によるものとする。

(再生家具類の引取り等)

第11条 再生家具類の引取期間は、購入代金を納入した日から起算して 14 日以内とする。

2 再生家具類を引き取る者(以下「引取り者」という。)は、領収日付印の押印された納入通知(納付)書兼領収書を提示しなければならない。

3 再生家具類の搬出は、引取り者が引取り書(第 3 号様式)を提出後、自らの責任において行うものとする。

4 大和市は、前項により搬出された再生家具類の瑕疵担保責任を負わないものとする。

(当選の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、当選を取り消すことができる。

(1) 当選者から当該権利の辞退の申し出があったとき。

(2) 当選者が納入期限までに購入代金を納入しなかったとき。

(3) 当選者が引取期限まで再生家具類の引取りを行わなかったとき。

(入館者の遵守事項)

第13条 入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 附属設備、器具等を大和市家具類再生展示施設の外に持ち出さないこと。

(2) 許可なく壁、柱、扉等にポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲げ、若しくは張りつけ、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。

(3) 許可なく動物、不潔な物品等を持ち込まないこと。

(4) 許可なく火気を使用しないこと。

(5) 所定の場所以外での飲食又は喫煙はしないこと。

(6) 騒音、怒声等を発生し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) その他係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第 14 条 利用者は、施設等を損傷し、又は損傷させたときは、直ちにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 5 条関係)

再生家具類判定基準

キ ズ	家具正面などに3cm以上の目立つキズやへこみがない。
汚 れ	多量のシール、油性マジック等の書き込みがない。
破 損	欠損及び損傷(破れ、ササクレ、折損)がない。
機 能	操作テストにおいて動作不良又は引出し、扉若しくは脚が弱くすぐに破損する恐れがない。

別表第 2(第 7 条関係)

展示期間

展示期間	毎月 1 日から第 4 土曜日の午後 2 時まで。 ただし、変更がある場合は、別途期間を提示し周知する。

別表第 3(第 8 条関係)

公開抽選日

公開抽選日	毎月の第 4 土曜日の午後 2 時以降。 ただし、変更がある場合は、別途日時を提示し周知する。

(第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式は省略)

平成２３年度　環境ポスターコンクール　最優秀賞

低学年部門
桜丘小学校３年　　廣瀬岳さん

高学年部門
引地台小学校６年　　平岩美湖さん

平成２３年度版

清 掃 事 業 の 概 要

～　平成２２年度実績　～

発行　　大 和 市
平成 23 年 11 月
編集　　大和市環境農政部
〒242-8601　大和市下鶴間１－１－１
電話　046-260-5497

表紙：大和市クリーンキャンペーン２０１１「清掃の日」活動の様子

この冊子は表紙以外は再生紙を使用しています